公認会計士・監査審査会の活動状況 (令和2年度版)

令和3年7月

公認会計士・監査審査会

本冊子について

公認会計士・監査審査会令第2条の規定に基づいて定めた公認会計士・監査審査会運営規程第16条に基づき、令和2年度(令和2年4月1日~令和3年3月31日)における公認会計士・監査審査会の活動状況を公表します。 読者の便宜を図るために、一部、令和2年3月31日以前の情報及び令和3年4月1日以降の情報も記載しています。

なお、令和2年度及び本年度とは、令和2年4月1日~令和3年3月31日を指し、令和2事務年度及び本事務年度とは、令和2年7月1日~令和3年6月30日を指します。

〇公認会計士・監査審査会運営規程

第 16 条 審査会は、毎年度終了後、当該年度における各種措置及び検査実施 件数等の活動状況を公表するものとする。

≪本冊子に対するご意見等の連絡先≫ 公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課総務係 03-3506-6000(内線 2440)

目 次

はじめに	Z	1
審査会に	こおける新型コロナウイルス感染症への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
【本編】		
第 1 章	声 組織	
1.	公認会計士·監査審査会··································	5
2.	事務局 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
	を記査事務所に対する審査及び検査等	
	概説	
	監査事務所等モニタリング基本方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1) 監査事務所等モニタリング基本方針	9
	(2) 監査事務所等モニタリング基本計画	
3.	監査事務所に対する審査及び検査の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	(1)協会による品質管理レビューの状況	14
	(2)品質管理レビューに対する審査の状況	15
	(3) 監査事務所に対する報告徴収の状況	16
	(4)監査事務所に対する検査の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	(5) 検査結果	17
	(6) 金融庁長官に対する勧告の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	(7) 外国監査法人等に対する検査・監督の状況	18
	審査及び検査等に係る情報発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1)「令和2年版モニタリングレポート」の作成・公表	20
	(2)「監査事務所検査結果事例集」の作成・公表	
5.	関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	(1)金融庁関係部局との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	(2) 協会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3)金融商品取引所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(4) 日本監査役協会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	令和2事務年度の課題に対する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1) ガバナンス等の経営管理態勢の検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2) 監査をめぐる動向を踏まえた状況把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3) オフサイト・モニタリングの強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(4)協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(5) IT を活用した監査とサイバーセキュリティ対策等の状況把握・	
	(6) 情報発信の強化····································	
	(7) モニタリング実施態勢の充実······	
	(8) モニタリング実施方法の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	、	

	公認会計士試験の実施	
1. 相	既説·····	26
(-	Ⅰ)試験制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
(2	2) 現行試験の概要	26
(3	3) 受験願書等のインターネット受付	29
2. 4	₿認会計士試験の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
(-	Ⅰ)公認会計士試験実施日程の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
(2	2) 令和 2 年公認会計士試験· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	30
(3	3) 令和3年公認会計士試験······	32
	∖認会計士試験に係る情報発信等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
4. ≰	今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
		33
(2	2)公認会計士試験受験者増への取組	33
第4章	公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議	
第4章 1.制	公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議 度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4章 1.制	公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議	
第4章 1.制	公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議 度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4章 1.制 2.引	公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議 度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4章 1. 制 2. 事 第5章 1. 盟	公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
第4章 1.制 2.事 第5章 1.原	公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
第4章 1. 制 2. 引 第5章 1. 图	公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36 36 37
第4章 1. 制 2. 事 第5章 1. 監 (2.	公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36 36 37 38
第4章 1. 制 2. 事 第5章 1. [2]	公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36 36 37 38 42
第4章 1. 制 2. 章 第5章 1. (2 (2 2. =	公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34 36 37 38 42 42

【資料編】

1	公認会	会計士・監査審査会関連資料	
	1 – 1	公認会計士・監査審査会発足の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
	1 – 2	第6期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿・・・・・・・	48
	1 – 3	公認会計士・監査審査会の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
2	審査》	りない として という とうしょ という とうしょ という とうしょ とり	
	2 – 1	品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続!	52
	2-2	監査事務所等モニタリング基本方針-監査の実効性の更なる向	
		上を目指して一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	2 - 3	令和 2 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画	60
	2 - 4	公認会計士・監査審査会の勧告一覧・・・・・・・・・・・・・・・	74
	2 - 5	監査法人原会計事務所に対する検査結果に基づく勧告について	75
	2 - 6	外国監査法人等に対する検査監督の考え方・・・・・・・・・・・・・	78
	2 - 7	公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告	
		徴収・検査に関する基本指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
3	公認会	会計士試験実施関連資料	
	3 — 1	公認会計士試験制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
	3-2	令和2年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験における新型コロナ	
		ウイルス感染症への対策について・・・・・・・・・・・・・・・・	95
	3 – 3	令和2年公認会計士試験論文式試験における新型コロナウイル	
		ス感染症への対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
	3 - 4	令和2年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表につい	
		て (抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10	01
	3 - 5	令和2年公認会計士試験の合格発表について(抜粋)1	02
	3 – 6	令和2年度の講演会の開催状況・・・・・・・・・・・・1	10
4	諸外国	国の関係機関との協力関連資料	
	4 — 1	IFIAR 本会合開催実績·····1	11
	4 – 2	監査監督機関国際フォーラムによる「2020年検査指摘事項報告	
		書」の公表について	12
	4 - 3	監査監督機関国際フォーラムによる「Information Paper:グロ	
		─バルネットワークに対する監督の推進」の公表について···1	17
	4 - 4	監査監督機関国際フォーラムによる新型コロナウイルス感染症	
		(COVID-19) 関係の議長レターの公表について	20
		IFIAR 検査ワークショップ開催実績 · · · · · · · · · · · · 1	
	4 - 6	日本 IFIAR ネットワーク会員・・・・・・・・・・・・・ 1:	29

はじめに

公認会計士・監査審査会(以下、「審査会」という。)は、平成16年4月、独立して職権を行使する機関として金融庁に設置されました。以来、監査の品質に対する社会の期待がますます高まっている現状を踏まえ、公認会計士監査の質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、投資者の資本市場に対する信頼の向上に努めております。

1. 本年度を振り返って

審査会は、平成31年4月から第6期目(平成31年4月~令和4年3月)に入り、 令和2年度は第6期の2年目となります。

監査事務所に対する審査及び検査等(モニタリング)については、令和元年 5月に公表した第 6 期における「監査事務所等モニタリング基本方針-監査の実効性の更なる向上を目指して-」及び令和 2 年 7 月に公表した「令和 2 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」に基づき、監査事務所に対して報告徴収や検査を実施しています。本年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応等の観点から、モニタリング実施方法の見直しを行うとともに、各監査事務所のガバナンス等の経営管理態勢や業務管理態勢が、監査の品質の確保・向上に資するものとなっているかに重点を置いた検証を行っています。また、審査会が実施したモニタリングの成果を関係者のみならず広く一般に提供し、会計監査への関心や意識を高めていただくとの観点から、「令和 3 年版モニタリングレポート」及び「監査事務所検査結果事例集(令和 3 事務年度版)」を作成中であり、本年 7 月頃に公表予定です。

令和2年公認会計士試験については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、試験実施日程を変更し、受験者の安全を確保するための対策を講じた上で、無事実施しました。試験の結果、合格者数は前回並みと安定しており、合格者に占める女性の割合は、現行試験制度となって以来、過去最高となっております。また、願書提出者数は平成28年試験以降5年連続して増加しました。願書提出者数の増加は、試験に関する情報提供の充実などに努めた結果、若年層を中心に関心が高まっていることのほか、年々利用率が高まっているインターネット出願の導入に伴う出願時の利便性の向上も功を奏しているものと考えております。

諸外国の監査監督当局との協力・連携については、企業の積極的な国際展開を背景に、監査業務のグローバル化がめざましく進展する中、こうした協力・連携の構築及び強化を積極的に進めてきました。特に、現在、東京に事務局が置かれている「監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)」の活動を通じて、審査会は金融庁と共に会計監査に関する国際的な制度・運用の把握や、グローバルな監査の品質の向上に係る国際的な議論への積極的な貢献を続けてきました。新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて令和2年4月のIFIAR本会合は中止になりましたが、令和2年8月から開催された6大監査法人ネットワークとのCEOセッションをはじめとして、現下の情勢を踏まえた監査の課題等について議論が行われ、審査会としてもIFIAR

の活動に積極的に参画しました。令和3年3月に行われたグローバル監査品質ワーキンググループ会合では、6大監査法人ネットワークの代表者やメンバー当局と、 監査の品質の向上に係る議論を活発に行いました。また、二国間の協力関係においても、各国と締結してきた情報交換枠組等を活用して、国際的に活動する監査事務所に係る情報共有を行うなど、今後も審査会の審査・検査活動に資するとともに、 当局間の連携を強化していきます。

2. 今後の課題

第6期審査会3年目となる令和3年度においては、以上のとおり、今年度重点的に実施した取組やこれまで取り組んできた実績を踏まえつつ、特に以下のような点について着実な業務の遂行に努めていきます。

監査事務所に対するモニタリングについては、新型コロナウイルス感染症による 監査業務への影響など、監査事務所をめぐる環境が年々大きく変化していることか ら、そうした変化に適切に対応したモニタリングの実施に努めます。また、監査の 品質の確保・向上を図り、業務の適正な運営を確保する主体は監査事務所であるこ とから、監査事務所に自発的な改善活動を促すような実効的かつ効率的なモニタリ ングに取り組んでいきます。特に、各監査事務所のガバナンス等の経営管理態勢や 業務管理態勢については、その実効性を引き続き検証していきます。加えて、モニ タリングの成果を関係者及び広く一般に提供していくため、モニタリングレポート 等の内容の更なる充実に努めていきます。

公認会計士試験については、願書提出者数の増加傾向を持続するためにも、引き続き、若年層や女性も含めて、より多くの人々に挑戦していただけるよう、公認会計士の使命・役割等をテーマとした講演を行い、公認会計士という資格・職業の魅力について、なお一層の情報発信を続けていきます。

諸外国の監査監督当局との協力・連携については、新型コロナウイルス感染症による影響を含め、国内外における公認会計士・監査法人や被監査会社を取り巻く環境の変化に対応するため、IFIAR等での議論への積極的な参加や、海外における監査の在り方をめぐる議論の動向把握に努めていきます。そして、より一層グローバルな監査の品質の向上に貢献していきます。

審査会はこれらの活動を通じ、監査の信頼性を確保することにより、日本の資本市場の信頼性の向上に努め、ひいては国際経済の健全な発展に貢献していきます。

令和3年3月

公認会計士・監査審査会会長

櫻井久勝

審査会における新型コロナウイルス感染症への対応

1. 審査会の非対面(オンライン等)開催等

・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、令和2年4月以降の審査 会について、非対面で開催できるよう、電話又はオンラインにより参加 できる環境を構築し、非常勤委員が積極的に活用している。

併せて、会議室の入出者の限定、身体的距離の確保などの感染対策も 実施している。

2. モニタリング実施方法の見直し

・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を一つの契機として、働き方の新しいスタイルを積極的に取り入れる観点も踏まえ、監査事務所に対する審査会のモニタリングが、審査会・監査事務所の双方にとってより効率的で実効性のあるものとなるようモニタリングの実施方法の見直しを行うこととした。具体的には、これまでの検査は、監査事務所に訪問し、対面の形で実施してきたが、リモート環境の整備が進んでいる大手・準大手監査法人等に対する検査については、オンライン会議の活用やデータ等へのアクセスを通じて、原則、往訪を行わない検査を実施するなど、リモート等を活用した検査方法を検討し、実施した。(関連:本編第2章6.(8)モニタリング実施方法の見直し(P25))

3. 公認会計士試験の実施・運営

(1) 令和2年公認会計士試験について

- ・ 第Ⅱ回短答式試験について、令和2年5月から8月に、論文式試験について、従来3日間の日程を2日間に短縮した上で、8月から11月に変更して実施した。また、合格発表について、令和2年11月から令和3年2月に変更した。(関連:本編第3章2.(1)公認会計士試験実施日程の変更(P29))
- ・ 試験実施日程の変更に伴い、変更後の日程では受験することができない受験者については、事前申請を経た上で、受験手数料の還付を実施した(関連:本編第3章2.(2)令和2年公認会計士試験(P30))。
- 一部の試験場について、受験者間の十分な距離を確保できる試験場

に変更した。

・ 日程変更後の試験の実施に当たっては、体調不良の受験者(発熱のある者を含む)に対して受験を控えるよう要請を行うとともに、試験場入場前の検温の実施、試験場におけるマスクの着用及び密の回避の徹底、試験室の換気等を講じた(関連:本編第3章2.(2)令和2年公認会計士試験(P30))。

(2) 令和3年公認会計士試験について

・ 令和2年公認会計士試験の日程を変更したことに伴い、従来年2回 実施している短答式試験を、令和3年5月に一本化して実施すること とした(関連:本編第3章2.(1)公認会計士試験実施日程の変更 (P29))。

4. 講演活動のオンライン実施

・ 従来の対面形式での講演が制限される中、オンライン形式も併用することにより、櫻井久勝会長・松井隆幸常勤委員等が、公認会計士の社会的役割等をテーマとした講演を大学16校、高校2校で行った(関連:本編第3章3、公認会計士試験に係る情報発信等(P32))。

5. 国際機関との協力

- ・ 令和 2 (2020) 年 4 月にスイスで開催が予定されていた監査監督機関 国際フォーラム (IFIAR) の本会合が中止となり、代表理事会、各ワーキ ング・グループ及びタスクフォース等の会議も全てオンライン形式で実 施されるといった制限がある中、審査会としてこれらの会議に参画し、 IFIAR の活動に積極的に貢献した。
- ・ IFIAR のグローバル監査品質 (GAQ) ワーキング・グループの電話会議 (リスクコール) において、主な議題を「新型コロナウイルス感染症の 拡大に起因する監査リスク」として、リモート環境下における期末監査 対応や不正リスク等について各国当局と議論・情報交換を行うなど、各 ワーキング・グループ等において、新型コロナウイルス感染症に関連し た内容について議論を行った。(関連:本編第5章1.(3)活動状況(P38))

第1章 組織

1. 公認会計士・監査審査会

審査会は、公認会計士法(以下、「法」という。)第35条第1項及び金融庁設置法第6条第2項に基づき、平成16年4月に金融庁に設置された合議制の行政機関である(P46資料1-1参照)。

審査会は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣から任命された、会長及び9人以内の委員により組織される。委員は非常勤であるが、うち1人については常勤とすることができる。任期は3年である。(法第36条、第37条の2第1項、第37条の3第1項)

会長及び委員は独立してその職権を行い、また、法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない(法第35条の2、第37条の4)。

平成31年4月1日に発足した第6期(平成31年4月~令和4年3月)においては、櫻井久勝会長、松井隆幸常勤委員及び非常勤委員8名の計10名の構成で活動を行っている(P48資料1-2、P49資料1-3参照)。

審査会の主な業務は以下のとおりである。

- ① 公認会計士、監査法人及び外国監査法人等(注)並びに日本公認会計士 協会(以下、「協会」という。)に対する検査等
- ② 公認会計士試験の実施
- ③ 公認会計士及び監査法人に対する懲戒処分等の調査審議
- ④ 諸外国の関係機関との連携・協力
 - (注) 外国監査法人等とは、外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者として金融庁長官に届出をした者をいう(以下同じ。)。

2. 事務局

審査会には、審査会の事務を処理するために事務局が置かれている(法第41条第1項)。

事務局は、事務局長の下、総務試験室及び審査検査室で構成され、総務試験室は、公認会計士試験の実施、公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議及び事務局全体の総合調整を所掌し、審査検査室は、監査法人等の監査又は証明業務及び協会の事務の運営状況についての審査並びに監査法人等、外

国監査法人等及び協会に対する検査を所掌している。

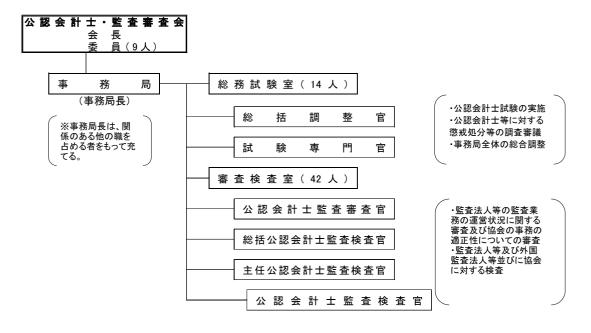
事務局の定員は、平成 16 年 4 月発足時 40 人であったが、その後順次増員され、令和 2 年度末の定員は、総務試験室 14 人及び審査検査室 42 人の計 56 人となっている。

≪事務局の定員の推移≫

(年度末ベース)

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24~27	28~29	30~R 元	R2
総務試験室	11	12	12	12	12	14	14	14	14	14	14	14
審査検査室	29	29	31	35	39	41	44	43	42	42	43	42
総括公認会計士 監査検査官	1	-	1	-	-	1	1	1	I	1	1	1
主任公認会計士 監査検査官	4	4	4	4	5	5	7	7	7	6	6	6
公認会計士 監査検査官	18	18	20	24	26	28	28	27	26	26	27	26

≪公認会計士・監査審査会の機構図≫



(注)上図中()内は、令和2年度末における定員を示す。

上記は令和 2 年度の状況であるところ、高い機能を有し魅力ある金融資本市場を築くための令和 3 年度の施策の一つとして、監査の品質の向上に資する取組を掲げ、令和 3 年 4 月 1 日より、審査会事務局の総務試験室及び審査検査室はともに課へ昇格となっている。

第2章 監査事務所に対する審査及び検査等

1. 概説

資本市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する観点等から、平成15年6月の法改正により、監査事務所に対する監視・監督の機能の充実・強化策として、それまで自主規制として行われていた協会による監査事務所に対する品質管理レビュー(注)が法定化された。審査会は当該レビューの結果について協会から報告を受け、審査等を行い、必要があると認める場合には報告徴収及び検査を行うこととされた。

また、平成 19 年 6 月の法改正により、我が国金融資本市場の健全性を確保していくため、金融商品取引法による開示規制の対象となる外国会社等の監査を行う外国監査法人等が我が国当局の検査・監督の対象とされ、審査会が報告徴収及び立入検査を行うこととされた。

具体的には、審査会は、金融庁長官の権限のうち、

- ・協会による会員の法第2条第1項業務(監査又は証明業務)の運営状況 の調査の結果報告の受理に関する事務(法第46条の9の2第2項)
- ・上記報告に関して行う協会、公認会計士・監査法人に対する報告徴収及 び検査(法第46条の12第1項、第49条の3第1・2項)
- ・外国監査法人等に対する報告徴収、検査(法第49条の3の2第1・2項)

について委任されている (法第49条の4第2・3項)。

これらを受けて、審査会では、品質管理レビューに関する報告の審査等を 行い、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、報 告徴収、検査を行うこととしている(P52資料2-1参照)。

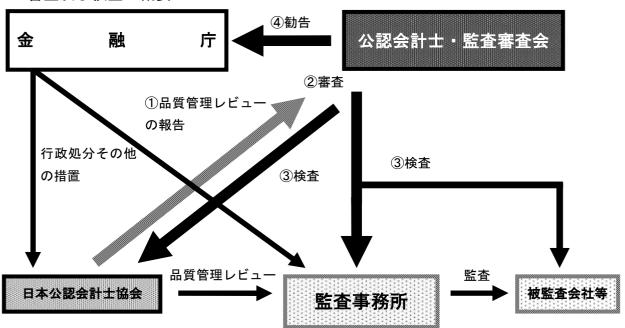
また、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告することとしている(法第41条の2)。

(注) 品質管理レビュー

品質管理レビューとは、法により、「協会は、会員の第2条第1項の業務の運営の状況の調査を行う」(法第46条の9の2第1項)とされている。

具体的には、監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持・確保するため、協会が監査法人及び公認会計士事務所(以下、「監査事務所」という。)の行う監査の品質管理の状況を調査することとされている。

≪審査及び検査の概要≫



① 品質管理レビューの報告

協会は原則として3年に1度(状況に応じて短縮・伸長)、法令、監査基準等及び協会の会則・規則等への準拠状況を事後的に調査しており、審査会はその調査結果に関して報告を受ける。

② 審査

審査会は、協会から報告を受け、主として、協会の品質管理レビュー制度の運営が適正に行われているか、監査事務所の監査業務が適正に行われているかを確認する。

審査会は、審査の過程において、必要があると認めるときは、監査事務所に対して報告 又は資料の提出を求める。

③ 検査

審査会は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるときは、監査事務所(監査事務所の監査業務に関係のある被監査会社等を含む)に対して検査を行う。

また、協会の事務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して検査を行う。

4 勧告

審査会は、審査又は検査の結果、必要があると認めるときは、監査事務所の監査業務 又は協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金 融庁長官に勧告する。

(注) 外国監査法人等に対する報告徴収・検査については、P19「3.(7) イ 外国監査 法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方」を参照。

2. 監査事務所等モニタリング基本方針等

(1) 監査事務所等モニタリング基本方針

審査会は、第5期まで(平成28年4月~平成31年3月)のモニタリング(注)の実績を踏まえつつ、監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保を図るという観点から、モニタリングを通じて監査事務所の行う監査の実効性の更なる向上を図るため、第6期(平成31年4月~令和4年3月)における「監査事務所等モニタリング基本方針一監査の実効性の更なる向上を目指して一」を策定し、令和元年5月17日に公表した(P53資料2-2参照)。

(注) モニタリングとは、検査を指すオンサイト・モニタリング及び報告徴収、ヒア リング、意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指すオフサイト・モニタリングの両方を包含したものをいう。

<基本方針の概要>

ア モニタリングの視点

審査会は、監査事務所の規模、業務管理態勢及び被監査会社のリスクの程度を踏まえた一層効果的なモニタリングを実施し、監査事務所自らの監査の品質の確保・向上を継続的に促すことで、資本市場における監査の信頼性の確保を図る。

また、モニタリングにより把握した有益な情報について、金融庁関係部局、協会、会計監査に関係する業界団体等と共有するほか、広く一般に向けても積極的に提供する。

イ モニタリングの目的及びその達成のための基本的な考え方

審査会が実施するモニタリングは、個別の監査意見の適否そのものを主眼とするものではなく、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を促すとともに、監査事務所等の監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保を図ることを目的とする。このような目的を達成するため、業務の適正な運営の確保を図る主体が監査事務所であることに鑑み、監査事務所自らの行動を促すような実効性のあるモニタリングを行う。

また、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているかなど、監査の品質の確保・向上に向け品質管理態勢が実効的なものとなっているかを重視する。

さらに、平成29年3月31日に金融庁から公表された「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)を採用している監査事務所において、ガバナンス等の経営管理態勢が業務の適正な運営の確保に資するものとなっているか、継続的にモニタリングを行う。

ウ オフサイト・モニタリングに係る基本方針

審査会は、協会から品質管理レビュー結果の報告を受け、必要と認めるときは当該報告に関して報告徴収を行う。また、金融庁関係部局、協会、関係先との意見交換や連携、監査事務所との対話を通じて情報等を収集するとともに、問題意識を共有することとする。さらに、監査事務所の実態やリスクを的確に把握する観点から、このようなオフサイト・モニタリングにより収集した情報等の分析の強化に努める。

工 検査基本方針

審査会は、監査事務所の態様や被監査会社のリスクの程度に応じたより効果的・効率的な検査を実施するとともに、検査手法の向上など検査の実効性の向上に努める。また、オフサイト・モニタリングとの一体的な運用により、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

大手監査法人 (注1) については、大規模な上場会社の監査を多く行うなど資本市場において重要な役割を担っていることに鑑み、原則として毎年検査を実施する。

準大手監査法人 (注 2) については、相当数の上場被監査会社を有し、資本市場において一定の役割を担っている一方、大手監査法人に比べ業務管理態勢や品質管理態勢の整備が十分とはいえない状況がみられる。そのため、それらの整備状況を注視することとし、定期的に(原則として3年に一度)検査を実施する。

中小規模監査事務所 (注3) については、品質管理レビューの結果、監査事務所の業務管理態勢及び上場被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

- (注1) 大手監査法人とは、上場会社を概ね100社以上被監査会社として有し、 かつ常勤の監査実施者が1,000名以上いる監査法人をいう。本年度報告で は、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限 責任監査法人及びPwCあらた有限責任監査法人の4法人を指す。
- (注2) 準大手監査法人とは、大手監査法人に準ずる規模の監査法人をいう。本年度報告では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及び PwC 京都監査法人の 5 法人を指す。
- (注3)中小規模監査事務所とは、大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所をいう。

オ モニタリング情報の提供方針

監査の品質の確保・向上のためには、検査結果を監査事務所に示すだけでなく、モニタリングの成果を報告等の形で広く一般に提供し、会計監査への関心を高めていくことが重要であるとの観点から、更に情報の充実や見直しなどを行う。

(2) 監査事務所等モニタリング基本計画

審査会は、上記「監査事務所等モニタリング基本方針」を踏まえ、各事務年度におけるモニタリングの方向性を示すものとして、「監査事務所等モニタリング基本計画」を策定、令和2年7月14日に公表した(P60資料2-3参照)。

<基本計画の概要>

ア オフサイト・モニタリングに係る基本計画

(ア) 報告徴収

A 大手監査法人及び準大手監査法人

監査法人のガバナンス・コードを踏まえ整備したガバナンス等の 経営管理態勢や業務管理態勢、グローバルネットワークとの連携の 状況、ITを活用した監査手法、サイバーセキュリティ対策等の検証 に必要な定性・定量の情報を報告徴収において継続的に求めること とする。また、監査業務において高度な専門知識やITの理解等を要 する上場金融機関に対する監査態勢や審査態勢等の実態把握を行う。

B 中小規模監査事務所

監査事務所の適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、適時に報告徴収を実施する。その際、監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、トップの経営方針、収益・財務構造及び組織・人材、監査契約を新規に締結した経緯といった項目等を重点的に検証する。

また、検査結果として通知した問題点については、検査結果通知の一定期間後に報告徴収により、その対応状況等を把握し、必要に応じてヒアリングを実施する。

C 検査による指摘事項について早急に改善を要する場合 検査の結果、早急に改善をする必要があると認められた監査事務 所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やか な改善を促すこととする。

(イ)協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

協会の品質管理レビューは、近年よりリスクを踏まえたものとされてきている中で、品質管理レビューにおいて限定事項付き結論となっていない監査事務所について、審査会の検査では業務運営が著しく不当と認められる事案も発生しており、今後、協会において実施が予定されている施策の実効性やその効果についても検証していく。

審査会と協会は、審査会検査と協会の品質管理レビューとの適切な 役割分担に関して、大手監査法人に対する品質管理レビューの在り方 や中小規模監査事務所に対する協会の指導・監督機能の充実等を中心 に議論を行っており、審査会検査と協会の品質管理レビューが全体と して最大限の効果を発揮するという観点から、より具体的かつ実質的 な議論を行っていくこととする。

(ウ) 監査事務所に関する情報等の収集・分析等

監査事務所の最新の業務管理態勢や監査事務所・監査業界の抱える問題等を把握する観点から、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を行っているところである。トップを含む経営層は監査事務所の組織風土に大きな影響を与える存在であることから、こうした経営層との対話を今後も継続し、より深い議論が行われるように努める。なお、その際には KAM 導入に向けた監査事務所としての対応状況などについても把握することとする。

また、監査事務所自らが開示する品質管理に係る情報の一層の充実や、積極的な情報発信を促すこととする。

さらに、金融庁関係部局、協会、金融商品取引所、日本監査役協会 等の関係団体に加え、国際的な監査監督機関、外国監査監督当局、監 査事務所のグローバルネットワーク等との意見交換・連携などを通じ た情報共有を一層強化することとし、監査事務所のリスクに応じた 様々な資料や情報等の収集・分析態勢の向上に努めていく。

イ 検査基本計画

- ・業務管理態勢や品質管理態勢が監査事務所の規模や特性等に応じた 適切なものとなっているか
- ・トップを含む経営層の品質管理に係る認識や対応が監査事務所の業 務管理態勢等にどのような影響を与えているか
- ・監査実施者が監査基準等の規程の趣旨や内容を理解した上で適切な 職業的懐疑心を発揮しているか

の観点を重視し、以下のとおり、監査事務所の規模や態様に応じた検査 を行う。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響や、その影響を踏まえた 品質管理態勢及び業務管理態勢の状況、協会の監査上の取扱いなどを踏 まえた監査手続の実施状況や監査意見表明の状況についても検証してい く。

(ア) 大手監査法人

資本市場における役割の重要性等を踏まえ、原則として毎年検査(通常検査とフォローアップ検査を交互に実施)を実施する。

本事務年度においては、トップの姿勢を含む経営管理態勢や業務管理態勢に一層重点を置いて検査を実施するほか、ガバナンス態勢の実効性の運用状況、監査事務所の業務管理態勢(本部品質管理部門と各事業部等との連携状況)、海外子会社を含むグループ監査の状況等の検証を行う。

(イ) 準大手監査法人

大手監査法人と比べ業務管理態勢や品質管理態勢の整備が十分とは いえない状況がみられることから、それらの整備状況を注視すること とし、原則として3年ごとに検査を実施する。

本事務年度においては、監査品質の向上に向けたトップを含めた経 営層の認識や取組を把握するとともに、ガバナンス態勢の実効性の運 用状況、組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検 証を行う。

(ウ) 中小規模監査事務所

監査事務所の品質管理態勢、個別監査業務の監査の基準等への準拠性などを確認するとともに、それらに影響を与えるトップの認識や関与状況、業務管理態勢を検証する。

本事務年度においては、不備が監査事務所のビジネスモデルに起因するものなのか、不備に対する改善の取組が形式的、対症療法的なものにとどまっていないかに留意し、組織としての一体性など業務管理態勢、監査リスクの高い上場会社等の受嘱におけるリスク評価の適切性や監査実施態勢等の検証を行う。

3. 監査事務所に対する審査及び検査の状況

監査事務所は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査証明業務(法第2条第1項の業務)を行うほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製、財務に関する調査・立案、財務に関する相談の業務(法第2条第2項の業務)を行うことができる。

令和2年度末現在、公認会計士登録者数は32,478人である。このうち、大 手監査法人に所属する公認会計士数は10,523人であり、32.4%を占める。監 査法人数は258法人である。

(参考)

		28 年度末	29 年度末	30 年度末	R 元年度末	R2 年度末
公	公認会計士登録者数	29, 367	30, 350	31, 189	31, 793	32, 478
	うち大手監査法人	11, 002	11, 016	10, 912	10, 659	10, 523
監	查法人数	222	229	236	246	258

(1)協会による品質管理レビューの状況

ア 令和元年度

協会による令和元年度の品質管理レビューは84件(監査法人58件(大手2件、準大手2件、公認会計士共同事務所1件を含む。)、公認会計士 26件)実施されており、結論の状況は下表のとおりである。

≪実施結果に基づく結論の状況(令和元年度)≫

(監査事務所数)

限定事項のない結論 区 分		限定事項付き結論		結論の不表明		否定的結論		計	
	(a)	a/e	(b)	b/e	(c)	c/e	(d)	d/e	(e)
監査法人	56	96. 6%	2	3.4%	_	_	_	_	58
公認会計士	21	80.8%	5	19. 2%	_	_	_	1	26
合 計	77	91. 7%	7	8.3%	_	_	_	-	84

⁽注) 84 件中 79 件に改善勧告事項がある。

イ 令和2年度

協会による令和2年度の品質管理レビューは56件(監査法人39件(大手2件、準大手1件を含む。)、公認会計士17件)実施されている(下表のとおり。)。

≪品質管理レビューの実施状況≫

品質管理レビュー			2年				3年		
実施年月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3 月	合計
品質管理レビュー 実施監査事務所数	8	2	13	11	10	7	2	3	56

令和2年度の品質管理レビューのうち、審査会に対しては、令和3年3月31日までに、品質管理委員会で内容を承認された36件の報告が行われており、その結果の状況は以下のとおりである(注)。

- ・重要な不備事項が発見されたもの:公認会計士2件
- (注) 令和 2 年度からは、従前の結論の種類 (「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」及び「否定的結論」) が廃止され、「極めて重要な不備事項」又は「重要は不備事項」の有無が、実施結果として「品質管理レビュー報告書」に記載されるようになっている。

(2) 品質管理レビューに対する審査の状況

ア 審査

審査会は、協会から品質管理レビューの状況報告を受け、協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査している。

具体的には、品質管理レビューの実施状況や監査事務所に対する必要な改善措置の指導状況を確認しているほか、品質管理レビューの結果(品質管理レビューの結論における否定又は限定事項の有無、品質管理レビューにおいて指摘している不備の内容等)や、監査事務所が協会に提出した改善計画書の内容等を分析している。

審査会では、これらの分析結果等を踏まえ、立入検査の必要性等を検討しているほか、協会との意見交換(P21「5. 関係機関との連携 (2)協会との連携」を参照)を実施している。

なお、審査においては、金融庁関係部局、協会、金融商品取引所、日本監査役協会等の関係機関から得た情報も活用している。

イ 令和元年度の品質管理レビューの分析結果

協会が令和元年度に実施した品質管理レビューに対する審査を実施した結果、

・リスク·アプローチを強化するために、監査事務所に対する過去の品質管理レビューの結果や、レビュー対象とする個別監査業務の選定段階におけるリスク評価を考慮して品質管理レビュー計画を立案している

こと

- ・レビュー開始後も把握したリスク情報に応じて、レビュー期間を延長 し、検証対象個別監査業務を追加するなどの対応を行っていること
- ・個別監査業務の指摘を単なる文書化の不備にとどめずに、不備の実態 を踏まえ監査手続上の指摘としている事例が増えてきていること など、前年度に引き続き、品質管理レビューの質の向上が図られている 状況がみられた。

(3) 監査事務所に対する報告徴収の状況

ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対する継続的報告徴収

令和2事務年度においては、全ての大手監査法人及び準大手監査法人に対してガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢等の検証のため報告徴収を実施した(令和2年7月及び9月に実施)。また、報告徴収により得られた情報を用いて、検査対象となる監査法人の実態を事前に分析するとともに検査実施上の着眼点抽出の参考とするなど、効果的・効率的な検査の実施につなげたほか、大手監査法人及び準大手監査法人における品質管理活動の状況等の横断的な実態把握を行った。なお、今後も毎年定期的に報告徴収を実施する予定である。

イ 中小規模監査事務所に対する報告徴収

審査会は、「令和2事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」(P60 資料2-3参照)に基づき、中小規模監査事務所における品質管理レビューの改善状況の検証及び経営管理態勢等の実態把握を行う必要があると認められた65 監査事務所に対して報告徴収を実施した(令和2年8月に実施)。

≪報告徴収実績≫

		令和元事務年度報告徴収実績				
		報告徴収 実施先数	平成 30 年度 品質管理レビュー 実施先数 (大手・準大手除く。)			
監	查事務所	31	52			
	監査法人(注)	22	42			
	個人事務所	9	10			

令和2事務年度報告徴収実績				
報告徴収 実施先数	令和元年度 品質管理レビュー 実施先数 (大手・準大手除く。			
65	80			
43	54			
22	26			

(注) 公認会計士共同事務所を含む。

報告徴収を実施するに当たり、令和元年度の品質管理レビューの結果を受理した中小規模監査事務所のうち、レビュー結果の重要性等を考慮して選定

している。

ウ 検査実施後の改善状況の報告徴収(フォローアップ)

令和2事務年度においては、審査会が検査結果を通知した監査事務所のうち2件に対して検査における指摘事項の改善状況を確認するため報告徴収を実施した。加えて、検査の結果、早急に改善をする必要があると認められた監査事務所2件に対して速やかな改善を促すため、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、指摘事項に対する改善計画や改善状況に係る検証を行った。

(4) 監査事務所に対する検査の状況

令和2事務年度の検査は、検査基本計画(前掲2.(2)イ参照)に基づき、大手監査法人、準大手監査法人及び中小規模監査事務所の態様に応じ実施している。

大手監査法人については、通常検査2法人及びフォローアップ検査1法人 に対し実施した。

準大手監査法人については、原則として3年に1度検査を実施することとしており、具体的には、2法人に対して検査を実施した。

中小規模監査事務所については、必要に応じて検査を実施することとして おり、具体的には、3法人に対して検査を実施した。

検査に際しては、監査事務所に対して、不備の発生した直接的な原因のみならず、当該不備の根本的な原因の究明を行うとともに、業務の適正な運営を確保する主体である監査事務所自らの行動を促すことに資するよう検証を行った。

			~ / //	0 T 0 Hrtl)	刀叮口利压
事務年度	28	29	30	R元	R2
大手監査法人	4	4	4	4	3
準大手監査法人	2	2	1	2	2
中小規模監査事務所	5	3	5	3	3
外国監査法人	1	0	0	1	0
合計	12	9	10	10	8

≪直近5年間の検査の実施状況(着手ベース)≫ (令和3年3月31日現在)

- (注1) 平成28年7月から事務年度(7月~翌年6月)に変更。なお、平成28事務年度は変更期であるため、平成28年4月~6月分の実績も含んでいる。
- (注2)令和2事務年度検査については、令和3年3月31日までに着手したものを計上 している。

(5) 検査結果

平成28事務年度の検査から、検査結果通知書に監査事務所の業務運営に

関する総合評価を記載している(外国監査法人検査及びフォローアップ検査を除く。)。総合評価は5段階に区分されるが、最上位の区分である「概ね妥当である」とした法人はこれまでなく、監査事務所の品質管理の状況に応じて、「妥当でない点がある」以下の区分を付している(下記参照)。

なお、総合評価の詳細については、モニタリングレポートを参照のこと。

≪平成28~令和2事務年度検査における総合評価の状況≫

(令和3年3月31日現在)

区分	大手監査法人、 準大手監査法人	中小規模 監査事務所
概ね妥当である	-	-
妥当でない点がある	10	3
妥当でないもの	6	5
妥当でなく業務管理態勢等を 早急に改善する必要	-	5
著しく不当	-	5

(注)令和2事務年度検査については、令和3年3月31日までに検査結果通知書を交付 したものを計上している。令和2事務年度全体を踏まえた総合評価の状況について は、令和3年版モニタリングレポートにおいて記載を予定している。

(6) 金融庁長官に対する勧告の状況

審査会は、検査を実施した結果、監査法人原会計事務所の運営が著しく不当なものと認められたことから、金融庁長官に対し、法第41条の2の規定に基づき、行政処分その他の措置を講ずるよう、令和3年2月26日に勧告した(P74資料2-4、P75資料2-5参照)。

(7) 外国監査法人等に対する検査・監督の状況

ア 外国監査法人等の状況

外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について 監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者は、あ らかじめ金融庁長官に届け出ることが求められている。外国監査法人等 の状況は下表のとおり。

≪外国監査法人等の状況≫

	国・地域数	外国監査法人等数
北米	2	9
中南米	1	1
欧州	15	54
アジア・大洋州	9	28
中東	1	1
計	28	93

イ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方

審査会は、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」(P78 資料 2 - 6 参照)に基づき、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施している。

当該考え方及び「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」(P81 資料2-7参照)においては、原則として3年に1度、外国監査法人等に対し報告徴収を実施し、提出された情報の分析を行い、監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか等について検査で確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等に対する検査を実施することとしている。ただし、外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、相互主義が担保される場合には、審査会は、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は実施しないこととしている。

ウ 外国監査法人等に対する報告徴収

審査会は、上記イに示した考え方及び基本指針に基づき、平成30事務年度において、29か国・地域、79外国監査法人等に対して報告徴収を実施しており、次回は令和3事務年度に実施を予定している。

(注)情報交換枠組みについては、P42「第5章2. 二国間での協力」を参照。

エ 外国監査法人等に対する検査

審査会は、上記ウに示した、平成30事務年度に実施した報告徴収により外国監査法人等から提出された情報の分析結果や、外国監査法人等の所在国当局との連携を踏まえ、令和元事務年度に外国監査法人(1法人)に対する検査を実施している。

4. 審査及び検査等に係る情報発信

(1)「令和2年版モニタリングレポート」の作成・公表

審査会は、監査及び会計の専門家だけでなく、市場関係者及び一般利用者に対しても、監査事務所の状況について分かりやすい形で情報提供するため、平成28年から「モニタリングレポート」を作成し、毎年公表している。

令和2年7月14日に公表した令和2年版モニタリングレポートの全文については、審査会ウェブサイトの「検査結果等の取りまとめ」の「モニタリングレポート」から閲覧できる。

(https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20200714/20200714-2.html) なお、英語版は令和3年1月に公表した。

(https://www.fsa.go.jp/cpaaob/english/oversight/20210118/20210118.html)

(2) 「監査事務所検査結果事例集」の作成・公表

ア 検査結果事例集の作成・公表

審査会は、審査会としての監査の品質の期待水準を提示し、監査事務所による監査の品質の確保・向上に向けた自主的な取組を促すとともに、 上場会社等の取締役・監査役等や投資者等の市場参加者に対する参考情報を提供することを目的として、監査事務所に対する検査における指摘事例を「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、毎年改訂・公表している。

令和2年7月14日に公表した「監査事務所検査結果事例集(令和2 事務年度版)」の全文については、審査会ウェブサイトの「検査結果等の 取りまとめ」から閲覧できる。

(https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20200714/20200714-3.html) なお、英語版は令和3年2月に公表した。

(https://www.fsa.go.jp/cpaaob/english/oversight/20210212/20210215.html)

イ 検査結果事例集についての講演等の実施

審査会は、協会が実施する研修会等における会長や委員の講演に併せて、検査官による検査結果事例集についての説明等を行っている。

令和2事務年度においては、監査の品質の確保・向上に向けた監査事務所における自主的な取組の促進のため、協会本部及び協会東京会において講演を行った。

また、本事例集を参考にすることにより、被監査会社における会計監査人とのコミュニケーションが積極的に行われるよう、日本監査役協会や日本内部監査協会において講演を行った。

さらに、検査結果事例集が、監査事務所等において参考資料として積極的に活用されるよう、協会や日本監査役協会等の関係機関の機関誌等に改訂のポイント等を掲載するなど、内容の周知を図った。

5. 関係機関との連携

監査の品質の確保・向上を図るためには、監査事務所に対するモニタリングだけでなく、監査に関係する機関とも連携し、監査事務所をめぐる課題、問題意識の共有化を図ることが重要である。

このため、審査会は、金融庁内の関係部局だけでなく、協会及び金融商品 取引所等の関係機関との意見交換を実施している。

(1) 金融庁関係部局との連携

個別監査業務の監査に関する問題点等については、対象企業の監督・検査等を行う金融庁関係部局と連携を行うことにより、より効果的・効率的な検査等が実施できると考えられる。このため、審査会は、上場会社の開示及び監査に関する問題点について証券取引等監視委員会と情報共有、意見交換を行い、加えて、こうした成果をモニタリングに活用した。また、監査法人の検査結果について金融庁関係部局と情報共有を行った。

(2)協会との連携

審査会は、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上等を目的として、モニタリングを通じて把握した問題点等について、審査会検査官とレビューアーとの間で双方向の議論を行うなど、協会との情報共有や連携強化に取り組んでいる。

令和2事務年度においては、モニタリングを通じて把握した品質管理レビュー制度や監査事務所に関する問題点のほか、品質管理レビューの実効性向上策について意見交換等を実施した。

(3) 金融商品取引所との連携

審査会は、モニタリングを通じて把握した上場会社に共通してみられる内部統制上の問題点や監査人の異動状況等について、上場会社についての自主規制機能を担っている金融商品取引所と意見交換を行うなど、問題意識の共有に努めた。

(4) 日本監査役協会との連携

審査会は、企業財務情報の適正な開示を図るためには、企業のガバナンス機能を担う監査役等との連携が重要であるとの観点から、監査役等と監査人とのコミュニケーションの状況を検査等において検証してきたところ

である。

監査役等の役割・責務がますます重要なものとなってきていることから、審査会は、日本監査役協会と、監査法人の業務運営に関する総合評価や監査役等と監査人とのコミュニケーションに関する課題、監査上の主要な検討事項(KAM)に関する対応等について令和2年10月に意見交換を実施した。また、日本監査役協会が主催する講演会等を通じ、検査における指摘事例や監査事務所の問題点等について、監査役等に対して情報提供を行うなどの連携を図った。

6. 令和2事務年度の課題に対する取組

(1) ガバナンス等の経営管理態勢の検証

審査会は、トップの姿勢を含む経営層の認識及びそれを具体的な施策等に反映させているかなど、監査の品質を持続的に向上させるために重要な、経営層のコミットメントについて検証を行った。

併せて、監査法人のガバナンス・コードを採用している大手監査法人及び準大手監査法人等に対し、当該コードを踏まえて構築・強化したガバナンス態勢が監査の品質の向上のために実効的なものとなっているかについて検証するとともに、金融庁関係部局との情報共有・連携を行い、独立性を有する第三者を構成員とする監督・評価機関の機能を十分に発揮させているかについても検証した。その結果、大手監査法人及び準大手監査法人において、独立性を有する第三者に必要な情報提供を行った上で意見を求めるようにするなど、その知見の活用を図っている状況がみられた。

(2) 監査をめぐる動向を踏まえた状況把握

ア 海外子会社に係るグループ監査

上場会社の海外子会社における会計問題が引き続き多く発生している。こうした状況を踏まえ、海外子会社に係るグループ監査については、監査チームによる海外事業の管理態勢を含む内部統制の評価、海外子会社の監査チームとのコミュニケーション及び監査事務所の組織的な対応状況などについて重点的に検証した。

その結果、多くの監査事務所において、監査指示書の様式やマニュアルが整備されている状況が認められる一方、個別の事案においては、海外子会社の監査人と海外子会社の事業活動に関する協議や不正リスクに関する討議を実施しておらず、海外子会社の監査人によるリスク評価への関与が不十分な事例や、海外子会社の監査人が実施した特別な検討を必要とするリスクへの対応手続及びその結果について報告を受けていないなど、必要な監査手続が実施されていない事例もみられた。

イ 監査契約の新規受嘱

近時、大手監査法人から準大手監査法人や中小規模監査事務所に監査 人を交代する事例が多くみられるため、大規模上場会社又は監査リスク の高いと思われる上場会社との監査契約を新規に受嘱した監査事務所に ついて、当該監査契約に係るリスク評価とその対応の適切性の検証に加 え、当該監査契約の締結経緯、リスク評価の結果を踏まえた監査実施体 制を編成しているかなどの検証を行った。

その結果、監査リスクの高い企業について、通例でない重要な取引を 認識していながら、経営者の誠実性に係る十分な評価や、当該取引の事 業上の合理性に係る十分な検討を実施しないまま新規受嘱を行っている 事例がみられた。

(3) オフサイト・モニタリングの強化

審査会では、効率的で実効性のあるモニタリングを実施するため、オフサイト・モニタリングの強化を図っている。近時の動向を踏まえ、新型コロナウイルス感染症による影響下で不正を見逃すリスクが高まることに対する対応や、新規上場(IPO)会社に対する監査を含む監査契約の新規受嘱の方針などについて、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を実施した。また、金融庁関係部局、金融商品取引所及び日本監査役協会等と適時に意見交換を行うとともに、既述の監査事務所に対する報告徴収を実施した(P16「3.(3)監査事務所に対する報告徴収を実施した(P16「3.(3)監査事務所に対する報告徴収の状況」を参照)。収集した情報及び分析結果は、業界動向の把握や検査実施上の着眼点の抽出の参考とするなど、有効に活用した。

(4)協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

審査会は、監査事務所に対する検査等を通じて、協会の品質管理レビューの有効性に関し検証を行っており、そこで把握した問題等を協会と共有し、品質管理レビューの実効性の一層の向上を促している。

平成27事務年度からは、審査会と協会との実務担当者レベルによる検討会において、品質管理レビューの課題等に関して双方向での議論を継続している。同検討会での議論等を踏まえ、協会はレビュー計画の弾力的な運用、リスクを踏まえた個別監査業務の選定などを行ってきている。さらに、個別監査業務の指摘内容を品質管理態勢の不備と結びつけるという意識も高くなっている。

また、同検討会では、審査会検査と協会の品質管理レビューとの適切な 役割分担に関して、大手監査法人に対する品質管理レビューの在り方や中 小規模監査事務所に対する協会の指導・監督機能の充実等を中心に議論を 行っている。審査会検査と協会の品質管理レビューが全体として最大限の 効果を発揮するよう更に議論を進めているところである。

(5) IT を活用した監査とサイバーセキュリティ対策等の状況把握

近時の監査業務においては、企業活動の複雑化・多様化・高度化に対応した効率的・効果的な監査を実施するために、ITの活用は必須となっている。このため、大手監査法人や準大手監査法人では、監査の品質の確保・向上を目指し、監査業務のIT化を一層進展させている。

大手監査法人等へのモニタリングの結果、所属するグローバルネットワークが開発したIT監査ツールを利用しているほか、各監査法人が監査業務へのIT活用に向け独自に研究・開発を進めており、IT専門家の積極的な採用・IT活用のための教育など、IT人材の育成に取り組んでいることが認められた。また、被監査会社のビジネスの理解や異常な仕訳の検知などを含むリスク評価のためのAI(人工知能)及び定型的な監査手続や付随作業にRPA(事業プロセス自動化技術の一種)等を積極的に導入するなど、公認会計士を高度な判断が必要な業務に集中させることで監査の品質を向上させようとする取組も認められた。なお、多くの監査事務所では、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、在宅や事務所において監査業務を行う「リモート監査」を実施している。

サイバーセキュリティ対策については、その取組状況の把握を行った結果、大手監査法人においては、専門の人員や部署を設け、所属するグローバルネットワークとの連携が図られている状況がみられた。また、大手監査法人と一部の準大手監査法人においては、昨年10月に実施された、金融庁主催による「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall V)」に参加して、大規模インシデントの発生時の対応強化を図るなど、サイバーセキュリティ対策への取組が進展している状況がみられた。

(6)情報発信の強化

令和2年版モニタリングレポートについては、市場関係者が監査に対する理解を深めることに資する観点から、審査会におけるモニタリングの結果や監査事務所の状況を反映させた。また、市場関係者だけでなく広く一般のより幅広い層に対して会計監査の理解が深まるように記載内容を見直すとともに、各界関係者への講演・説明会、関係雑誌等への寄稿など積極的な情報発信に努めた。

(7) モニタリング実施態勢の充実

審査会のモニタリングが、上記に掲げた監査事務所をめぐる課題や会計 実務の国際化の状況などに適切に対応していくためには、人材確保、情報 収集・分析の強化などモニタリング実施態勢の充実を図ることが重要であ る。令和2事務年度においては、効率的で実効的なモニタリングの指導が できる人材の登用、また、国際会議等への職員の積極的な参加などを通じ た人材育成を促進した。

(8) モニタリング実施方法の見直し

新型コロナウイルス感染症の拡大も一つの契機として、働き方の新しいスタイルを積極的に取り入れる観点も踏まえ、監査事務所に対する審査会のモニタリングが、審査会・監査事務所の双方にとってより効率的で実効性のあるものとなるようモニタリングの実施方法の見直しを行うこととした。具体的には、令和2事務年度においては、大手・準大手監査法人等に対する検査において、リモート等を活用した検査方法を検討し、実施したところであり、今後も継続的にモニタリング実施方法の見直しに取り組んでいく。

第3章 公認会計士試験の実施

1. 概説

(1) 試験制度の概要

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式及び論文式による筆記の方法で行う(法第5条)ものであり、審査会が、毎年1回以上行うこととされている(法第13条第1・2項)。

現行の試験制度は、平成15年の法改正において、試験の質を確保しつつ 社会人を含めた多様な人材が受験しやすくすることを主な目的として大幅な見直しが行われ、平成18年試験から実施されている。

平成 15 年法改正による主な見直しの内容

- ①試験体系の簡素化
- ②試験科目の見直し
- ③一定の要件を満たす実務経験者、会計専門職大学院修了者などに対する試験科目の 一部免除の拡大
- ④短答式試験の合格者に対する合格発表の日から 2 年間における短答式試験の免除制度の導入
- ⑤論文式試験の試験科目のうち一部の科目について相当と認められる成績を得た者に 対する論文式試験の合格発表の日から2年間における当該科目の免除制度の導入

公認会計士試験の実施に関する事務は審査会が行っているが、試験監督 等は各財務局長等に委任している(法第49条の4第5項、同法施行令第 36条)。

試験問題の作成及び採点のために、審査会に試験委員が置かれている。 試験委員は試験の執行(実施年)ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総 理大臣が任命する(法第38条第1・2項)。

(2) 現行試験の概要

公認会計士試験は、短答式(択一式)及び論文式による筆記の方法により、全国の財務局等管内の試験場で行う。なお、受験資格の制限は設けられていない(P94資料3-1参照)。

ア 短答式試験

- ・ 実施回数・時期 年2回(例年、12月上旬、5月下旬)
- 試験科目

必須4科目:財務会計論、管理会計論、監査論、企業法

• 合格基準

総点数の70%を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格 基準としている。ただし、令和3年試験からは、1科目につき、その 満点の40%の得点を満たさず、かつ、原則として答案提出者の下位か ら遡って33%の人数に当たる者と同一の得点に満たない者は、不合格 となることがある(注)。

(注) 令和 2 年試験までは、総点数が合格基準に達していたとしても、1 科目につき、その満点の 40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

≪過去の合格得点比率≫

28 年		29	年	30) 年	令和	1元年	2	年
第I回	第Ⅱ回	第I回	第Ⅱ回	第I回	第Ⅱ回	第I回	第Ⅱ回	第I回	第Ⅱ回
67%	66%	71%	64%	70%	64%	63%	63%	57%	64%

(注) 29 年第 II 回、令和元年第 II 回、2 年第 I 回試験を除き、1 科目につき満点の 40% 未満のもののある者は不合格。

短答式試験科目の全部又は一部免除

大学等において3年以上商学若しくは法律学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者は、申請により、短答式試験の免除を受けることができる。また、短答式試験合格者は、申請により、当該短答式による試験に係る合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる短答式試験の免除を受けることができる。

さらに、税理士資格取得者、会計専門職大学院修了者等については、 申請により、試験科目の一部の免除を受けることができる。

≪令和2年度の免除件数≫

	商学若しくは法律学に係る大学教授等又は博士の学位取得者					
全部免除	司法試験合格者	97 件				
	短答式試験合格者 (平成30年又は令和元年試験のみ)	1,669件				
	税理士資格取得者等	67 件				
一部科目 免除	会計専門職大学院修了者	143 件				
	会計又は監査に関する実務経験者	7件				

イ 論文式試験

実施回数・時期

年1回(例年、8月中下旬)

• 試験科目

必須4科目:会計学、監査論、企業法、租税法

選択科目:経営学、経済学、民法、統計学のうち1科目

合格基準

52%の得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1科目につき、その得点比率が40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

なお、論文式試験は、1人の答案を複数の試験委員が採点しており、 試験委員間及び試験科目間の採点格差は、標準偏差により調整してい る。

≪過去の合格点≫

28 年	29 年	30 年	令和元年	2 年
52.0%	52. 0%	52.0%	52.0%	51.8%

(注) 1 科目につき得点比率が 40%未満のもののある者は不合格。

≪合格者等の推移≫

	28 年	29 年	30 年	令和元年	2 年
願書提出者数	10, 256	11, 032	11, 742	12, 532	13, 231
論文式合格者数	1, 108	1, 231	1, 305	1, 337	1, 335
最終合格率	10. 8%	11. 2%	11.1%	10. 7%	10.1%

(注) 願書提出者数は、第 I 回、第 II 回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの。

論文式試験科目の一部免除

大学等において3年以上商学、法律学若しくは経済学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士 資格取得者等については、申請により試験科目の一部の免除を受ける ことができる。

また、論文式試験のうちの一部の科目について、審査会が相当と認める成績を得た者は、申請により、当該論文式試験に係る合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる論文式試験の当該科目の免除を受けることができる(注)。

(注) 試験科目のうち一部の科目について、同一の回の論文式試験合格者の平均得 点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を論文式試 験一部科目免除資格取得者としている。

≪令和2年度の免除件数≫

商学、法律学若しくは経済学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	6件
司法試験合格者	89 件
不動産鑑定士試験合格者	2 件
税理士資格取得者	17 件
論文式試験一部科目免除資格取得者 (平成30年又は令和元年試験のみ)	513 件

(3) 受験願書等のインターネット受付

受験者等の利便性向上のため、公認会計士試験の受験願書の提出等の手続について、平成29年第I回短答式試験からインターネット受付サービスを導入している。

令和3年試験の願書受付件数に占めるインターネット受付件数の割合は 8割を超えている。

≪インターネット受付サービスの利用状況≫

		願書受付件数(a)	うち、インターネット受付件数(b)	利用率(b/a)
亚世 20 年	第I回	7, 818 件	3, 470 件	44. 4%
平成 29 年	第Ⅱ回	8, 214 件	3, 700 件	45. 0%
亚世 20 年	第I回	8,373件	5, 157 件	61. 6%
平成 30 年	第Ⅱ回	8, 793 件	5, 313 件	60. 4%
令和元年	第I回	8, 515 件	6, 280 件	73. 8%
ካ ለሀ/ሁ ተ	第Ⅱ回	9,531件	6, 787 件	71. 2%
今 和 9 年	第I回	9,393件	7, 313 件	77. 9%
令和2年	第Ⅱ回	10, 191 件	7, 707 件	75. 6%
令和3年	_	14, 192 件	11,868件	83. 6%

2. 公認会計士試験の実施状況

(1) 公認会計士試験実施日程の変更

新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大状況を踏まえ、受験者の安全な受験の確保に配慮しつつ、法令上の要請(注1)や受験者の受験機会の確保等を総合的に検討した上で、公認会計士試験実施日程の変更を行った。

具体的には、令和2年公認会計士試験においては、第Ⅱ回短答式試験について、令和2年5月から8月に、論文式試験について、従来3日間の日程を2日間に短縮(注2)した上で、8月から11月に変更して実施した。

また、令和3年公認会計士試験においては、令和2年公認会計士試験の

日程を変更したことに伴い、従来年2回実施している短答式試験を、令和3年5月に一本化して実施することとした(注3)。

なお、令和4年公認会計士試験においては、従来通り短答式試験を2回、 論文式試験を1回実施する予定である。

- (注1) 法第13条第2項において「公認会計士試験は、毎年1回以上、これを行う。」と 規定している。
- (注2) 受験者にとっては、夏季休暇期間の8月に比べ、11月平日の受験が困難である可能性を考慮して、土日の2日間に短縮して行った。
- (注3) 短答式試験を一本化した令和3年公認会計士試験においては、論文式試験の受験 者数を例年並に確保する観点から、その合格基準について、より弾力的に運用する こととした。

(2) 令和2年公認会計士試験

試験実施日程変更後の令和 2 年公認会計士試験の実施スケジュールは、 全体として以下のとおりとなった。

≪令和2年公認会計士試験実施スケジュール≫

区分	願書受付 願書受付 開 始		試験期日	合格者発表
N - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		(インターネット出願) 令和元年9月19日	令和元年 12 月 8 日	令和 2 年
短答式	8月30日	(書面による出願) 令和元年 9 月 13 日		1月17日
第 Ⅱ 回	令和2年	(インターネット出願) 令和 2 年 2 月 27 日	令和 2 年 8 月 23 日	令和2年
短 答 式	2月7日	(書面による出願) 令和 2 年 2 月 21 日	※当初、令和 2 年 5 月 24 日予定	9月18日
論 文 式	_		令和 2 年 11 月 14 日 ~15 日 ※当初、令和 2 年 8 月 21 日~23 日予定	令和 3 年 2 月 16 日

試験実施日程の変更に伴い、変更後の日程では受験することができない 受験者については、事前申請を経た上で、受験手数料の還付を実施した。

また、日程変更後の試験の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として、体調不良の受験者(発熱のある者を含む)に対して受験を控えるよう要請を行うとともに、試験場入場前の検温の実施、試験場におけるマスクの着用、密の回避の徹底及び試験室の換気等を講じた(P95 資料3-2、P98 資料3-3)。

≪試験結果の概要≫

区分	令和2年試験	令和元年試験	
願書提出者数(a)	13,231 人	12,532 人	
短答式試験受験者数	11,598 人	10,563 人	
短答式試験合格者数	1,861 人	1,806 人	
論文式試験受験者数	3,719 人	3,792 人	
最終合格者数(b)	1,335 人	1,337 人	
合格率(b/a)	10.1%	10.7%	

[※]令和2年試験の短答式試験免除者は 1.931 人。

ア 願書提出者

令和2年公認会計士試験の願書提出者は、13,231人となっており、前年の12,532人に比べ699人(5.6%)増加した。

イ 短答式試験合格者

• 短答式試験受験者

11,598 人 (注) (第 I 回 9,393 人 第 Ⅱ 回 7,452 人)

• 短答式試験合格者

1,861 人 (第Ⅰ回1,139人 第Ⅱ回 722人)

(P101 資料 3 - 4 参照)

(注) 第 Ⅰ回、第 Ⅱ回のいずれも受験した受験者を名寄せして集計した短答式の受験者

- ウ 論文式試験合格者 (最終合格者)
 - 論文式試験受験者 3,719 人うち令和2年の短答式試験合格者1,861 人短答式免除者1,858 人
 - · 最終合格者 1,335 人

(合格率 10.1% (最終合格者数/願書提出者数))

(論文式試験合格率 35.9% (最終合格者数/論文式受験者数))

(P102 資料 3 - 5 参照)

なお、論文式試験一部科目免除資格取得者 (注) は 463 人 (属人ベース) となった。

合格者を年齢別にみると、30 歳未満が全体の 82.9%を占め、平均年

齢は25.5歳であった(最高年齢は61歳、最低年齢は18歳)。

また、合格者を職業別にみると、「学生」・「専修学校・各種学校受講生」が 893 人 (構成比 66.9%)、「会社員」が 95 人 (構成比 7.1%) であった。

なお、女性の合格者は 328 人 (構成比 24.6%で、現行の試験制度では 最高比率) となっている。

(注) 論文式試験の一部科目免除資格の付与として審査会が相当と認めた得点比率は 55.9%。

(3) 令和3年公認会計士試験

令和3年公認会計士試験の実施スケジュールは以下のとおりである。

≪令和3年公認会計士試験実施スケジュール≫

区分	願書受付 開 始	願書受付 締 切		
短 答 式	令和 3 年 2 月 5 日	令和 3 年 2 月 25 日	令和 3 年 5 月 23 日	令和3年6月18日
論 文 式	_	_	令和 3 年 8 月 20 日 ~22 日	令和3年11月19日

令和3年公認会計士試験の実施に当たっても、令和2年公認会計士試験 と同様に新型コロナウイルス感染症対策を講じる予定である。

<令和3年公認会計士試験の出願状況>

・願書提出者

14, 192 人

3. 公認会計士試験に係る情報発信等

令和2事務年度金融行政方針において、「大学生、高校生向けの講演をはじめ、公認会計士試験受験者の裾野拡大のための広報活動等を日本公認会計士協会と適宜連携して実施する。」となっていることを踏まえて、審査会では、主に大学生・高校生等若年層に向けた広報活動に努めている。

具体的には、会長・常勤委員等が、全国の大学・高等学校等において、公認会計士の社会的役割や活躍領域の拡大、会計監査の意義等をテーマとした 講演を行っている。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により従来の対面形式での講演が制限される中、オンライン形式も併用す ることにより、大学 16 校、高校 2 校で講演を実施した。(P110 資料 3 - 6 参照) また、大学生等が公認会計士の実務を具体的にイメージできるよう、審査会検査官等の実務家による講演にも取り組んだ。さらに、前年度に引き続き、より受験者の裾野拡大を図るため、高校生に対する講演に向けて教育委員会等と協議を行った。

また、情報発信を充実させる観点から、公認会計士の業務や当年度の試験の実施概要等を掲載した試験パンフレットを毎年作成しており、上記講演等において配布したほか、審査会ウェブサイトに掲載した。

なお、試験の透明性や信頼性の確保を図る観点から、試験問題に加えて受験者数、合格者数、得点階層分布等、試験結果の詳細について情報提供を引き続き行っている(P101資料3-4、P102資料3-5参照)。

4. 今後の課題

公認会計士試験を運営・実施していく上での基本的課題は、試験を公平かつ円滑に実施するとともに、我が国経済の将来を担う前途有為な若者をはじめ多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促していくことである。

(1) 公認会計士試験の公平かつ円滑な実施

公認会計士試験実施に当たっては、公平かつ円滑に実施する必要があるため、試験問題の作成・採点を行う試験委員の選任や問題作成に当たっての事務局によるサポート、財務局等による各試験の適切な実施等の一連の試験運営に当たり、引き続き様々な点に細心の注意を払い、万全な態勢で取り組んでいく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症をめぐる全国的な感染状況を踏まえつ つ、受験者が安全に受験する機会を確保していく必要がある。

さらに、公認会計士試験における透明性・信頼性を確保するため、試験の合格判定基準・配点の公表や受験者への成績通知等、積極的な情報提供を引き続き行っていく必要がある。

(2) 公認会計士試験受験者増への取組

願書提出者の増加傾向を持続するため、資本市場における会計・監査の 重要性、公認会計士の使命、さらには、監査業務以外の活躍フィールドの 拡大といった公認会計士の魅力等について、全国の大学・高等学校等にお ける講演活動等を積極的に行うなど、公認会計士試験受験者の裾野拡大に 向けての広報活動の充実に、引き続き取り組んでいく必要がある。

第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 制度の概要

金融庁長官が公認会計士及び監査法人に対して懲戒処分等(注1)をするとき(審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は監査法人に対する課徴金納付命令は除く。)には、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされている(法第32条第5項)。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定(処分の重さ)等の処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

※調査審議の概要≫ 金融庁 ① 公認会計士等の懲戒処分等に関する事件の調査・聴聞 (注2) ⑤ 懲戒処分等の決定 ② 意見を聴く 公認会計士・監査審査会 ③ 調査審議

- (注1) 懲戒処分等は、公認会計士及び監査法人が監査業務において虚偽又は不当な証明 を行った場合、公認会計士等が法令等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。
- (注2) 懲戒処分等に関する事件の調査(事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等)は、金融庁長官が行う。

2. 事案の概要

令和2年度において、金融庁から意見を求められ、審査会が調査審議を行った事案は1件であり、その概要は以下のとおりである。

≪審議状況≫

審議を行った審査会	処分対象	
第 398 回審査会(令和 2 年 11 月 5 日)	監査法人大手門会計事務所 公認会計士 2 名	

日本フォームサービス株式会社(以下、「日本フォーム」という。)の平成29年9月期及び平成30年9月期における財務書類の監査証明を行った監査法人大手門会計事務所及び同監査法人の社員である公認会計士(2名)に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和2年11月27日に当該監査法人及び公認会計士に対して懲戒処分等を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

(1) 監査法人大手門会計事務所

(同監査法人は、令和2年10月27日をもって解散し、清算法人に移行している。)

- ア 処分内容
 - ・業務停止5月(清算業務を除く。) (令和2年11月30日から令和3年4月29日まで)

イ 処分理由

- (ア) 監査法人大手門会計事務所の社員である下記2名の公認会計士が、日本フォームの平成29年9月期及び平成30年9月期における財務書類の監査において、故意により、虚偽のある財務書類を虚偽のないものとして証明し、また、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- (イ) 当監査法人の運営が著しく不当と認められた。
- (2) 公認会計士 (2名)
- ア 処分内容
 - ・公認会計士1名

登録抹消

• 公認会計士1名

業務停止2年(令和2年11月30日から令和4年11月29日まで)

イ 処分理由

上記 2 名の公認会計士は、日本フォームの平成 29 年 9 月期及び平成 30 年 9 月期における財務書類の監査において、故意により、虚偽のある財務書類を虚偽のないものとして証明し、また、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) における活動

(1)設立の経緯

米国のエンロン及びワールドコム等における会計不祥事に端を発して、会計監査の品質の確保・向上の必要性が認識され、平成 14(2002)年以降、世界各国で会計プロフェッションから独立した監査監督機関が設立された。こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム(FSF: Financial Stability Forum。現在は、金融安定理事会(FSB: Financial Stability Board)に再構成)主催により、平成16(2004)年9月に第1回監査人監督者会議がワシントンD.C.において非公式に開催され、我が国を含む9か国(日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、オーストラリア、シンガポール)が参加した。その後も非公式会合として開催回数を重ねる中で、常設の国際機関設立の機運が高まり、平成18(2006)年9月にパリで開催された第5回監査人監督機関会議において、監査監督機関国際フォーラム(IFIAR: International Forum of Independent Audit Regulators)の設立が正式に承認された。その最初の本会合が、審査会の主催により、平成19(2007)年3月に22か国の監査監督当局の参加を得て、東京で開催された。

IFIAR の活動目的については、平成 20(2008) 年 9 月の第 4 回ケープタウン本会合(Plenary Meeting) で、憲章(Charter)の一部として以下の① ~③が定められた。さらに、平成 25(2013) 年 4 月の第 13 回ノールドワイク本会合で、憲章の改訂を通じて、新たに④も追加された。

- ① 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ② 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- ③ 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話を主導すること。
- ④ 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を形成すること。

審査会及び金融庁は、IFIAR を通じた国際的な監査の品質の向上への貢献、監査を含む国際金融規制活動における日本の発言力の向上、東京の国際金融センターとしての地位確立への貢献という観点から、平成 27 (2015) 年 1 月、IFIAR の本部事務局の東京誘致を目指して立候補を行った。産官学を挙げた招致活動の結果、平成 28 (2016) 年 4 月の第 16 回口ンドン本会合において、事務局の東京設置が決定され、平成 29 (2017) 年 4 月に、事務局が開設された。

(2)組織

IFIAR は、メンバー資格を有する各国の監査監督当局により構成され、令和3(2021)年3月末時点での加盟国数は54か国・地域となっている。

重要な意思決定は、加盟国の全メンバー当局が参加する本会合において行われる。本会合は、平成 31(2019) 年 4 月のギリシャ本会合まで 19 回開催されてきた(P111 資料 4-1 参照)。令和 2(2020) 年 4 月の本会合はスイスで開催が予定されていたが、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて中止となった。

議長職及び副議長職については、IFIAR の活動を円滑に進めるため、個人資格として置かれている。令和 3(2021)年 3 月末現在、任期中の議長の急逝により、議長代理を米国人が務めている。

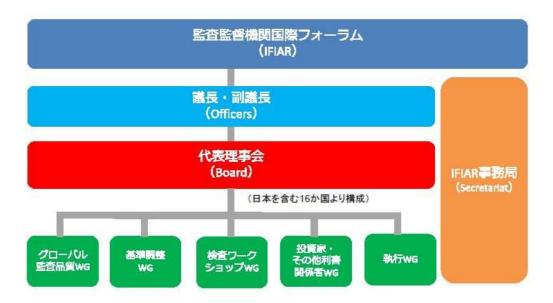
平成 29 (2017) 年 4 月には、前述の常設の事務局とともに、新たに日本を含む 15 当局から構成される代表理事会 (IFIAR Board) が設置され (後述)、第 1 回代表理事会が東京で開催された。

また、IFIARには、令和3(2021)年3月末現在、5つのワーキング・グループ(WG)(注)が設けられている。それぞれの目的及びその活動状況等については、以下の(3)イにおいて述べる。

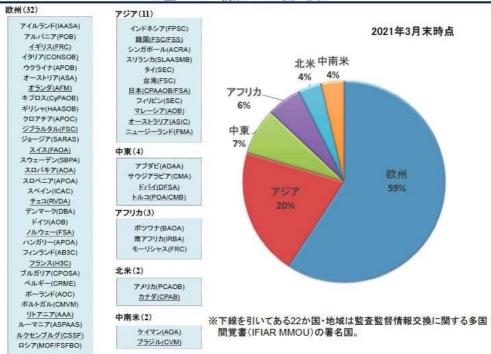
(注) 国際協力ワーキング・グループは、既に令和2年4月末に解散している。

IFIAR組織図

2021年3月末時点



IFIAR加盟メンバー構成 54か国・地域



(3)活動状況

ア 本会合等における活動

(ア) 本会合(含6大監査ネットワーク(注)とのCEOセッション) 令和2(2020)年4月の本会合は、スイスで開催が予定されていたが、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて中止となり、 議事予定の案件は、代替として書面による決議が行われた。

また、会合の中止を受けて、本会合で当初予定されていた 6 大監査 ネットワークの CEO とのセッションは、令和 2 (2020) 年 8 月から 9 月にかけてオンライン形式で行われた。監査を巡っては、英国やドイツ等の一部の国で、大きな会計不正事案があり、監査人や当局に対する信頼が揺らぎ、監査制度をめぐる抜本的な見直しを議論している上、新型コロナウイルス感染症が、監査手続や監査の品質にも深刻な影響を及ぼしている。このような環境の下にあって、高い監査品質の確保の重要性がより一層増していることを踏まえ、当該 CEO セッションにおいては、新型コロナウイルス感染症への対応を中心に、各 6 大監査ネットワークにおけるリスク認識、ガバナンス、品質管理、テクノロジーの活用を含む監査の将来的な在り方等について議論が行われた。

(注) 6 大監査ネットワークとは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO 及び Grant Thornton を指す。

(イ) 代表理事会

平成27(2015)年、IFIARは、国際機関としての機能強化に対応するため、これまでの議長及び副議長主導による業務執行体制を改め、合議制(理事会)による加盟国主導の執行体制に移行することに合意した。当該ガバナンス体制改革の結果、平成29(2017)年4月に、代表理事会が設置され、これに伴い、これまで議長及び副議長を補佐する機関であった諮問委員会(Advisory Council)は廃止された。代表理事会は、指名理事(Nominated member)8当局及び選出理事(Elected member)最大8当局の最大16当局で構成される意思決定機関であり、我が国は、IFIAR憲章に基づく選考手続(ポイント方式)に従い、平成29(2017)年4月のIFIAR本会合において正式に指名理事に就任した(任期は4年間)。

代表理事会においては、IFIAR の戦略計画や業務運営等に関する議論を行っている。令和 2 (2020) 年度においては、4 月 16 日及び 23 日、6 月 25 日、11 月 24 日、令和 3 年 (2021) 年 1 月 21 日、2 月 17 日及び 18 日にオンライン形式で開催された。

(ウ) 検査指摘事項報告書

平成 24 (2012) 年から、メンバー当局の検査結果の傾向に係る情報を提供することを目的として、メンバー当局による 6 大監査ネットワークに対する検査結果を集計し、「検査指摘事項報告書」として公表している。本報告書では、品質管理態勢と個別監査業務の二つの分野において検査結果の集計を行い、指摘率を算出している。

なお、9回目となった2020年調査(P112資料4-2参照)には、50 当局が参加した(IFIARメンバー国の総数は、令和3(2021)年3月末現 在、54か国)。上場会社の個別監査業務に係るメンバー当局全体の検 査指摘率は34%であり、集計を開始した2014年調査の47%から、減 少傾向が続いている。

≪メンバー当局全体の検査指摘率の推移≫

2014年	2015 年	2016 年	2017年	2018 年	2019 年	2020 年
47%	43%	42%	40%	37%	33%	34%

(エ)「Information Paper グローバルネットワークに対する監督の促進」の公表令和 2(2020)年 9 月に、IFIAR の取組や財務報告のエコシステムにおける監査及び監査監督の役割について、FSB をはじめとする金融関係国際機関やステークホルダーの理解を深めることを目的として、「Information Paper グローバルネットワークに対する監督の推進」を公表した(P117 資料4-3参照)。本ペーパーでは、財務報告並びに監査及び監査監督が国

際的な金融安定に果たす役割、グローバルネットワーク及びメンバーファームの概要、そして、IFIARの役割及び取組等について説明されている。

(オ) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)関係の議長レターの公表 令和 2(2020)年 5 月に、IFIAR は新型コロナウイルス感染症に関する利 害関係者へのアップデートを目的として、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)関係の議長レターを公表した(P120 資料4-4参照)。本レターでは、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた新たな活動を含め、「世界的に監査監督を強化することで、投資家を含む公共の利益に貢献する」という使命を引き続き果たしていくために、IFIAR による新型コロナウイルス感染症関係の情報発信、6 大監査ネットワークや他の国際機関との連携、及び、メンバーの活動状況の情報提供等について取り組むこととしている。

イ 各ワーキング・グループにおける活動

(ア) グローバル監査品質 (GAQ) ワーキング・グループ

6 大監査ネットワークとグローバルな監査の品質の向上を目的として意見交換を行っている。当初から、「グローバル監査ネットワークの品質管理の向上に向けた取組」等のテーマについて、各ネットワークと継続的に対話し、品質管理における改善状況や各ネットワークの組織展開状況を聴取している。

また、6 大監査ネットワークのメンバーファームの検査指摘率を、令和元(2019)年の32%をベースとし、令和5(2023)年までの4年間で25%削減する取組を行っている(目標値:24%以下)。本取組は、平成27(2015)年から令和元(2019)年に実施した際はWGメンバー10か国のみの参加であったが、令和元(2019)年から開始した新たな取組においては全IFIARメンバー国の約半数の当局が参加している。

さらに、監査人が現在直面しているリスクや、マクロ経済環境等将来的に監査に影響を与え得るリスクを広範に議論するため、平成27(2015)年9月より、リスクに関する電話会議(リスクコール)を定期的に開催している。平成30(2018)年11月の第6回から、米国に替わり我が国が議長を務めており、令和2(2020)年12月の第8回リスクコールでは、テーマを①新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する監査リスク、②それ以外のリスクの2つに分け、①では減損、リモート環境における期末監査対応、不正リスク、②ではLIBOR移行、BREXIT等について議論を行った。

令和 2 (2020) 年度においては、9 月 28 日から 10 月 23 日の間の 6 日間、令和 3 (2021) 年 3 月 1 日から 18 日の間の 8 日間、ビデオ会議の形式で開催され、検査指摘率削減の取組や監査の品質に係る補完的な

指標開発の取組に加え、各ネットワークの品質管理モニタリング・プロセスの概要、新型コロナウイルス感染症拡大の下での対応状況、ISQM1 適用の準備状況等について議論が行われた。

(イ) 基準調整ワーキング・グループ

国際監査・保証基準審議会(IAASB)及び国際会計士倫理基準審議会 (IESBA)が設定する基準に関する意見交換や、これらの基準設定主体 が公表する公開草案等に対するコメントレターの作成等を行うことを 目的としている。

(ウ) 検査ワークショップ・ワーキング・グループ

検査官の技能研鑚と検査手法・経験の共有を目的として、毎年、IFIAR 検査ワークショップを企画・調整し、開催している (P128 資料 4 - 5 参照)。この背景には、平成 19 (2007) 年の第 1 回東京本会合において、検査における課題や各国当局の検査手法等を共有し、検査官の技能研鑚を図ることを目的として、IFIAR メンバーの検査官を主体として開催することが承認されたことがある。併せて、検査ワークショップの事後的な評価等も行っている。

第 15 回検査ワークショップは、令和 3 (2021) 年 3 月 23 日から 25 日の日程で、オンライン形式で開催され、日本を含め 51 か国・地域から 303 人の検査官等が参加した。なお、日本は、審査会から室長補佐 1 人をパネリストとして派遣し、米とともにグループ監査に係るプレゼンテーションを実施した。

(エ) 投資家・利害関係者ワーキング・グループ

監査報告書の利用者である投資家その他の利害関係者と、監査品質、 監査報告書の在り方等について対話することを目的としており、IFIAR 会合における投資家代表との意見交換等の企画・調整等も行っている。 また、ワーキング・グループ内に投資家・利害関係者から構成され る諮問グループ (Advisory Group) が設置されており、我が国からは 清原健弁護士 (清原国際法律事務所) がメンバーとなっている。

(オ) 執行ワーキング・グループ

投資家保護や監査品質の向上のため、調査及び執行分野における監査監督当局間の協力関係を促進し、同分野に関する各当局の制度や取組について情報交換等を行うことを目的とし、執行ワークショップ及び執行サーベイを軸として活動している。

本年度は、4 年おきに実施している執行サーベイ (前回は平成 30 (2018) 年に実施)を補足する新しい取組として、IFIAR のメンバー

である各国監査監督当局を対象に、「コロナ禍における執行環境」と「監査資料の入手」に焦点を絞った中間サーベイを実施した(50当局が参加)。その結果を取りまとめたインフォメーション・ペーパーは令和3(2021)年4月頃に公表する予定としている。

(4) 日本 IFIAR ネットワーク

IFIAR は、我が国に事務局をおく初の金融関係国際機関であり、我が国の国際的地位や東京の国際金融センターとしての地位の向上のためには、産官学を挙げた支援が必要であった。このような背景から、我が国で活動するステークホルダーによるネットワークを築き、IFIAR との関係強化、IFIAR 事務局の活動支援及び我が国における監査の品質に関する意識向上を図り、IFIAR が目指すグローバルな監査の品質の向上に貢献することを目的として、平成 28 (2016) 年 12 月、日本で活動するステークホルダーによる「日本 IFIAR ネットワーク」が設立された(P129 資料 4 - 6 参照)。

日本 IFIAR ネットワークは、IFIAR 事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与、IFIAR 事務局に対する我が国の監査に関する議論の提供及び IFIAR 要人や審査会又は金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じた IFIAR の取組の紹介を中心に活動している。

令和 2 (2020) 年 6 月には第 4 回総会が開催され、ネットワーク会員から 各ステークホルダーによる監査の品質の確保・向上に関する取組について 報告があった。審査会及び金融庁からは、新型コロナウイルス感染症への 対応や取組を紹介した。

2. 二国間での協力

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続上の協力がこれまで以上に重要になっており、グローバルな監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIAR への参加だけでなく、監査やその検査活動に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報共有等を目的として、各国の監査監督当局との間で意見交換を実施するとともに、監査監督上の情報交換枠組み(注)の締結及び監査の審査・検査活動に資するため、監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価や相互依拠を行うなど、二国間での協力関係の構築・充実に努めている。

(注) 日本と監査監督上の情報交換枠組みのある関係当局

- •米国公開会社会計監督委員会 (PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board)
- ・カナダ公共会計責任委員会 (CPAB: Canadian Public Accountability Board)
- ・マレーシア監査監督委員会 (AOB: Audit Oversight Board of Malaysia)
- ・オランダ金融市場庁 (AFM: the Netherlands Authority for the Financial Markets) **

- ルクセンブルク金融監督委員会 (CSSF: the Commission de Surveillance du Secteur Financier)
- 英国財務報告評議会 (FRC: Financial Reporting Council)
- フランス会計監査役高等評議会 (H3C: Haut Conseil du Commissariat aux Comptes)
- 中国財政部 (MoF: Ministry of Finance)
 ※は検査等の相互依拠を内容として含むもの。

3. 今後の課題

企業活動のグローバル化により、監査業務もクロスボーダー化が進展し、 グローバルレベルでの監査品質の確保・向上が課題となっている。こうした 中、各国で発生した会計不正事案に伴う監査法人の課題、イノベーションの 進展に伴う将来的な監査の在り方に関する問題意識や、新型コロナウイルス 感染症による影響への対応状況は、各国の監査監督当局間で共有されている。 さらには、監査監督当局の組織変更を含めた抜本的な改革が進められている 国もある。

こうした状況にあって、審査会は、各国の監査監督当局との連携を一層強化することにより、国際機関や諸外国での新型コロナウイルス感染症による影響への対応を含む監査をめぐる議論について的確に情報収集するとともに、監査法人等の活動や審査会の業務等に与える影響について分析し、必要に応じ、モニタリングに反映させる等、的確な対応を行う必要がある。

IFIAR関連の活動に関しては、令和3(2021)年4月にオンライン形式で開催された第21回 IFIAR本会合において、長岡 隆 総合政策局参事官 兼 IFIAR 戦略企画室長が、IFIAR 副議長に選出された。アジアからの副議長就任は、平成18(2006)年の IFIAR 設立後、初である。こうした中、IFIAR 副議長国として IFIAR の組織運営に積極的に貢献していくとともに、日本として IFIAR の活動をより一層支援していくため、次のような取組を強化していく必要がある。

- ・各種会議等 IFIAR の活動へ積極的な貢献を行い、グローバルな監査の品質の向上に向け、多国間の協力ネットワークの強化を図る。
- ・ IFIAR 事務局の円滑な運営に向け、支援を行う。
- ・日本 IFIAR ネットワークを通じ、IFIAR における議論を国内に還元する。
- ・IFIAR によるアジア各国へのアウトリーチに対するサポートとして、 IFIAR 事務局が日本 IFIAR ネットワーク会員の主催する国際会議等において IFIAR の取組を説明する機会を設けられるよう、同会員に依頼する。

さらに、これらの動きに対応できるグローバルな人材の育成・確保にも着 実に取り組む。

資 料 編

【資料編】

1 公認会	会計士・監査審査会関連資料
1 – 1	公認会計士・監査審査会発足の経緯・・・・・・・・・・・・・・・46
1 – 2	第6期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿・・・・・・・48
1 — 3	公認会計士・監査審査会の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・49
2 審査2	及び検査関連資料
2 - 1	品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続 52
2-2	監査事務所等モニタリング基本方針-監査の実効性の更なる向
	上を目指して一・・・・・・・・・・・・ 53
2 - 3	令和2事務年度監査事務所等モニタリング基本計画60
2 - 4	公認会計士・監査審査会の勧告一覧・・・・・・・・・・・・ 74
2 - 5	監査法人原会計事務所に対する検査結果に基づく勧告について… 75
2 - 6	外国監査法人等に対する検査監督の考え方78
2 - 7	公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告
	徴収・検査に関する基本指針・・・・・・・・・・・・・・・81
3 公認会	会計士試験実施関連資料
3 — 1	公認会計士試験制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
3 – 2	令和2年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験における新型コロナ
	ウイルス感染症への対策について・・・・・・・・・・・・・・95
3 - 3	令和2年公認会計士試験論文式試験における新型コロナウイル
	ス感染症への対策について98
3 - 4	令和2年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表につい
	て (抜粋)・・・・・・・・・・101
3 – 5	令和2年公認会計士試験の合格発表について(抜粋)102
3 – 6	令和2年度の講演会の開催状況・・・・・・・・・・・・・・110
4 諸外国	国の関係機関との協力関連資料
4 — 1	IFIAR 本会合開催実績 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
4 – 2	監査監督機関国際フォーラムによる「2020 年検査指摘事項報告
	書」の公表について・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
4 - 3	監査監督機関国際フォーラムによる「Information Paper:グロ
	ーバルネットワークに対する監督の推進」の公表について 117
4 - 4	監査監督機関国際フォーラムによる新型コロナウイルス感染症
	(COVID-19) 関係の議長レターの公表について······120
4 — 5	IFIAR 検査ワークショップ開催実績 · · · · · · · · · · · · · · · · 128
4 - 6	日本 IFIAR ネットワーク会員・・・・・・・・・・・・ 129

公認会計士・監査審査会発足の経緯

平成 12 年 6 月の公認会計士審査会 (当時)において取りまとめられた公認会計士制度整備に関する検討を引き継いだ金融審議会公認会計士制度部会は、平成 13 年 10 月以降、公認会計士監査制度の在り方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われた。

同部会による報告では、市場の機能が十分に発揮されるためには、内部監査や監査役(監査委員会)監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化とともに、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの基本認識のもと、

- 1 公認会計士は不断の自己研鑚による専門知識の習得、高い倫理観と独立性 の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきとの観 点から、公認会計士の使命と監査の目的を法制度上明確化すること
- 2 監査の適切性を確保するため、被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止、監査法人における関与社員による継続的監査の制限、関与社員の被 監査企業への就任制限を行い、公認会計士や監査法人の独立性を強化すること
- 3 協会による自主規制の限界を補完するとともに、公平性・中立性・有効性 を確保するとの観点から、協会が行っている品質管理レビューに対する行政 によるモニタリングを導入すること
- 4 我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割に鑑み、監査証明業務に従事しうるにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくために、公認会計士試験制度を見直し、①社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度とすること、②一定の要件のもとで、実務経験者等に対して試験の一部を免除すること、③専門職大学院との連携を図ること

などが提言された。

本報告を踏まえ、公認会計士法の一部を改正する法律案が平成15年の第156回国会に提出され、国会の審議を経て、同年5月に改正公認会計士法が成立し、平成16年4月に金融庁に従前の公認会計士審査会を改組・拡充して「公認会計士・監査審査会」が設置された。

(参考) 組織の沿革

昭和 23 年 8 月

- ・公認会計士法の施行。
- ・公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のための行政委員会として「会計士管理委員会」を設置。

昭和 24 年 6 月

- 「会計士管理委員会」が廃止。
- ・同委員会の所掌事務が大蔵省に移管され、大蔵大臣 の諮問機関としての「公認会計士審査会」を設置。

昭和 25 年 4 月

- 「公認会計士審査会」が廃止。
- ・公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のために大蔵省の外局である行政委員会として「公認会計士管理委員会」を設置。

昭和27年8月

- ・「公認会計士管理委員会」の所掌事務が大蔵省に再度移管。
- ・新たに公認会計士試験の実施及び公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議のため「公認会計士審査会」 を設置。

平成 13 年 1 月

- ・中央省庁再編に伴い、公認会計士等の監督に関する 事務が金融庁に移管。
- ・金融庁に「公認会計士審査会」を設置。

平成16年4月

- ・改正公認会計士法の施行。
- ・「公認会計士審査会」が改組・拡充され「公認会計士・ 監査審査会」を設置。
- ・従前の公認会計士審査会が担っていた①公認会計士 等に対する懲戒処分等の調査審議、②公認会計士試験 の実施に係る事務に加え、③協会が実施する監査業務 の状況調査に対する審査及び検査、すなわち公認会計 士等が行う監査業務の監視を新たに担当。

第6期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿

(平成31年4月~令和4年3月31日)

令和3年3月31日現在

会長	(常勤)	櫻井	久勝	神戸大学名誉教授 元関西学院大学商学部·大学院商学研究科教授
委員	(常勤)	松井	隆幸	元青山学院大学大学院会計プロフェッション研 究科教授
委員	(非常勤)	勝尾	裕子	学習院大学大学院経営学研究科委員長·教授学習院大学経済学部教授 大建工業㈱社外監査役 茨城大学監事(非常勤)
委員	(同)	佐藤	淑子	(一社)日本 I R協議会専務理事·首席研究員
委員	(同)	玉井	裕子	長島・大野・常松法律事務所パートナー 三井製糖㈱社外取締役 ㈱国際協力銀行社外監査役
委員	(同)	德賀	芳弘	京都大学副学長・大学院教授
委員	(同)	水口	啓子	㈱日本格付研究所審議役
委員	(同)	皆川	邦仁	参天製薬㈱社外取締役 日本板硝子㈱社外取締役
委員	(同)	山田	辰己	中央大学商学部特任教授 ㈱乃村工藝社社外監査役 ㈱三菱ケミカルホールディングス社外取締役
委員	(同)	吉田	慶太	有限責任監査法人トーマツパートナー

[委員(非常勤)は五十音順]

公認会計士・監査審査会の開催状況

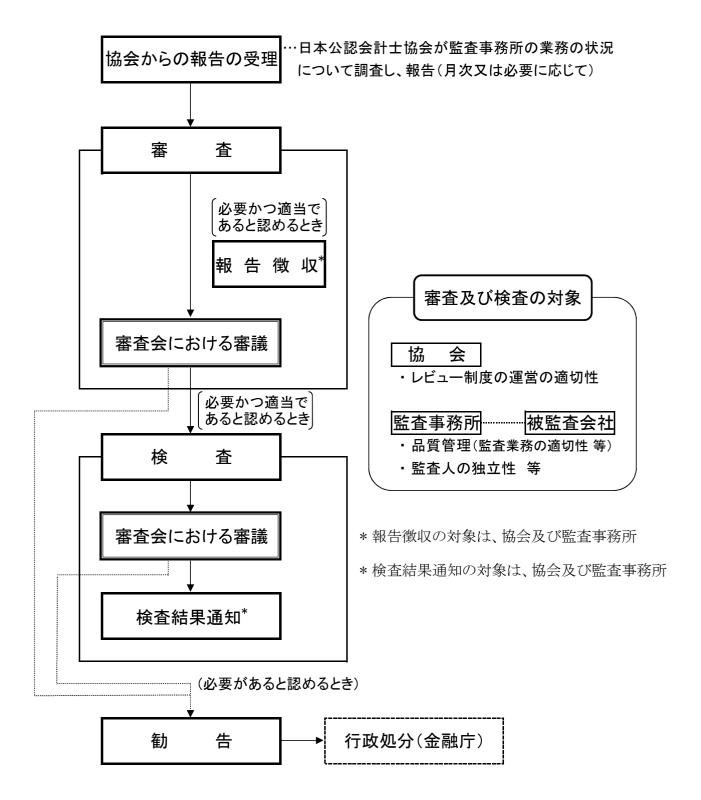
令和2年度:令和2年4月1日~令和3年3月31日、計24回

	開催日		・	
384	2.4.9	(1) 議事録等の取扱いについて		
004	Z. 7. 3	(2)		
		(3)	公認会計士試験について	
		(4)	審査及び検査について	
385	2.4.16	(1)	公認会計士試験について	
386	2.4.10	(1)	議事録等の取扱いについて	
300	2.4.20	(2)	審査及び検査について	
387	2.5.14	(1)	議事録等の取扱いについて	
307	2. 5.14	(2)	公認会計士試験について	
		0	公認会計士試験の試験免除申請について	
		(3)	審査及び検査について	
388	2.5.28	(1)	議事録等の取扱いについて	
000	2. 0.20	(2)	国際関係について	
		0	新型コロナウイルスの影響を踏まえた海外当局の検査対応の状況につ	
			いて	
		(3)	* ***	
		(4)	公認会計士試験について	
389	2.6.11	(1)	議事録等の取扱いについて	
		(2)	公認会計士試験について	
		(3)	審査及び検査について	
390	2.6.25	(1)	議事録等の取扱いについて	
		(2)	公認会計士試験について	
		(3)	国際関係について	
		0	監査をめぐる国際的なトピックスについて	
		(4)	審査及び検査について	
391	2.7.9	(1)	議事録等の取扱いについて	
		(2)	公認会計士試験について	
		(3)	審査及び検査について	
392	2.7.29	(1)	議事録等の取扱いについて	
		(2)	公認会計士試験について	
		(3)	審査及び検査について	

回	開催日	主な議題
393	2.8.27	(1) 議事録等の取扱いについて
		(2) 公認会計士試験について
		〇 令和2年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の実施状況について
		(3) 審査及び検査について
		〇 2019 年度品質管理レビュー年次報告について
394	2.9.10	(1) 議事録等の取扱いについて
		(2) 公認会計士試験について
		〇 令和2年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の結果等について
		(3) 審査及び検査について
395	2.9.24	(1) 議事録等の取扱いについて
		(2) 公認会計士試験について
		〇 公認会計士試験の試験免除申請について
		(3) 審査及び検査について
396	2.10.8	(1) 議事録等の取扱いについて
		(2) 公認会計士試験について
		(3) 審査及び検査について
397	2.10.22	(1) 議事録等の取扱いについて
		(2) 審査及び検査について
398	2.11.5	(1) 議事録等の取扱いについて
		(2) 懲戒処分等に関する事項について
		(3) 公認会計士試験について
		〇 令和3年及び令和4年公認会計士試験の試験委員候補者等について
		(4) 審査及び検査について
399	2.11.19	(1) 議事録等の取扱いについて
		(2) 公認会計士試験について
		① 令和2年公認会計士試験論文式試験の実施状況について
		② 令和4年の公認会計士試験実施スケジュール(予定)について
		(3) 審査及び検査について
400	2.12.3	(1) 議事録等の取扱いについて
		(2) 審査及び検査について
		(3) 公認会計士・監査審査会の運営について

回	開催日	主な議題
401	2.12.17	(1) 議事録等の取扱いについて
		(2) 公認会計士試験について
		① 令和3年公認会計士試験の出題範囲の要旨について
		② 公認会計士試験の試験免除申請について
		(3) 審査及び検査について
		(4) 国際関係について
		〇 監査を巡る諸外国の動向について
402	3.1.7	(1) 議事録等の取扱いについて
		(2) 公認会計士試験について
		〇 令和3年公認会計士試験の試験委員候補者について
		(3) 審査及び検査について
403	3.1.21	(1) 議事録等の取扱いについて
		(2) 審査及び検査について
404	3.2.5	(1) 議事録等の取扱いについて
		(2) 公認会計士試験について
		〇 令和2年公認会計士試験の結果等について
		(3) 審査及び検査について
405	3.2.18	(1) 日本取引所自主規制法人との意見交換について
		(2) 議事録等の取扱いについて
		(3) 審査及び検査について
406	3.3.4	(1) 議事録等の取扱いについて
		(2) 審査及び検査について
407	3.3.18	(1) 議事録等の取扱いについて
		(2) 公認会計士試験について
		〇 令和3年公認会計士試験短答式試験の出願状況について
		(3) 審査及び検査について
		(4) 規則の改定等について

品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続



※ 審査・検査の実務については、会長及び委員の指揮の下、事務局において行っている。

監査事務所等モニタリング基本方針

― 監査の実効性の更なる向上を目指して ―

公認会計士・監査審査会 令和元年5月17日

公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)は、平成 16 年4月の発足以来5期 15年にわたり、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上に取り組んでいる。

審査会第6期(平成31年4月~令和4年3月)においては、以下に示す監査事務所(公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ)等の現状やモニタリングの視点及び目的等を踏まえた監査事務所に係るモニタリング¹を実施し、投資者の資本市場に対する信頼の向上を図り、我が国経済の一層の発展に寄与していくこととする。

【監査事務所等の現状】

監査事務所の現状をみると、平成29年3月の「監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)」²公表以降、大手監査法人³を中心にガバナンス態勢の再構築や監査ポートフォリオの見直し、人材の確保・育成等が進められているほか、監査ツールのIT化・高度化が進展している。

一方で大手監査法人以外の監査事務所においては、合併等で業容を拡大させているものもみられるが、そのガバナンス態勢や品質管理態勢の整備は十分なものとはいえず、一部の中小規模監査事務所においては旧態依然とした業務運

¹ モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含している。オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、監査事務所に係る報告徴収・ヒアリング及び金融庁関係部局、日本公認会計士協会、会計監査に関係する業界団体等との意見交換・連携並びに監査事務所との対話を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

 $^{^2}$ 平成 29 年 3 月 31 日に金融庁より公表。組織としての監査の品質に向けた 5 つの原則と、それを適切に履行するための指針から構成されている。

³ 審査会では、監査事務所をその規模に基づき、以下の3つに分類している。

[・]大手監査法人: 概ね 100 社以上の上場被監査会社を有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上所属 する監査法人をいう。本基本方針では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY 新日本有限責任監査法人及び PwC あらた有限責任監査法人の 4 法人を指す。 4 大監査法人ともいう。

[・]準大手監査法人:大手監査法人に準ずる規模の監査法人をいう。本基本方針では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及び PwC 京都監査法人の 5 法人を指す。

[・]中小規模監査事務所:大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所をいう。

営を行っているものもみられる。また、海外においては、4大グローバルネットワーク⁴に所属する外国監査法人の不適切な業務に対応した外国監査監督当局等の動きもみられている。

被監査会社の現状をみると、高水準のM&A、海外への積極的な進出など事業の多角化やグローバル化が進んでいる一方、最近の海外経済の不確実性の高まりなど、経済環境に不安定な状況がみられている。また、近時の監査役等の権限強化やコーポレートガバナンス・コードの導入等により企業のガバナンス態勢の強化が進められているものの、依然として国内外において不正事案がみられている。

【モニタリングの視点】

審査会は、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を 最大限に発揮して、監査事務所の規模、業務管理態勢及び被監査会社のリスク の程度を踏まえた一層効果的なモニタリングを実施する。そして、モニタリン グを通じて監査事務所自らの監査の品質の確保・向上を継続的に促すことで、 資本市場における監査の信頼性の確保を図っていくこととする。

また、審査会は、モニタリングにより把握した有益な情報について、金融庁 関係部局、日本公認会計士協会(以下「協会」という。)、会計監査に関係する 業界団体等(以下「関係先」という。)と共有するほか、広く一般に向けても積 極的に提供する。

さらに、監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)⁵や外国監査監督当局とも連携し、情報を共有する一方、当該連携により得られた会計監査をめぐる国際的な議論やグローバルネットワークに関する動向等について、必要に応じ審査会のモニタリングに反映させることとする。

【モニタリングの目的及びその達成のための基本的な考え方】

審査会が実施するモニタリングは、個別の監査意見の適否そのものを主眼とするものではなく、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を促すとともに、監査事務所及び外国監査法人等6の監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保を図ることを目的とする。

審査会は、このような目的を達成するため、業務の適正な運営の確保を図る 主体が監査事務所であることに鑑み、監査事務所自らの行動を促すような実効 性のあるモニタリングを行う。

⁴ 世界的に展開する会計事務所ネットワークのうち、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers の4つのグローバルネットワークを指す。

⁵ 平成 18 年に設立された、監査法人の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関であり、平成 29 年 4 月以降事務局は東京に置かれている。当局間の協力・連携を通じ、監査品質をグローバルに向上させることを目的としている。平成 31 年 4 月末時点で我が国を含む 55 か国・地域の監査監督当局がメンバーとなっている。

⁶ 外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認め られる業務を外国において行う者として金融庁長官に届出をした者。

また、監査事務所の実施する監査が、形式的に監査の基準に準拠しているというだけでなく、会計不正等を見抜くような職業的懐疑心を発揮しているか、被監査会社の事業上のリスクを常に注視して監査上のリスクを評価しているかを検証するなど、監査の品質の確保・向上に向けて監査事務所が構築した品質管理態勢が実効的なものとなっているかを重視したモニタリングを行う。

さらに、監査法人のガバナンス・コードを採用している監査事務所において、 同コードを踏まえて構築したガバナンス等の経営管理態勢が、当該監査事務所 の業務の適正な運営の確保に資するものとなっているかについて、継続的にモ ニタリングを行う。

審査会は、上記を踏まえ、第6期における監査事務所等モニタリング基本方針を以下のとおり定める。また、本基本方針を踏まえ、事務年度(7月から翌年6月まで)ごとの「監査事務所等モニタリング基本計画」を策定することとする。

1. オフサイト・モニタリングに係る基本方針

審査会は、協会から品質管理レビュー結果の報告を受け、必要と認めるときは当該報告に関して報告徴収を行う。また、金融庁関係部局、協会、関係先との意見交換や連携、監査事務所との対話を通じて情報等を収集するとともに、問題意識を共有することとする。さらに、監査事務所の実態やリスクを的確に把握する観点から、このようなオフサイト・モニタリングにより収集した情報等の分析の強化に努める。

具体的には、以下のとおり実施する。

(1)協会の品質管理レビューの検証等

審査会は、協会の品質管理レビューの実効性の検証を行い、検証結果については意見交換等を通じて協会と共有し、監査の品質の確保・向上に向けた協会の対応等を促しているところである。協会においても、審査会の検証結果等を踏まえて品質管理レビュー態勢の強化・改善を順次進めてきている。このような相互の連携は、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上に資するものであるため、品質管理レビューに対する深度ある検証や意見交換等を行うよう努める。

また、審査会はこれまでに、審査会検査と協会の品質管理レビューとの 適切な役割分担について議論を進めており、その結果、大手監査法人に対 する品質管理レビューの在り方や中小規模監査事務所に対する協会の指 導・監督機能の充実等を中心に、一定の対応が図られているところである。 今後も、審査会検査と協会の品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するものとなるよう、適切な役割分担に係る更なる対応に向けて協会と双方向での議論を進めていくこととする。

(2)報告徴収

審査会の限られた検査資源の下で、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すためには、報告徴収を有効に活用することが重要である。このような考え方から、監査事務所の規模、業務管理態勢、審査会検査及び品質管理レビューの結果等を勘案し、以下のとおり、適時かつ効果的な報告徴収を実施する。

- ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、検査の有効性に資する ために、ガバナンス等の経営管理態勢や業務管理態勢に関する定量的・ 定性的な情報を定期的に把握し分析する。また、近時進展している監査 業務の IT 化やサイバーセキュリティ対策についても把握する。
- イ 中小規模監査事務所に対しては、品質管理レビューの結果等に基づき、報告徴収の対象先を選定し、業務管理態勢や品質管理態勢の状況等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえた情報を収集し分析を行う。また、中小規模監査事務所においてはトップの影響力が特に強いため、監査の品質に対するトップの認識を把握し、必要に応じてヒアリングを実施する。
- ウ 中小規模監査事務所に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知の一定期間後に、その対応状況等を把握し、必要に応じてヒアリングを実施するなど監査事務所の自主的な改善を促していく。
- エ 検査の結果、業務運営が良好でないと認められ、特に早急に改善する 必要がある監査事務所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を 実施し、速やかな改善を促すこととする。

(3)監査事務所との定期的な対話等

審査会は、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を通じて業務運営に係る情報収集を行うほか、監査をめぐる課題、問題意識の共有を図っているところである。経営層は、監査事務所の組織風土に大きな影響を与える存在である。こうした経営層との継続的な対話は、監査事務所自らによる品質管理の向上を促す観点から極めて重要であるため、今後も深度ある対話が行われるよう努める。

なお、監査事務所との対話の際には、市場関係者が有益な情報を得られるよう、監査事務所自らが開示する品質管理に係る情報の一層の充実や、 積極的な情報発信を促すこととする。 また、このような監査事務所との定期的な対話だけでなく、関係先との 積極的な意見交換や連携にも努める。

2. 検査基本方針

審査会は、監査事務所の態様や被監査会社のリスクの程度に応じた、より効果的・効率的な検査を実施するとともに、検査手法の向上など検査の実効性の向上に努める。また、上記オフサイト・モニタリングとの一体的な運用により、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

検査の実施に当たっては、以下の事項を踏まえ、「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」等に従い、適切な手続により検査を実施することとする。

なお、検査の実施においては、監査事務所の理解・協力が必要であるため、 検査先である監査事務所の意見を適宜聴取する検査モニター⁷を実施し、今後 の検査の参考とする。

(1)検査の実施

- ア 大手監査法人については、大規模な上場会社の監査を多く行うなど資本市場において重要な役割を担っていることに鑑み、原則として毎年検査を実施する(通常検査とフォローアップ検査®を交互に実施する。)。
- イ 準大手監査法人については、相当数の上場被監査会社を有し、資本市場において一定の役割を担っている一方、大手監査法人に比べ業務管理態勢や品質管理態勢の整備が十分とはいえない状況がみられる。そのため、それらの整備状況を注視することとし、定期的に(原則として3年に一度)検査を実施する。
- ウ 中小規模監査事務所については、直近の品質管理レビュー結果、監査 事務所の業務管理態勢及び上場被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、 必要に応じて検査を実施する。
- エ 上記のほか、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

7 検査対象先から意見を受けることにより検査の実態を把握し、適切な検査の実施を確保するとともに、 効率的な検査の実施に資することを目的として、立入検査着手日以後立入検査終了日までの期間に検査対 象先を訪問するなど、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。

⁸ 通常検査は、品質管理レビューの結果を踏まえて、監査事務所における業務管理態勢及び品質管理態勢等について、検証を行う。フォローアップ検査は、原則として、通常検査の翌事務年度に、当該検査での指摘事項等に対する改善状況に範囲を限定して検証を行う。

(2) 検査の着眼及び留意点

- ア 監査事務所の規模は所属員が数人から数千人まで様々であり、また、 業務管理態勢も異なるため、監査事務所が整備した品質管理態勢が、自己 の規模や業務管理態勢に応じ適切なものとなっているか検証する。
- イ 監査事務所のトップの方針は、監査事務所の組織風土の形成に大きな 影響を与える。そのため、トップを含む経営層の品質管理に係る認識や 対応を把握し、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢に与える影響 等を検証する。
- ウ 監査事務所が、被監査会社を取り巻く経済環境や事業環境を含む事業 上のリスクを適切に評価した上で、それに対応し得る監査実施態勢を構 築しているか、監査実施者が職業的懐疑心を発揮し監査手続を実施して いるかを検証する。
- エ 監査事務所自らが有効な品質管理の改善を継続していくためには、問題点の対症療法的な改善に終始するのではなく、監査事務所の規模や業務管理態勢を踏まえた根本原因の究明が重要である。そのため、監査事務所に対し不備事項を指摘する際にはその内容を的確に伝達し、当該監査事務所における原因分析に資するように留意する。

3. モニタリング情報の提供方針

監査の品質の確保・向上のためには、検査結果を監査事務所に示すだけでなく、モニタリングの成果を報告等の形で広く一般に提供し、会計監査への関心や意識を高めていくことが重要である。審査会は、このような観点から以下の取組を行っているが、更に情報の充実や見直しなどを行うこととする。

- ア 監査事務所に検査結果を通知する際には、指摘内容等が的確に伝達されるとともに、監査事務所を通じて被監査会社の監査役等に当該監査事務所の 品質管理の状況や指摘内容等が的確に伝わることが重要である%。このため、 伝達される内容が被監査会社の監査役等に理解されやすいものとなるよう、 検査結果に係る情報を充実させる。
- イ 審査会は、市場関係者等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、モニタリングの成果等を図表中心に取りまとめた「モニタリングレポート」を平成28年から公表している。平成29年以降も毎年改訂を加えているところであるが、広く一般に理解されるよう利用者のニーズも踏まえながら、今後も情報の一層の充実や発信に努める。

⁹ 監査事務所が検査結果通知書の内容を第三者へ開示する場合は、審査会の事前承諾が必要である。ただし、被監査会社の監査役等に対して、審査会検査における指摘の有無及び検査結果通知書の「特に留意すべき事項」の内容をそのまま伝達する場合などは、審査会の事前承諾を不要としている。

ウ 審査会は、監査事務所における監査の品質の確保・向上を図るための自主 的な取組に資するよう、検査で確認された事例等を取りまとめ、監査事務 所検査結果事例集として平成20年から公表している。平成21年以降も最 新の事例への入替えなど毎年改訂した上で公表しているが、今後も、監査 事務所の改善取組の参考となるよう内容を見直していく。

また、当該事例集を活用した講演・説明会を、全国の協会地域会等で行っているところであるが、このような講演等に加え、市場関係者等に対して積極的に発信することにも努める。

4. 外国監査法人等に対するモニタリング基本方針

(1)報告徴収及び検査

外国監査法人等に対して、実態把握の観点も含め、必要に応じて報告徴収又は検査を実施する。

ただし、外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等である等の場合には、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は実施しない¹⁰。

(2) 外国監査監督当局等との連携

外国監査法人等に対するモニタリングに当たっては、監査監督上の多国間情報交換枠組み (MMOU) ¹¹や二国間の情報交換の枠組み (EoL) ¹²を活用し、また、外国監査監督当局や国際機関等と密接に連携しながら、円滑かつ効果的な実施に努める。

さらに、IFIAR における議論への積極的な参加を通じて、グローバルネットワークの動向や外国監査監督当局による監査監督手法等を把握する。

¹⁰ 報告徴収及び検査は、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」(平成21年9月14日公表)及び「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」(平成22年1月14日公表)に従い実施する。

¹¹ 平成 31 年 4 月末時点で、22 か国・地域の監査監督当局が多国間情報交換枠組みに関する覚書に署名している。

¹² 平成31年4月末時点で、8か国の監査監督当局との間で書簡交換を実施している。

令和2年7月14日 公認会計士·監査審査会

令和2事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)は、監査の品質の確保と実 効性の向上を図るため、監査事務所等モニタリング基本方針 に掲げた視点及び目 的並びに監査事務所をめぐる環境を踏まえて、令和2事務年度(令和2年7月~令 和3年6月)における監査事務所等モニタリング基本計画を策定する。

1 監査事務所をめぐる環境

(監査業務の動向)

(1) 概況

我が国の景気は、昨年までは緩やかに回復していたものの、足下では、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にある。

令和元年における金融商品取引所の新規上場会社数は86社と、前年に引き続き高水準で推移しているものの、足下では新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、中止する企業もみられている。

また、公認会計士又は監査法人(以下「監査事務所」という。)が実施した 上場会社の監査は、引き続き大手監査法人²が 9 割超(時価総額ベース)と圧 倒的なシェアを占めている状況にある。こうした中で、最近の監査人の交代状 況をみると、交代件数は高水準で推移しており、大手監査法人における監査関 与先の構成の見直しや、それに伴う大手監査法人から準大手監査法人²や中小 規模監査事務所²への交代の動きが顕著である。

¹ 監査事務所等モニタリング基本方針: 審査会が実施するモニタリングについて、各期における視点や目標、基本的な方針を定めるもの。第6期(平成31年4月~令和4年3月)については、令和元年5月17日に策定・公表。 (https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kihonhoushin/20190517.html)

² 審査会では、監査事務所をその規模に基づき、以下の3つに分類している。

[・]大手監査法人: 上場会社を概ね100 社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000 名以上いる監査法人。本基本計画では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY 新日本有限責任監査法人及びPwC あらた有限責任監査法人の4法人を指す。

[・]準大手監査法人: 大手監査法人に準ずる規模の監査法人。本基本計画では、仰星監査法人、三優監査 法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及び PwC 京都監査法人の 5 法人を指す。

[・]中小規模監査事務所:大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所。

近時、会計監査の品質向上とその信頼性確保に向けた取組が進められている。具体的には、監査プロセスの透明性の向上に向けた取組としての、監査報告書への「監査上の主要な検討事項(KAM)」の記載を義務付け³、会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組としての、通常とは異なる監査意見等⁴に関する説明・情報提供及び監査人の交代理由の開示の充実、独立性確保のための取組としての、日本公認会計士協会(以下「協会」という。)の自主規制による「監査チームメンバーのローテーション」の導入などである。さらに、開示企業に対しては、非財務情報や記述情報の充実が求められるようになってきており、監査事務所においては、適切な対応が期待される。

新規上場会社に対する監査については、令和2年3月に金融庁から公表された「株式新規上場(IPO)に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書」にもあるとおり、新規・成長企業がその成長プロセスに応じて適切な監査を受けることができるための環境整備を進めることが課題となっている。

(2) 新型コロナウイルス感染症による監査業務への影響

令和2年3月頃からの新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴い、3月 決算会社を中心に決算作業の遅れ等が発生するとともに、対応する監査業務 においても、棚卸立会、残高確認、海外子会社に係るグループ監査など広範 囲における監査実施上の制約が生じ、監査業務の遅延や監査意見への影響な どの懸念が生じた。

このような状況への対応として、同年3月以降、協会から新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項、金融庁から有価証券報告書等の提出期限延長の取扱い、法務省等から定時株主総会の日程に関する対応、企業会計基準委員会から会計上の見積りに係る新型コロナウイルス感染症の影響の考え方などが公表された。

(不正会計等への対応)

不適切な会計処理等に関する適時開示を行った上場会社は増加の傾向にある。これは上場会社において適時に情報開示を行うという意識が高くなっていると考えられるが、会社の内部統制が十分に機能していない事例や、海外を含むグループ会社に対する管理が十分でない事例もみられている。

財務諸表の作成責任及び内部統制の整備・運用責任は経営者にあることは当然である。監査事務所においても、被監査会社の内部統制を評価する際には、海外事業

³ 監査報告書への監査上の主要な検討事項 (KAM) の記載は、令和3年3月決算に係る財務諸表の監査から適用されるが、それ以前の決算に係る財務諸表の監査から適用することを妨げないとされている。

⁴ 通常とは異なる監査意見等とは、限定付適正意見、意見不表明及び不適正意見を指すとされている。

を含めた事業の特性や企業の置かれた環境を深く理解した監査手続の実施が一層 重要となっているほか、内部統制の不備を発見した場合には、被監査会社に適時に 報告することが求められる。

(監査事務所における品質管理の現状)

トを参照。

審査会では、平成28事務年度(平成28年7月~平成29年6月)の検査から、検 査結果通知書に監査事務所の業務運営に関する総合評価⁵を記載している(フォロー アップ検査を除く。)。平成 28 事務年度以降に実施した検査結果について大手監査 法人及び準大手監査法人をみると、総合評価の最上位である「概ね妥当である」に 該当するものはなく、大半が「妥当でない点がある」に該当し、一部は「妥当でな いもの」となっている。一方、中小規模監査事務所についてはリスクベースに基づ き検査先を選定していることなどもあり、「妥当でないもの」以下の区分に該当して いる。

大手監査法人においては、品質管理の主体を本部品質管理部門から、より監査現 場に近い事業部へ移していく傾向にあり、最近の検査結果をみると、本部品質管理 部門と事業部との十分な連携等が課題となっている。

また、大手監査法人の収益構造をみると、グループ全体の業務収入における非監 査証明業務収入の割合は、平成26年度までは年々増加し、近時は40%前後で推移 している。

さらに近時、公認会計士等でない事務職員を活用して、事務的な作業を集中して 行う事務センターの設置や、グローバルネットワークとの関係では、グローバルネ ットワークがアジア等の地域別に統括組織を設置する動きがみられている。

準大手監査法人においては、組織的な対応のための体制整備を行ってきているも のの、品質管理部門と事業部とのコミュニケーション不足、公認会計士等でない事 務職員の活用拡大やそれに伴う教育・訓練などの人材育成の課題、トップを含む経 営層において品質管理の確保・向上に対する意識が不十分な点がみられる。

中小規模監査事務所では、上位規模の監査事務所において、業容拡大に対応し た業務管理態勢や品質管理態勢を構築できていないものがみられる。また、一部 の監査事務所には、リスクの高い上場会社に対する監査業務を適切に実施する態 勢が十分でないものもみられる。

-62 -

⁵ 検査結果通知書の「特に留意すべき事項」は、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務におけ る不備の概要で構成され、これらの状況に応じて総合評価を付している。総合評価は、「概ね妥当であ る」、「妥当でない点がある」、「妥当でないもの」、「妥当でなく業務管理態勢等を早急に改善する必要」 及び「著しく不当なもの」の5段階に区分している。詳細は、当審査会 HP に掲載のモニタリングレポー

(監査法人のガバナンス態勢等)

大手監査法人及び準大手監査法人においては、「監査法人の組織的な運営に関する原則」(以下「監査法人のガバナンス・コード」という。)を採用し、ガバナンス 態勢は概ね整備されてきている。今後は、ガバナンスの実効性を定着させるための 一層の取組が課題となっている。

(IT 化の進展)

大手監査法人を中心に、監査の品質の確保・向上や監査業務の効率性の向上のため、監査業務の一層のIT 化を促進している。具体的には、ツールの利用による従来の試査から精査的な手法の導入や作業の自動化・集約化などにとどまらず、AI を活用したリスク分析や、リアルタイムで行う監査の導入の検討などがなされている。このような動きは、監査業務の実効性の確保だけではなく、効率性の向上による監査現場の負担軽減等につながり、リスクのある領域に対する深度ある監査の実現に資するものとして期待される。また、今般の新型コロナウイルス感染症拡大を受け、監査人が在宅等で監査業務を行ういわゆる「リモート監査」が行われている。

このような IT 化の進展に併せて、大手監査法人を中心に、IT 専門家の採用増加 や育成などを加速させている。

一方で、上記の動きや、被監査会社とのデータの交換が進んでいく中、サイバーセキュリティは喫緊の課題となっており、サイバーセキュリティの強化を確実に行っていく必要がある。

(国際的な監査監督機関等の動向)

金融庁及び審査会は、我が国資本市場の国際的な地位向上等の観点から、東京に本部事務局を有する監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)。に必要な支援を行っている。IFIARにおいては、6大グローバルネットワークでと継続的に対話を行うなど、グローバルでの監査の品質の確保・向上に取り組んでおり、審査会としては、引き続き IFIAR の活動に貢献していく。なお、外国監査監督当局と連携し、外国監査監督当局における新型コロナウイルス感染症への対応、4大グローバルネットワークでに所属する外国監査法人の不適切な業務への対応、さらに、外国監査監督当局の組織変更に関する動向について注視していく。

6 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR): 平成 18 年に設立された、監査法人の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関であり、事務局は東京に置かれている。当局間の協力・連携を通じ、監査の品質をグローバルに向上させることを目的としている。令和2年6月末時点のメンバーは我が国を含む55か国・地域となっている。

⁷ 世界的に展開する会計事務所のネットワークのうち、BDO、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、Grant Thornton、KPMG 及び PricewaterhouseCoopers の 6 つのグローバルネットワークを指す。 なお、これらから BDO、Grant Thornton を除いたものを 4 大グローバルネットワークという。

2 令和2事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の考え方

「監査事務所等モニタリング基本方針」に掲げるモニタリングの視点及び目的 等並びに上記「1 監査事務所をめぐる環境」を踏まえ、下記(1)から(5) に掲げる基本的な考え方でモニタリング⁸に取り組む。

本事務年度のモニタリングの実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や監査事務所の負担を勘案し、新型コロナウイルス感染症の影響等を把握しつつ、モニタリング対象となる監査事務所の状況に応じ、モニタリング内容を見直すなど柔軟に対応する。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大も一つの契機として、働き方の新しいスタイルを積極的に取り入れる観点も踏まえ、監査事務所に対する審査会のモニタリングが、双方にとってより効率的で実効性のあるものとなるようモニタリングの実施方法の見直しを検討する。

(1) モニタリングにおいて重視する事項

本事務年度のモニタリングにおいては、以下の事項を重視する。

なお、監査事務所は、所属員が数人の中小規模監査事務所から数千人規模の 大手監査法人まであり、ガバナンス等の経営管理態勢や業務運営等も様々であ る。そのため、モニタリングに当たっては、各監査事務所の規模、態様にも留 意する。

ア 監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント

監査の品質を持続的に向上させるためには、トップ自らがリーダーシップを発揮し、監査業務の品質を重視する風土を醸成させることが重要であることから、トップの姿勢を含む経営層の認識及びそれを具体的な施策等に反映させているかなどを把握する。

イ ガバナンス等の経営管理態勢の実効性

ガバナンス等の経営管理態勢や業務管理態勢が、監査の品質の確保・向上に資するものとなっているか検証する。

特に、監査法人のガバナンス・コードを採用している大手監査法人及び準大手監査法人等については、当該コードを踏まえて整備されたガバナンス態勢が監査の品質の向上のために実効的なものとなっているか検証する。

^{*} モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含している。また、オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、監査事務所に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

こうした検証においては、金融庁関係部局とも情報共有・連携を図ることとする。

ウ 監査をめぐる動向を踏まえた状況把握

(ア) 新型コロナウイルス感染症による監査業務への影響等

新型コロナウイルス感染症による監査手続など監査業務への影響や、監査実施体制の変更など監査事務所の対応状況について、監査事務所の負担を考慮しつつ状況を把握する。

(イ)海外子会社に係るグループ監査

上場会社においては、国内市場の成熟化に伴い成長の源泉を海外の事業 展開に求めている中、海外子会社における会計問題が引き続き発生してい る。こうした状況を踏まえ、海外子会社に係るグループ監査については、 監査チームによる海外事業の管理態勢を含む内部統制の評価、海外子会社 の監査チームとのコミュニケーション及び監査事務所の組織的な対応状 況などについても、重点的に把握する。

(ウ) 監査契約の新規の締結

近時、監査人を交代する事例が多くみられるため、大規模上場会社又は リスクの高いと思われる上場会社の監査契約を新規に締結した監査事務 所において、当該監査契約に係るリスク評価と対応の適切性に加え、当該 監査契約の締結経緯についても検証するほか、当該監査契約が監査事務所 全体の監査品質に及ぼす影響も把握する。

エ ITを活用した監査とサイバーセキュリティ対策等の状況把握

大手監査法人や一部の準大手監査法人では、各国の監査事務所単位ではなく、加盟するグローバルネットワークが全体で IT ツールの開発を行うことにより、コストを抑えるとともに開発期間の短縮を図っている。こうしたことにより、AI を活用した会計仕訳の異常値を検知するツールや、不正リスクを識別するためのツールなど、監査業務における IT 化の進展が加速している。

このような監査の IT 化進展の動きは監査の品質の確保・向上に資するものと考えられるため、その進展状況を大手監査法人等へのモニタリングにより継続して把握する。

あわせて、IT 化の進展に伴うサイバーセキュリティ対策の状況を確認することとし、監査手法の深化、複雑化に応じた、人材の確保・育成ができているかなどについても把握することとする。

(2) オフサイト・モニタリングの強化

効率的で実効性のあるモニタリングを実施するために、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を継続するとともに、金融庁、関係団体などの関係者との連携などを通じた情報共有のための取組を一層強化する。また、業界動向等の被監査会社を取り巻く環境に係る情報収集・分析を充実させ、情報及び分析結果については、検査に有効に活用するなどオンサイト・モニタリングとの一体的な運用に努めるものとする。

(3) モニタリング実施態勢の強化

監査事務所の態様に応じた情報収集・分析、検査の実施に向けて、審査会の モニタリング実施態勢を強化する。

そのために、国内外からの情報、会計実務の国際化や我が国の監査事務所の 態勢等を分析し適切に対応を図ることができる人材、効率的で実効的なモニタ リングの指導ができる人材を登用する。また、国際会議等への職員の積極的な 参加などを通じて人材の育成を進める。

(4) モニタリング実施方法の検討

大手監査法人を中心としたIT化の進展や新型コロナウイルス感染症の影響もあり、監査事務所においては、棚卸立会や残高確認など監査手続の実施方法や監査事務所の運営を見直すことが想定される。こうした点や新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、審査会の実施するモニタリングが、双方にとってより効率的で実効性のあるものとなるよう、立入検査をはじめとするモニタリングの実施方法の見直しを検討する。

(5) 国際的な監査監督機関等との連携

多国間情報交換枠組み(MMOU)や二国間の情報交換の枠組み⁹を活用し、モニタリングのために必要となる情報の取得や外国監査監督当局からの要請に応じた情報提供を行う。また、IFIARにおける議論への積極的な参加を通じて、グローバルネットワークの動向や外国監査監督当局による監査監督手法等を把握することとする。さらに、外国監査監督当局の新型コロナウイルス感染症への対応状況、4大グローバルネットワークに所属する外国監査法人の不適切な業務への対応状況、外国監査監督当局の組織再編の動向等も注視する。

⁹ 令和2年6月末時点で8か国(アメリカ、カナダ、マレーシア、オランダ、ルクセンブルク、イギリス、フランス及び中国)の監査監督当局との間で、情報交換の枠組みに関する書簡交換(EOL)を実施している。

3 オフサイト・モニタリングに係る基本計画

効率的で実効性のあるオフサイト・モニタリングを実施するために、協会の品質管理レビューに係る報告のほか、これまでの審査会検査や報告徴収の結果を分析するなど有効に利用する。特に、審査会の限られた検査資源の下で、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すためには、報告徴収を有効に活用することが重要である。

本事務年度においては、新型コロナウイルス感染症による影響や監査事務所の対応状況を含め、監査事務所の状況や個別監査業務に係るリスクなどを適時、的確に把握する観点から、監査事務所等の負担を考慮しつつ、以下のとおり、監査事務所に対する報告徴収・ヒアリング、協会の品質管理レビューの検証、協会との連携など、監査事務所の規模や態様に応じたオフサイト・モニタリングを実施する。

(1)報告徴収

ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、監査法人のガバナンス・コードを踏まえ整備したガバナンス等の経営管理態勢や業務管理態勢、グローバルネットワークとの連携の状況、ITを活用した監査手法、サイバーセキュリティ対策、犯罪収益移転防止法等の法令遵守措置等の検証に必要な定性・定量の情報を報告徴収において継続的に求めることとする。また、監査業務において高度な専門知識や IT の理解等を要する上場金融機関に対する監査態勢や審査態勢等の実態把握を行う。

報告徴収により得られた情報については、分析の上、効率的・効果的な検査に資するよう活用するほか、大手監査法人間の比較分析や大手監査法人における横断的な問題等の把握に活用する。なお、報告徴収に当たっては、検査や対話で得られた情報を活用するなどにより、効率的に実施することとする。

イ 中小規模監査事務所に対しては、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、 監査事務所の適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、適時に報告徴収 を実施する。

その際、監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、トップの経営方針、収益・財務構造及び組織・人材、監査契約を新規に締結した経緯といった項目等を重点的に検証する。報告徴収の実施に当たっては、必要な場合には対面での実施や、品質管理レビューの改善状況が良好でない監査事務所に対して連年で実施するなど効果的に検証を行う。

また、報告徴収の結果、重大な問題が疑われる監査事務所については、当該結果を検査等における重要な参考情報として活用することとする。

ウ 中小規模監査事務所に対する検査の結果、後述工の早急に改善を要する必要があると認められる場合を除き、検査結果として通知した問題点については、検査結果通知の一定期間後に、その対応状況等を把握し、必要に応じてヒアリングを実施するなど監査事務所の改善を促していく。

その際、金融庁関係部局や協会とも連携し、不備の内容や重要性に応じた検証に努める。

エ 検査の結果、業務運営が良好でないと認められ、特に早急に改善を要する 必要があると認められた監査事務所については、検査結果の通知と同時に報 告徴収を実施し、速やかな改善を促すこととする。

上記ウ又はエの報告徴収により、改善が不十分である状況を把握した場合には、再度の報告徴収や検査などの対応を検討することとする。

(2) 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

審査会は、監査事務所に対するモニタリングにより把握した品質管理レビューの有効性に関する問題点等については、協会と共有した上で、審査会及び協会との実務者レベルでの継続的な協議等を通じて、品質管理レビューの実効性の向上に向けた対応等を促しているところである。

最近の品質管理レビューの状況を踏まえ、協会は、監査事務所の品質管理の 状況等に応じたレビュー期間の弾力的な決定・変更、レビュー対象とする個別 監査業務の選定をリスクを踏まえたものとするほか、中小規模監査事務所に対 して、リスクに応じたレビュー頻度の伸長も予定している。

協会の品質管理レビューと審査会の検査とは、実施体制や実施方法が異なるものではあるが、協会の品質管理レビューは、近年よりリスクを踏まえたものとされてきている中で、品質管理レビューにおいて限定事項付き結論となっていない監査事務所について、審査会の検査では業務運営が著しく不当と認められる事案も発生している。

このような状況を踏まえると、協会においては、監査事務所における自主的な改善を促すとともに、品質管理レビューの一層の実効性向上を図る必要があり、今後、協会において実施が予定されている施策の実効性やその効果についても検証していく。

審査会と協会との連携は、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向

上に極めて重要であり、より深度あるものとなるよう努めていく。また、審査会と協会は、審査会検査と協会の品質管理レビューとの適切な役割分担に関して、大手監査法人に対する品質管理レビューの在り方や中小規模監査事務所に対する協会の指導・監督機能の充実等を中心に議論を行っている。協会においては当該議論を踏まえて対応を図ってきているところであるが、審査会検査と協会の品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するという観点から、本事務年度においては、より具体的かつ実質的な議論を行っていくこととする。

(3) 監査事務所に関する情報等の収集・分析等

監査事務所の最新の業務管理態勢や監査事務所・監査業界の抱える問題等を 把握する観点から、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層と の定期的な対話を行っているところである。トップを含む経営層は監査事務所 の組織風土に大きな影響を与える存在であることから、こうした経営層との対 話を今後も継続し、より深い議論が行われるように努める。なお、その際には KAM 導入に向けた監査事務所としての対応状況などについても把握することと する。

また、市場関係者が有益な情報を得られるよう、監査事務所自らが開示する 品質管理に係る情報の一層の充実や、積極的な情報発信を促すこととする。

さらに、金融庁関係部局、協会、金融商品取引所、日本監査役協会等の関係 団体に加え、国際的な監査監督機関、外国監査監督当局、監査事務所のグロー バルネットワーク等との意見交換・連携などを通じた情報共有を一層強化する こととし、加えて、監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・ 分析態勢の向上に努めていく。

4 検査基本計画

監査事務所等モニタリング基本方針に基づき、監査事務所の規模、態様や被監査会社のリスクの程度に応じた、より効率的・効果的な検査を実施するとともに、検査手法の向上など検査の実効性の向上に努める。また、上記オフサイト・モニタリングとの一体的な運用により、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

本事務年度の検査においては、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢が、 組織の規模や特性等に応じた適切なものとなっているか、トップを含む経営層の 品質管理に係る認識や対応が監査事務所の業務管理態勢等にどのような影響を 与えているか、監査実施者が監査基準等の規程の趣旨や内容を理解した上で職業 的懐疑心を発揮し監査手続を実施しているかの観点を重視し、以下のとおり、監 査事務所の規模や態様に応じた検査を行う。

なお、監査事務所の負担を考慮しつつ、新型コロナウイルス感染症による影響や、その影響を踏まえた品質管理態勢及び業務管理態勢の状況、協会の監査上の取扱いなどを踏まえた監査手続の実施状況や監査意見表明の状況についても検証していく。

(1) 大手監査法人

大手監査法人については、大規模な上場会社の監査を多く行うなど資本市場において重要な役割を担っていることに鑑み、原則として毎年検査を実施する (通常検査とフォローアップ検査を交互に実施する。)。フォローアップ検査については、検査先の負担等に配慮し、通常検査における指摘事項に対する改善施策の検証を中心に、より効率的・効果的に実施する。

なお、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、 又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査事務所の品 質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、上記原則にとらわれずに機 動的に検査を行うこととする。

大手監査法人は、数千人規模の職員を擁し、多数の部門・地方事務所によって構成される巨大な組織であるため、監査現場にまで品質管理や業務管理などを浸透させる態勢が重要である。特に、トップを含む経営層は監査事務所の組織風土に大きな影響を与えるため、その姿勢や行動が重要である。

上記を踏まえ、本事務年度の検査においては、以下の検証項目に重点を置く。

- ・トップを含む経営層の品質管理に係る認識や対応及びそれらが監査事務所 の業務管理態勢や品質管理態勢に与える影響等の検証
- ・ガバナンス態勢(特に監督・評価機関)について、監査事務所の品質管理の 確保・向上に資するものとなっているか、その実効性を運用状況の観点から 検証
- ・監査現場まで品質管理を浸透させているかの観点から、監査事務所の業務管 理態勢、特に本部品質管理部門と各事業部等との連携の状況の検証
- ・監査契約の新規の締結手続(特に大規模上場会社及びリスクの高いと思われる上場会社に係るもの)の適切性や契約締結の経緯、大規模上場会社に関する監査契約の新規の締結等に伴う監査実施体制の編成が、監査事務所全体の監査品質に及ぼす影響の検証
- ・経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーションの状況 の検証
- ・海外子会社を含むグループ監査の状況の検証

- ・監査補助者¹⁰や IT 専門家などに対する教育・訓練、人材育成の状況
- ・KAM など会計監査に関する情報充実への対応状況
- ・財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、監査におけ る不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証
- ・グローバルネットワークによるモニタリング活動への対応状況の検証

(2) 準大手監査法人

準大手監査法人については、相当数の上場被監査会社を有し、資本市場にお いて一定の役割を担っている一方、大手監査法人と比べ業務管理態勢や品質管 理態勢の整備が十分とはいえない状況がみられる。そのため、それらの整備状 況を注視することとし、原則として3年ごとに検査を実施する。ただし、被監 査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査 会社の監査業務を行う監査法人の品質管理熊勢を早急に確認する必要がある場 合には、機動的に検査を行うこととする。

本事務年度の検査においては、以下の検証項目に重点を置く。

- ・トップを含む経営層の品質管理に係る認識や対応及びそれらが監査事務所の 業務管理態勢や品質管理態勢に与える影響等の検証
- ・ガバナンス態勢(特に監督・評価機関)について、監査事務所の品質管理の 確保・向上に資するものとなっているか、その実効性を運用状況の観点から 検証
- ・監査現場まで品質管理を浸透させているかの観点から、監査事務所の業務管 理態勢、特に本部品質管理部門と各事業部等との連携の状況の検証
- ・合併等により業容を拡大させている監査事務所について、組織としての一体 性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証
- ・被監査会社の国際化などのリスクに対応できる十分かつ適切な経験、能力等 を含めた監査資源の検証
- ・グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニ ケーション等の状況の検証
- ・経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーションの状況 の検証
- ・監査人の交代時における監査事務所としての対応状況の検証。大規模上場会 社又はリスクの高いと思われる上場会社に関する監査契約の新規の締結に

¹⁰ 監査補助者には、公認会計士資格を有する者、公認会計士試験合格者等、それらの資格等を有さない 監査補助職員のほか、監査補助を行う事務職員が含まれる。

— 71 —

おける、経緯、リスク評価等の適切性や監査実施態勢の検証

- ・監査補助者や IT 専門家などに対する教育・訓練、人材育成の状況
- ・KAM など会計監査に関する情報充実への対応状況
- ・財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、監査における不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証

(3) 中小規模監查事務所

中小規模監査事務所については、監査事務所の品質管理態勢、個別監査業務の監査の基準等への準拠性などを確認するとともに、それらに影響を与えるトップの認識や関与、業務管理態勢も検証する。その際には、検出された不備が監査事務所のビジネスモデルに起因するものか、不備に対する改善の取組が対症療法的なものにとどまっていないかに留意する。なお、検査対象先の選定に当たっては、協会の品質管理レビューの結果、被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要性を検討する。

本事務年度の検査においては、以下の検証項目に重点を置く。

- ・トップ及び社員の品質管理に対する認識、関与状況、組織の一体性などを含む業務管理態勢等の検証
- ・被監査会社のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力を含めた監査 資源の検証
- ・職業的懐疑心が発揮されているかの観点から、特に収益認識及び会計上の見 積りに係る監査手続並びに不正リスク評価等の検証
- ・経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーション、監査 実施者への指導・監督状況、専門家の利用の状況、これまでのモニタリング を通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
- ・大規模上場会社又はリスクの高いと思われる上場会社に関する監査契約の新 規の締結における経緯、リスク評価の適切性や監査実施態勢の検証
- ・監査における不正リスク対応基準への対応状況の検証
- ・グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況の検証
- ・品質管理レビューによる指摘等に対する改善状況の検証
- ・監査補助者やIT専門家などに対する教育・訓練、人材育成の状況
- ・KAM など会計監査に関する情報充実への対応状況
- ・財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況の検証

5 モニタリング情報の提供

監査の品質の確保・向上のためには、監査事務所や被監査会社の監査役等に検査結果が的確に示されることに加え、モニタリングの成果を取りまとめた上で広く一般に情報提供し、会計監査への関心や意識を高めていくことが重要である。そのような観点から、取りまとめ及び情報提供に当たっては、以下の点に留意することとする。

- ア 審査会は、監査事務所に指摘内容等を的確に伝達するとともに、被監査会社の監査役等にも、当該監査事務所の品質管理の水準や業務管理態勢を含む指摘内容等が的確に伝わるよう、検査結果の記載内容の充実に努める。また、監査事務所が、被監査会社の監査役等に対し、適切に検査結果を伝達しているか確認する。さらに、被監査会社の内部統制の機能向上に資する観点から、監査役等が検査結果を有効に活用するよう、監査事務所と監査役等の連携を一層促していくこととする。
- イ 審査会は、市場関係者等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、モニタリングの成果等を図表中心に取りまとめたモニタリングレポートを平成28年から公表している。平成29年以降も毎年改訂を加えているところであるが、広く一般に理解されるよう利用者のニーズも踏まえながら、今後も情報の一層の充実や発信に努める。また、当該モニタリングレポートについては、記載内容を英訳し海外利用者に対する情報発信にも努める。
- ウ 審査会は、監査事務所における監査の品質の確保・向上を図るための自主的な取組に資するよう、検査で確認された事例等を取りまとめ、監査事務所検査結果事例集として平成20年から公表している。平成21年以降も最新の事例への入替えなど毎年改訂した上で公表しているが、今後も、監査事務所の改善取組の参考となるよう内容を見直していく。

また、当該事例集を活用した講演・説明会を、全国の協会地域会等で行っているところであるが、このような講演等に加え、市場関係者等に対して積極的に発信するとともに、当該事例集を英訳し海外利用者に対する情報発信にも努める。

以上

公認会計士・監査審査会の勧告一覧

勧告年月日	監査法人·公認会計士	
平成18年6月30日	あずさ監査法人	
平成18年6月30日	監査法人トーマツ	
平成18年6月30日	新日本監査法人	
平成18年6月30日	中央青山監査法人	
平成18年11月29日	有恒監査法人	
平成19年3月28日	麹町監査法人	
平成19年7月5日	東陽監査法人	
平成19年10月25日	なごみ監査法人	
平成20年2月7日	KDA監査法人	
平成20年3月5日	六本木監査法人	
平成20年3月28日	福北監査法人	
平成20年4月16日	監査法人夏目事務所	
平成21年2月17日	監査法人ウィングパートナーズ	
平成21年11月17日	プライム監査法人	
平成22年7月13日	永昌監査法人	
平成23年6月7日	堂島監査法人	
平成24年2月1日	ロイヤル監査法人	
平成24年11月22日	阪神公認会計士共同事務所	
平成26年2月24日	東京中央監査法人	
平成26年6月13日	清和監査法人	
平成26年7月11日	九段監査法人	
平成26年10月24日	才和有限責任監査法人	
平成27年1月30日	監査法人セントラル	
平成27年3月20日	有限責任クロスティア監査法人	
平成27年6月19日	仁智監査法人	
平成27年12月15日	新日本有限責任監査法人	
平成28年1月12日	明誠有限責任監査法人	
平成28年3月24日	KDA監査法人	
平成28年11月9日	監査法人よつば綜合事務所	
平成29年6月8日	監査法人アリア	
平成30年5月18日	監査法人アヴァンティア	
令和元年7月5日	清流監査法人	
令和元年12月6日	監査法人大手門会計事務所	
令和3年2月26日	監査法人原会計事務所	

監査法人原会計事務所に対する検査結果に基づく勧告について

令和3年2月26日 公認会計士·監査審査会

公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)は、公認会計士法第49条の3第2項の規定に基づき、監査法人原会計事務所(法人番号4010005003927、以下「当監査法人」という。)を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第41条の2の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 業務管理態勢

当監査法人は、代表社員4名、社員2名、常勤職員である監査補助者等による約10名の人員で構成されており、他の監査法人での監査経験者はおらず、法人設立以来の運営態勢を踏襲している。

当監査法人は、長年にわたって数社の上場会社を主な被監査会社としており、当監査法人の業務収入に占める当該各上場被監査会社からの監査報酬の割合(報酬依存度)が高くなっている状況にある。

こうした中、最高経営責任者兼品質管理担当責任者は、当監査法人の強みを、業務執行 社員自らが親身になって被監査会社に対応すること及び小回りが利くことであるとして いる。

しかしながら、最高経営責任者兼品質管理担当責任者は、当監査法人設立以前から続く 被監査会社との関係の維持・継続を最優先に考えており、被監査会社に長く変動はないこ とから、実施した監査や法人運営に問題がないと思い込んでいる。

また、最高経営責任者兼品質管理担当責任者は、監査品質や職業倫理・独立性など公認会計士に求められる資質を重視する意識が不足しているほか、組織的な業務運営や品質管理態勢を構築する必要性を認識していない。

さらに、最高経営責任者兼品質管理担当責任者のみによる法人運営が常態化しており、 最高経営責任者兼品質管理担当責任者以外の社員は、社員としての職責を果たす必要性を 認識していない。

こうしたことから、下記 2. に記載するとおり、品質管理レビュー等の指摘事項に対する改善が不十分で同様の不備が繰り返されていること、公認会計士法や日本公認会計士協会の倫理規則に違反する「特別監査報酬」の受領や「贈答」を行っていること、適切な審査が実施されていないことなど、品質管理態勢において重要な不備を含む不備が広範かつ多数認められている。

また、下記3. に記載するとおり、今回の審査会検査で検証対象とした全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に、監査の基準及び会計基準に対する理解が不足している状況、職業的懐疑心が不足している状況が確認され、それらに起因する重要な不備を含む不備が広範かつ多数認められている。

2. 品質管理態勢

(品質管理レビュー等での指摘事項の改善状況)

最高経営責任者兼品質管理担当責任者は、品質管理レビューでの指摘事項を踏まえた対応として、全社員及び職員を対象として指摘された個々の不備を周知するとともに、業務執行社員を中心とする監査チームが指摘事項の改善状況を確認する等の改善措置を指示している。

しかしながら、指摘を受けた事項や指摘を受けた監査業務についてのみ改善しているかを確認すれば足りると思い込んでおり、指摘事項の再発防止に向けた改善措置が講じられておらず、今回審査会検査で検証した個別監査業務の全てにおいて、これまでの品質管理レビュー等での指摘事項と同様の不備が繰り返されている。

(職業倫理及び独立性の保持)

当監査法人は、公認会計士法の大会社等以外の被監査会社 1 社から、監査契約上の監査報酬とは別に監査業務の対価性が認められない「特別監査報酬」を継続して受領している。 また、同社の役員に対して商品券を継続して贈与している。

当該「特別監査報酬」については、公認会計士法令上の「特別の経済上の利益」に相当するものと認められ、当監査法人は、公認会計士法で禁止している「監査法人が著しい利害関係を有する会社」に対して監査業務を提供している状況にある。

また、当監査法人による当該商品券の贈与については、日本公認会計士協会が定める倫理規則で禁止している保証業務の依頼人に対する「社会通念上許容される範囲を超える贈答」をしている状況にある。

(監査業務に係る審査)

複数の審査担当社員は、品質管理の基準及び監査の基準を十分に理解しておらず、業務 執行社員の説明を過度に信頼し、適切な審査が実施されていない。その結果、今回審査会 検査において指摘した重要な不備を指摘できていない。

このほか、内部規程の整備及び運用、法令等遵守態勢、情報管理態勢、独立性、監査契約の更新、監査実施者の教育・訓練及び評価、監査調書の整理・管理・保存、品質管理のシステムの監視など、広範に不備が認められる。

このように、当監査法人の品質管理態勢については、品質管理レビュー等での指摘事項の改善状況、職業倫理及び独立性の保持、並びに監査業務に係る審査において重要な不備が認められるほか、広範かつ多数の不備が認められており、著しく不適切かつ不十分である。

3. 個別監査業務

業務執行社員及び監査補助者は、監査の基準及び会計基準に対する理解が不足している。 また、業務執行社員は、継続監査期間が長期化する中で、被監査会社を過度に信頼して おり、職業的懐疑心が不足している。加えて、品質管理レビュー等において重要な指摘を 受けていないことをもって、従来からの監査手続で監査品質が確保されていると思い込ん でいる。

これらのことから、不正リスク対応手続が不適切かつ不十分、収益認識に関する不正リスクの識別が不適切、関係会社株式の評価に係る会計上の見積りに関する検討が不十分、のれんの評価に係る会計上の見積りに関する検討が不十分、固定資産の減損の検討に係る会計上の見積りに関する検討が不十分などの重要な不備が認められる。

上記のほか、訂正監査に係るリスク評価手続が不十分、仕訳テストが不十分、棚卸資産の評価に係る会計上の見積りに関する検討が不十分、売掛金及び棚卸資産に係る残高確認手続が不十分、売上高等の損益勘定に係る監査手続が不十分、グループ監査において評価したリスクへの対応が不十分、監査役等とのコミュニケーションが不十分など、不備が広範かつ多数認められる。

このように、検証した個別監査業務において、重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められており、当監査法人の個別監査業務の実施は著しく不適切かつ不十分なものとなっている。

お問い合わせ先 公認会計士・監査審査会事務局 審査検査室

(代表) 03-3506-6000 (内線 2485)

平成 21 年 9 月 14 日 金 融 庁 公認会計士・監査審査会

外国監査法人等に対する検査監督の考え方

Ⅰ 検査監督の基本的考え方について

金融庁及び公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)は、①外国監査法人等 (注1) の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり (注2)、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局(以下「当該国当局」という。)が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

- (注 1) 公認会計士法(以下「法」という。)第 34条の35 第 1 項の規定による届出をした者
- (注 2) 同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国 の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

II 検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

1. 報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等 (注3) として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告 徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等:監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等(注 は による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等:①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む 業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、 上記情報の任意の提出を求めることとする。

- (注3) 法第34条の36第1項及び第2項に規定する届出書(同法第34条の37第1項の規定による変更届出書を含む)及び添付書類
- (注4) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

2. 検査対象先の選定等

審査会は、1. において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国 監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われ ているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等に ついて、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査 法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、 1. の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。 この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、 当該国当局に検査を行う旨を通知する。

3. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、 当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会 が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類 (注5) に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注 5) 公認会計士法施行令第 30 条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第 34 条の 35 第 1 項)

4. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における 指示(以下「フォローアップ」という。)を行うことを基本とする。当該国当局 による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益 又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該 国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

5. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその 指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項につい て是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証 明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品 取引法上有効とはみなされない。

(以上)

公認会計士・監査審査会の実施する 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に 関する基本指針

平成 22 年 1 月 公認会計士·監査審査会

I 報告徴収及び検査の相互依拠

公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)は、①外国監査法人等(注)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局(以下「当該国当局」という。)が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない場合又は審査会が必要と認めた特定の情報の提供が確保されない場合等上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

(注) 外国監査法人等とは、公認会計士法(以下「法」という。)第34条の35第1項の規定による届出をした者をいう。

Ⅱ 報告徴収及び検査の目的等

本基本指針においては、報告徴収及び検査の実施に際して、その基本となる実施手続等を示すものとする。

1. 目的

審査会が外国監査法人等に対して実施する報告徴収及び検査は、公益的立場に立ち外国会社等財務書類(法第34条の35第1項に規定する外国会社等財務書類をいう。以下同じ。)に係る監査の質の確保・向上を図る観点から、外国監査法人等における法第2条第1項の業務(以下「監査証明業務」という。)に相当すると認められる業務が適切に行われているかどうかについて、確認・検証することを目的とする。

2. 根拠

審査会が実施する報告徴収及び検査の対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。

(1) 報告徴収(法第49条の3の2第1項)

外国監査法人等

(2) 検査(法第49条の3の2第2項)

外国監査法人等及び外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関係のある場所

3. 外国当局との協力関係

外国監査法人等に対する報告徴収及び検査の円滑な実施を確保するため、当該国 当局に事前に通知するなど、当該国当局との間において協力関係の充実を図るもの とする。

皿 報告徴収

1. 報告徴収の概要

(1) 定期的な報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、原則として、3年に1度、当該国当局に通知 した上で、以下の事項を記載した書面(以下「書面」という。)の提出を報告徴 収により求めるものとする。

- ① 全ての外国監査法人等:「WII 報告徴収事項一覧 A.」に定める監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等 (注) による検査・レビュー結果に関する事項
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明 業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等:①の事項に加え「WI 報告徴収事項一覧 B.」に定める監査等に関する事項の概要及び品質管理の システムに関連する規程を含む業務管理体制に関する事項
 - (注) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

(2) その他の報告徴収

上記の定期的な報告徴収のほかに、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、外国監査法人等から、審査会として必要な情報の提出を報告徴収により求めるものとする。

2. 外国監査法人等への連絡方法

報告徴収に当たっては、当該外国監査法人等に対し、上記1. に定める事項の提 出を求める旨の文書を送付するものとする。当該文書は日本語を原本とし、英語に よる翻訳文を参考として添付するものとする。

3. 使用する言語

外国監査法人等が提出する書面は、日本語により作成することを原則とするが、 英語によって作成することも可能とする。

なお、上記1.に定める事項のうち既存の資料があるものについては、審査会が認める場合には、当該事項につき書面の提出に代えて、当該資料を提出することも可能とする。ただし、提出後に審査会が必要と認める場合については、審査会が指定した部分につき、日本語又は英語による翻訳文を提出するものとする。

4. 理由書の提出

外国監査法人等は、主たる事務所の所在する国の法令等により審査会から報告を 求められた事項について書面を提出できない場合にあっては、当該書面の提出に代 えて、次に掲げる事項を記載した理由書を提出するものとする。

- ① 提出を求められている事項が外国監査法人等の主たる事務所の所在する国 の法令等により記載できない旨及びその根拠となる法令等の内容
- ② ①に記載された事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見
- ③ 提出を求められている事項の記載について当該法令等により第三者の許可、 同意又は承認(以下「許可等」という。)を要する場合において、当該許可等 が得られなかったことにより当該事項が記載できない場合にあっては、外国 監査法人等が当該許可等を得るために講じた措置及び当該措置を講じてもな お当該許可等を得られなかった理由

なお、本理由書の提出なく報告徴収に応じない場合には、審査会はその旨を金融庁に通知するものとする。

5. 提出方法

書面の提出は、審査会あて送付するものとする。

Ⅳ 検査

1. 検査事項及び検査方法

(1) 検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

① 外国監査法人等

外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

② 外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関係の ある場所

外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関する 事項

(2) 検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

- ① 検査対象先の帳簿書類その他の物件を検査する。
- ② 外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が主に以下の法令諸基準等に準拠して実施されているかについて確認・検証する。
 - イ. 法及び外国監査法人等に関する内閣府令並びに外国監査法人等が行う監査 証明業務に相当すると認められる業務に関連する法令
 - ロ. 外国監査法人等が監査証明業務に相当すると認められる業務を行うに当たり準拠した監査の基準(国際監査基準(ISA)、国際品質管理基準第1号(ISQC1)等)
 - ハ. 外国会社等(外国監査法人等に関する内閣府令第4条第1項第3号に規定する外国会社等をいう。以下同じ。)が財務書類の作成に当たり準拠した企業会計の基準(国際財務報告基準(IFRS)等)

(3) 全般的留意事項

検査に当たっては、検査対象先に関する情報の収集に努めるとともに、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

なお、審査会の立入検査の権限は、法第49条の3の2第3項において準用する第49条の3第4項に規定されているとおり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2. 検査対象先の選定

審査会は、Ⅲにおいて徴収した情報及びその他の情報を分析した結果、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が適切に整備されているか、また、有効に機能しているか等について、検査により確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、たとえば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、Ⅲの手続きを経ずに、当該外国監査法人等を検査対象先として選定することができるものとする。

3. 検査予告

立入検査は、検査対象先の責任者(代表者又は検査対応に関する権限若しくは責任を有する者をいう。以下同じ。)に対して、原則として立入検査着手の2か月前までに予告を行うものとする。

この場合、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日(検査の基準となる特定の日であり、原則として検査実施の通知日の前営業日)等の検査実施の内容について文書(日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付)により通知するものとする。同時に、電話連絡を行い、4.(2)記載の重要事項の説明の日程調整を行うものとする。

なお、検査対象先に対して検査実施を通知するに先立ち、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知するものとする。その際、当該国当局が検査対象先に対して検査を行う予定がある場合には、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施できるよう可能な限りの配慮を行うものとする。

4. 検査実施の留意事項

(1) 検証対象範囲

検証対象に関しては次のとおりとし、検査に当たっては、検査の効率化と外国 監査法人等の負担軽減に留意するものとする。

- ① 個別監査業務については、外国会社等財務書類に係るものに限定する。
- ② 業務管理体制については、監査事務所全体とする。

(2) 重要事項の説明

主任検査官は、検査実施の通知日以後立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について電話会議等の方法により説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的
- ② 検査の実施方法
- ③ その他必要な事項

(3) 使用する言語

検査においては、日本語の使用を原則とする。

ただし、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務の

状況や品質管理システムの整備・運用状況の把握を行う場合などにおいて、主任 検査官が認めたときは、英語の使用も可能とする。

(4)検査予告後の質問

検査予告後、主任検査官は、提出された書面等の内容につき確認する必要がある場合は、立入検査着手前においても、検査対象先に対し、検査の手続の一環として文書(日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付)で質問を行うことができる。

(5) 検査命令書等の提示

主任検査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び 検査証票を提示するものとする。

(6)検査対象先の役職員に対するヒアリング

検査官は、帳簿書類その他の物件の閲覧並びに検査対象先の役職員(監査責任者及び監査補助者を含む。)に対してヒアリングを実施し、法令諸基準等や外国 監査法人等の定める品質管理に関する方針と手続への準拠の状況を検証するものとする。

検査官は、上記のヒアリングを行う際に他の者の同席の申し入れがあった場合には、その理由を確認した上で、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めることができる。

(7) 外国監査法人等の代表者等に対するヒアリング

主任検査官は、外国監査法人等の業務等の状況及び品質管理に関する方針に関して、外国監査法人等の代表者等に対してヒアリングを行うものとする。

(8) 検査対象先の就業時間への配慮

検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように配慮するものとする。 立入検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外 に実施しようとする場合は、検査対象先の承諾を得るものとする。

(9) 効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、立入検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、 検査対象先の検査への対応などについて必要に応じて意見交換を行い、検査を効 率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

(10) 事実及び経緯の確認

検査官は、帳簿書類その他の物件を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、指摘事項について検査対象先の責任者から確認を得るものとする。

この際、検査官は、必要に応じて質問事項又は指摘事項を記載した文書(日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付)に、検査対象先の責任者の認識について記載を求めるものとする。

5. 検査資料の徴求

(1) 既存資料等の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、検査対象 先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、 当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、 検査に支障が生じない限りこれに応じることができる。

(2) 資料徴求の迅速化等

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を求める場合には、資料徴求の趣旨を 適切に説明するものとする。

また、帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料(以下「現物」という。)を検査会場において検証する場合には、受渡書を取り交わし、かつ、確実に管理するものとする。

(3) 資料の返却等

検査官は、立入検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料として、現物の一時持出しや返却の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの一時持出しや返却を認めるものとする。

また、検査期間中に徴求した現物は、検査の終了時までに返却するものとする。

6. 立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間に生じた 認識の相違の有無について、検査対象先の責任者に対して確認した上で、立入検査 を終了するものとする。

7. 検査事項に係る意見交換等

主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した外国監査法人等の問題点が整理された段階で、外国監査法人等の責任者に対し、当該問題点等が記載された文書(日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付)を送付するものとする。外国監査法人等は、当該文書の検討等に必要な期間として審査会が定めた期間内に、当該文書に記載されている事項に関する意見等を記載した意見書(日本語により作成することを原則とするが、英語によることも可能とする。)を審査会事務局長あてに提出することができる。この場合、意見等の内容を審査会に説明するものとする。

8. 検査結果の通知

検査結果の通知は、審査会会長名において、外国監査法人等の責任者に対して、 検査結果を記載した文書(以下「検査結果通知書」という。)を交付することによ り行うものとする。なお、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳 文を参考として添付するものとする。

なお、検査結果の通知の際は、外国監査法人等の責任者から当該通知を受けた旨の受領書を徴するものとする。

V 検査結果等の取り扱い等

1. 検査結果等の取り扱い

- (1)審査会は、検査結果通知書を公表しないものとする。
- (2) 検査結果及び検査関係情報^(注)については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、審査会の事前の承諾なく、検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。

また、第三者に対する開示の事前承諾の申請に関しては、主任検査官は、①開示先、開示内容及びその理由を記載した申請書(英語により作成)の提出が必要であること、②当該開示先において第三者に開示しないことについての同意等の取り付けを求め、上記①の申請書中に、この同意等が得られたことについての記載が必要であること、を併せて説明するものとする。

(注) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

2. 勧告事案等の公表

(1)審査会は、公益又は投資者保護に資するため、法第41条の2の規定に基づき、 外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案 について、勧告後、原則として、公表するものとする。

なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不適当と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じるものとする。

(2) 上記(1)のほか、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、検査対象先及び外国会社等が特定されない形で、検査事務の処理状況について取りまとめて公表するものとする。

VI 情報管理上の留意点

検査官等職員は、報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報を、我が国における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理するものとする。その際、特に、以下の点に配慮するものとする。

- (1)報告徴収及び検査の実施並びに当該国当局との協力に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2)報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報をその目的以外には使用(ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。)してはならない。
- (3)特に、報告徴収対象先、検査対象先及び当該国当局の秘密事項等に係る情報の 取り扱いについては、細心の注意を払う。

Ⅷ 施行日

本基本指針は、平成22年1月14日から施行する。

Ⅲ 報告徴収事項一覧(別添のとおり)

Ⅲ 報告徴収事項一覧

A. 全ての外国監査法人等から徴収する情報

I 監査法人等の状況

- 1. 業務の概況
 - (1) 所属国の監査制度の概要(概要を説明する公式サイトのアドレスでも可)
 - (2) 監査法人等の目的及び沿革
 - (3) 監査法人等の法的構造及び所有形態
 - (4) 監査法人等のガバナンス
 - (5) 監査法人等の組織図

2. 社員等の状況

- (1) 社員、使用人の状況 社員、使用人の人数及び対前年度増減
- (2) 業務執行責任者の役職名、氏名及び職歴
- 3. 事務所の状況 (業務運営及び品質管理を行っている事務所、及び外国会社等を監査 する事務所に限る。)

(事務所が2以上あるときは、事務所ごとに記載。)

事務所ごとに、事務所名、所在地、社員数、使用人数、被監査会社数(外国会社等の数を内書き)

4. 関係会社の状況

名称、代表者、所在地、事業内容

- 5. 売上高の状況
 - (1) 直近3会計年度の売上高(監査証明業務及び非監査証明業務の内訳)
 - (2) 「3. 事務所の状況」に記載された事務所ごとの売上高が区分して把握されている場合には、当該売上高(監査証明業務及び非監査証明業務の内訳)
- 6. 被監査会社の概況 (外国会社等に限る。)

名称、決算期、資本金、業務執行社員、共同監査人、新規契約又は契約解除の旨

Ⅱ 業務等の状況

- 1. 業務の状況
 - (1) 業務の内容
 - ① 監査証明業務及び非監査証明業務を提供している会社数、対前年度増減(外国会社等の数を内書き)
 - ② 新たに開始した業務(過去3年間)

(2) 業務の運営の状況

- ① 業務の執行の適正を確保するための措置(経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置を含む。)
- ② 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置(品質管理に関する 責任、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、監査実施者の採用、 教育・訓練、評価及び選任、業務の実施(審査の状況を含む。)、品質管理のシス テムの監視を含む。)

2. 業務提携の状況

- (1) 公認会計士又は監査法人との間における監査証明業務に関する提携の状況
- (2) ネットワーク組織に属する場合には、当該組織の概要及び当該組織における取決めの概要

3. 訴訟事件の概要

外国監査法人等が監査証明業務に関連して被告となった訴訟事件のうち、

- (1) 過去3年間に終結した件数及び判決等により支払うこととなった金額の総額
- (2) 現在係争中の訴訟事件の件数及び支払の請求を受けている金額の総額

4. 刑事罰又は行政罰等の有無及びその内容

外国監査法人等が監査証明業務に関連して過去3年間に受けた刑事罰又は行政罰 等の内容

Ⅲ 行政機関等による直近の検査・レビューの年月及びその結果

検査結果等に基づく改善指示等、改善計画及び改善状況

B. 上場会社を監査する外国監査法人等から徴収する情報

全ての外国監査法人等から徴収する情報に加え、次に掲げる情報

I 上場会社に係る監査証明業務等に関する情報(上場会社ごと)

1. 監査人等の概況

- (1) 監査人の状況
 - ① 監査責任者等の氏名・連続して監査に関与した期間
 - ② 補助者の人数・補助者であって過去において監査責任者であった者の氏名
 - ③ 監査人等の異動状況
- (2) 監査契約等の状況
 - ① 監査報酬等の額(監査証明業務・非監査証明業務)
 - ② 監査契約の解除
- (3) 品質管理の状況
 - ① 品質管理を担当する公認会計士の氏名又は監査法人の部署
 - ② 意見審査を行った公認会計士又は監査法人の担当者の氏名等

2. 監査の実施状況

従事者の内訳別(監査責任者又は業務執行社員・公認会計士・その他)の人数・ 従事日数又は時間数

Ⅱ 品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

- 1. 品質管理のシステムに関連する規程の名称(最終改定日を付記)及びその写し
- 2. 監査マニュアルの名称(最終改定日を付記)及びその写し
- 3. ネットワークにおける内部レビューの結果

結果報告書、指摘内容、改善措置及び改善計画、改善状況

公認会計士試験制度の概要

受験資格

受験資格の制限なし。年齢、学歴等にかかわらず受験可能

受験地

東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県その他審査会の指定する場所

短答式試験

論文式試験

年2回(第Ⅰ回12月上旬、第Ⅱ回5月下旬)実施

試験科目

■財務会計論 ■管理会計論 ■監査論 ■企業法

短答式試験合格

合格者は、翌年及び翌々年の2年間、 短答式試験の免除を受けることが可能

年1回(8月中下旬)実施

試験科目

必須科目 ■会計学 ■監査論 ■企業法 ■租税法

選択科目 ■経営学 ■経済学 ■民法 ■統計学

(以上の4科目から1科目選択)

※論文式試験で不合格になった場合でも、公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を 得た科目については、翌年及び翌々年の2年間、当該科目の免除を受けることが可能

公認会計士試験合格

〇2年以上の実務経験(注)

業務補助 又は 実務従事 ※試験合格の前に行うことも可

〇実務補習

公認会計士となるのに必要な技能を取得(講習を受け、必要な単位を取得) ※日本公認会計士協会による修了考査を含む

- (注)実務経験
- ①業務補助 監査証明業務について公認会計士又は監査法人を補助
- ②実務従事 財務に関する監査、分析、その他の実務に従事 (実務従事に該当する業務の例:企業における経理、予算管理、原価計算、 企業財務分析や財務コンサルタントなど。単純な経理事務等は除く。)

公 認 会 計 士

登

録

令和2年7月22日 公認会計士・監査審査会

令和2年公認会計士試験(第 II 回短答式試験)を受験される方へ -新型コロナウイルス感染症への対策についてのお知らせー

【試験実施についての基本方針】

令和2年公認会計士試験第 II 回短答式試験は、8月23日(日)に実施します。

一方で、試験当日までの間に新型コロナウイルス感染症の感染拡 大リスクが更に高まるなど、取り巻く状況が変化した場合等には、 実施の方針について変更となる可能性があります。

今後、試験実施に関する追加情報等がある場合には、本ウェブサイトに掲載しますので、ご確認いただくようお願いします。

【受験に当たっての注意事項】

受験に際して、以下の対応をお願いしますので、ご理解・ご協力をお願いします。

1. 体調不良の方

- (1) 以下の方については、他の受験者等への感染のおそれがあるため、<u>当日の受験を控えていただくようお願いします</u>。
 - ① 新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方
 - ② 濃厚接触者に該当する方
 - ※ ご自身や同居の方が保健所等の公的機関、企業及び組織から 自宅待機等の指示を受けている方等
 - ③ 37.5 度以上の熱や軽度であっても咳などの風邪の症状が続く、強いだるさ、息苦しさといった新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある方
- (2) 試験会場で上記③の症状が生じた場合には、必ずその旨を 試験官等へお申し出ください。他の受験者等への感染拡大防

止のために必要な措置として、<u>受験を中止し、ご帰宅してい</u>ただくよう指示しますので、あらかじめご了承ください。

- ※ 試験当日は、ご自宅において検温を行ってください(上記1.(1)③)
- ※ 一部の試験会場では、施設管理者側より入場時の検温(<u>37.5</u> <u>度以上の発熱がある方の入場禁止</u>)が義務付けられています ので、あらかじめご了承ください。また、時間に余裕をもっ て会場にお越しください。
- ※ 体調不良と思われる方には、必要に応じて試験官が体温測 定等を要請する場合がありますので、その際はご対応いただ くようお願いします。

なお、上記に該当する方などについての再試験・受験手数 料の返還などの特別な措置は予定していませんので、受験者 におかれては、受験当日まで十分な体調管理をお願いしま す。

2. 試験会場でのお願い

試験会場では、感染防止のため、以下の点に留意してください。

① マスクの着用等

試験会場では、感染予防のため、マスクの着用をお願いします。なお、マスクは、本人確認のための写真照合時や 試験官の指示があった時等は、一時的に外してください。 また、携帯用手指消毒用アルコールをお持ちの方は、持参 しても差し支えありませんが、試験中はカバンにしまって ください。

② 密の回避

試験会場内での私語は控えるようお願いします。昼食時や休憩時も密集を避け、会話は控えてください。

③ 試験室の換気

試験室は、適宜、ドアや窓を開放するなどの換気を行います。室温の高低に対応できるよう試験当日の服装には注意してください。また、ドアや窓の開放による外部の音が気になる方は、耳栓の使用をお願いします。

4 その他

試験会場では試験官の指示に従ってください。従ってい ただけない場合は、受験を中止することがあります。

3. 延期に伴う受験手数料の返金

令和2年公認会計士試験(第 II 回短答式)の延期後の日程では、受験することができない受験者については、事前申請(注)により受験手数料を返金いたします。

詳しくは、本ウェブサイトに掲載の「受験手数料の返金(還付) についてのお知らせ」をご覧ください。

- (注)申請期間:令和2年7月15日(水)~令和2年8月14日(金)
- ※ 公認会計士・監査審査会事務局や財務(支)局等への電話による 直接の問い合わせについては、ご遠慮いただきますようお願いしま す。

令和2年10月13日 公認会計士・監査審査会

令和2年公認会計士試験(論文式)を受験される方へ

一新型コロナウイルス感染症への対策についてのお知らせー

【試験実施についての基本方針】

令和2年公認会計士試験論文式試験は、11月14日(土)、15日(日)に実施します。

一方で、試験当日までの間に新型コロナウイルス感染症の感染者 数等の状況が変化した場合等には、実施の方針を変更する可能性も あります。

今後、試験実施に関する追加情報等がある場合には、本ウェブサイトに掲載しますので、ご確認いただくようお願いします。

【受験に当たっての注意事項】

受験に際して、以下の対応をお願いしますので、ご理解・ご協力 をお願いします。

1. 体調不良の方

- (1) 以下の方については、他の受験者等への感染のおそれがある ため、**当日の受験を控えていただくようお願いします**。
 - ① 新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方
 - ② 濃厚接触者に該当する方
 - ※ ご自身や同居の方が保健所等の公的機関、企業及び組織から自 宅待機等の指示を受けている方等
 - ③ 37.5度以上の熱や軽度であっても咳などの風邪の症状が続く、強いだるさ、息苦しさといった新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある方
- (2) 試験会場で上記③の症状が生じた場合には、必ずその旨を試

験官等へお申し出ください。他の受験者等への感染拡大防止の ために必要な措置として、**受験を中止し、ご帰宅していただく** よう指示しますので、あらかじめご了承ください。

- ※ 試験当日は、ご自宅において検温を行ってください。(上記 1.(1)③)
- ※ 一部の試験会場では、入場時の検温を実施する場合があります ので、その場合にはご協力をお願いします。また、時間に余裕を もって会場にお越しください。
- ※ 体調不良と思われる方には、必要に応じて試験官が体温測定等を要請する場合がありますので、その際はご対応いただくようお願いします。

なお、上記に該当する方などについての再試験・受験手数料の返金などの特別な措置は予定していませんので、<u>受験者におかれては、受験当日まで十分な体調管理をお願いします</u>。

2. 試験会場でのお願い

試験会場では、感染防止のため、以下の点に留意してください。

① マスクの着用等

試験会場では、感染予防のため、マスクの着用をお願いします。なお、マスクは、本人確認のための写真照合時や試験官の指示があった時等は、一時的に外してください。また、携帯用手指消毒用アルコールをお持ちの方は、持参しても差し支えありませんが、試験中はカバンにしまってください。

② 密の回避

試験会場内での私語は控えるようお願いします。昼食時や休憩時も密集を避け、会話は控えてください。

③ 試験室の換気

試験室は、適宜、ドアや窓を開放するなどの換気を行います。 室温の高低に対応できるよう試験当日の服装には注意してくだ さい。また、ドアや窓の開放による外部の音が気になる方は、 耳せんの使用をお願いします。

4 その他

試験会場では試験官の指示に従ってください。従っていただけない場合は、受験を中止することがあります。

3. 延期に伴う受験手数料の返金

令和2年公認会計士試験(論文式)の延期後の日程では、受験

することができない受験者 (注1) については、<u>事前申請</u> (注2) により受験手数料を返金いたします。

詳しくは、本ウェブサイトに掲載の「受験手数料の返金(還付) についてのお知らせ」をご覧ください。

(注1)返金対象者:令和2年公認会計士試験に短答式試験全科目免除 にて出願された方で、論文式試験の実施時期が延 期されたことを理由に論文式試験の受験を取りや める方(令和2年の短答式試験を受験された方は 対象外です)

(注2)申請期間:令和2年10月13日(火)~令和2年11月4日(水)

※ 公認会計士・監査審査会事務局や財務局等への電話による直接の 問い合わせについては、ご遠慮いただきますようお願いします。

試験結果の概要

(令和2年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験)

(1) 願書提出者数

9,383 人(注)

(注) 当初願書提出者数 10,191 人から、試験延期を理由として受験を取りやめた者(受験手数料還付申請者)808 人を除いたもの。

(2) 答案提出者数

5,616 人 (注)

(注) 願書提出者数と答案提出者数の差の内訳

欠席者数 1,836 人 (第II回短答式試験の受験予定科目の全てを欠席した者)

•短答式試験免除者数 1,931 人

うち 平成 30 年又は平成 31 年短答式試験合格者 1,669 人

うち 司法試験合格者や大学教授等 195 人

うち 旧第二次試験合格者 67 人

(3) 合格者数

722 人

- 総点数の64%以上を取得した者
- ・ ただし、試験科目のうち1科目につき、その満点の40%未満のもの がある者は不合格

(4) 総合平均得点比率・科目別平均得点比率

		平均得点比率
総合		46.1%
科目別	財務会計論	43.7%
	管理会計論	46.0%
	監査論	52.2%
	企業法	43.5%

令和3年2月16日公表

令和2年公認会計士試験の合格発表の概要について

1. 試験結果の概要

(1) 願書提出者数

13,231 人(注) 男性 10,090 人 女性 3,141 人 女性比率 23.7%

(注)令和2年の願書提出者数は、第 I 回短答式試験における願書提出者が 9,393 人、第 II 回短答式試験における願書提出者が 9,383 人となっているところ、第 I 回、第 II 回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの。

(2) 論文式試験受験者数

3.719 人

(注)上記3,719人は、試験実施日の延期により事前に受験を見送った者73人を除き、かつ、受験当日に 受験予定科目全てを欠席した410人を含む人数である。

(3) 論文式試験合格者数

1,335人(対前年比 2人減) 男性 1,007人 女性 328人 女性比率 24.6% 合格率 10.1%(対前年比 0.6 ポイント減)

(4) 参考資料

令和2年公認会計士試験論文式試験の得点階層分布表(総合得点比率)(別紙)

【令和2年公認会計士試験結果】

区分	令和2年試験	令和元年(平成 31 年)試験
願書提出者数(a)	13,231 人	12,532 人
短答式試験受験者数	11,598 人	10,563 人
短答式試験合格者数	1,861 人	1,806人
論文式試験受験者数	3,719 人	3,792 人
最終合格者数(b)	1,335 人	1,337 人
合格率(b/a)	10.1%	10.7%

[※]令和2年試験の短答式試験免除者は 1,931 人。

2. 合格者の概要

- (1) 合格者
 - 51.8%以上の得点比率を取得した者
 - ただし、試験科目のうち1科目につき得点比率が 40%未満のものがある場合は不合格

(2) 合格者の年齢

- 合格者の平均年齢は 25.5 歳
- 最高年齢は61歳、最低年齢は18歳

(3) 合格者の職業

- 「学生」及び「専修学校・各種学校受講生」が893人(構成比66.9%)
- 「会社員」は 95 人(構成比 7.1%)

3. 一部科目免除資格取得者の概要

論文式試験の一部の試験科目について、合格発表の日から起算して2年を経過する論文式試験まで免除を受けることができる一部科目免除資格取得者は463人(属人ベース)

(注)科目別の免除資格取得者の延べ人数ベースでは 525 人

令和2年公認会計士試験

合格者調

1. 年別合格者調

	願 書 提 出 者	論 文 式	合格 者	合 柞	各率
年別	(A)	受 験 者 (B)	(C)	(C)/(A)	(C)/(B)
平成 18年	人 20, 796	人 9, 617	人 3, 108	% 14. 9	% 32. 3
平成 19年	20, 926	9, 026	4, 041	19.3	44.8
平成 20年	21, 168	8, 463	3, 625	17. 1	42.8
平成 21年	21, 255	6, 173	2, 229	10.5	36. 1
平成 22年	25, 648	5, 512	2, 041	8. 0	37.0
平成 23年	23, 151	4, 632	1, 511	6. 5	32. 6
平成 24年	17, 894	3, 542	1, 347	7. 5	38. 0
平成 25年	13, 224	3, 277	1, 178	8. 9	35. 9
平成 26年	10,870	2, 994	1, 102	10. 1	36. 8
平成 27年	10, 180	3, 086	1, 051	10. 3	34. 1
平成 28年	10, 256	3, 138	1, 108	10.8	35. 3
平成 29年	11,032	3, 306	1, 231	11.2	37. 2
平成 30年	11,742	3, 678	1, 305	11.1	35. 5
令和 元年	12, 532	3, 792	1, 337	10. 7	35. 3
令和 2年	13, 231	3, 719	1, 335	10. 1	35. 9
合計	243, 905	73, 955	27, 549	11.3	37. 3

⁽注1) 令和2年合格者中、最高年齢61歳、最低年齢18歳、女性328人。

⁽注2) 令和2年の願書提出者は、第 I 回短答式試験における願書提出者が9,393人、第 II 回短答式試験における願書提出者が9,383人となっているところ、第 I 回、第 II 回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの。

2. 年齡別合格者調

	願書提出者	論 文 式 受 験 者	合格 者	合 #	各率	合格 者 構 成 比
区 分	(A)	文	(C)	(C)/(A)	(C)/(B)	・
	人	人	人	%	%	%
20歳未満	132	13	7	5. 3	53.8	0.5
20歳以上25歳未満	5, 743	1, 631	799	13. 9	49. 0	59. 9
25歳以上30歳未満	2, 942	852	299	10. 2	35. 1	22.4
30歳以上35歳未満	1,760	507	128	7. 3	25. 2	9.6
35歳以上40歳未満	1, 163	325	44	3.8	13. 5	3. 3
40歳以上45歳未満	685	167	23	3. 4	13.8	1.7
45歳以上50歳未満	425	121	18	4. 2	14. 9	1.3
50歳以上55歳未満	289	76	11	3.8	14. 5	0.8
55歳以上60歳未満	184	48	4	2. 2	8. 3	0.3
60歳以上65歳未満	100	29	2	2. 0	6. 9	0.1
65歳以上	99	23	0	0.0	0.0	0.0
合 計	13, 231	3, 719	1, 335	10. 1	35. 9	100.0

⁽注1) 令和3年2月16日時点の年齢によるもの。

⁽注2)「願書提出者(A)」及び「論文式受験者(B)」の合計数は、試験実施日の延期による事前辞退者を除いた人数であるため、内訳の合計とは一致しない。 (注3)合格者構成比の合計欄の値は、端数処理の関係で各区分の合計と一致しない。

3. 学歷別合格者調

	願書提出者	論 文 式	合格 者	合 柞	各率	合格 者
区 分	(A)	受 験 者 (B)	(C)	(C)/(A)	(C)/(B)	構成比
	人	人	人	%	%	%
大学院修了	825	292	56	6.8	19. 2	4. 2
会計専門職大学院修了	680	357	41	6.0	11.5	3. 1
大学院在学	118	35	12	10. 2	34. 3	0.9
会計専門職大学院在学	128	30	11	8.6	36. 7	0.8
大 学 卒 業 (短大含む)	5, 928	1, 685	552	9. 3	32. 8	41.3
大 学 在 学 (短大含む)	4, 183	1, 044	555	13. 3	53. 2	41.6
高校卒業	1, 314	261	80	6. 1	30. 7	6. 0
その他	346	88	28	8. 1	31.8	2.1
合 計	13, 231	3, 719	1, 335	10. 1	35. 9	100. 0

 ⁽注1) 第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者については、第Ⅲ回における出願時の申告に基づく区分による。
 (注2) 大学院の「修了」、大学及び高校の「卒業」には、見込者を含む。
 (注3) 「願書提出者(A)」及び「論文式受験者(B)」の合計数は、試験実施日の延期による事前辞退者を除いた人数であるため、内訳の合計とは一致しない。

4. 職業別合格者調

				願書提出者	論 文 受 験	式	合	格者		合材	各率	合	格	者
	区	分		(A)	受 験 (B)	者		(C)	(C)/	(A)	(C)/(B)	構	成	比
				人		人		人		%	%			%
会	計	士	補	59	5.	2		4	(6.8	7. 7		0	. 3
会言	十事	務 所	員	692	24	6		67	ĺ	9. 7	27. 2		5	. 0
税	廷	Ł	士	54	2.	8		6	11	1.1	21. 4		0	. 4
会	社	t.	員	2, 490	44	7		95	5	3.8	21. 3		7	. 1
公	矜	·\$	員	424	10	5		26	(6. 1	24. 8		1	. 9
教			員	40	1'	9		6	15	5. 0	31.6		0	. 4
教育	··学	習支援	受者	53	1:	3		2	(3.8	15. 4		0	. 1
学			生	5, 607	1, 51	1		740	13	3. 2	49. 0		55	. 4
		牟 校 泛受講	· 靠生	1, 322	53	8		153	11	1.6	28. 4		11	. 5
無			職	2, 063	62'	9		216	10). 5	34. 3		16	. 2
そ	Ø,)	他	718	20-	4		20	2	2.8	9.8		1	. 5
	合	計		13, 231	3, 71	9		1, 335	10). 1	35. 9		100	. 0

⁽注1)第 I 回、第 I 回のいずれにも願書を提出した受験者については、第 I 回における出願時の申告に基づく区分による。(注2)「願書提出者(A)」及び「論文式受験者(B)」の合計数は、試験実施日の延期による事前辞退者を除いた人数であるため、内訳の合計とは一致しない。

⁽注3) 合格者構成比の合計欄の値は、端数処理の関係で各区分の合計と一致しない。

5. 財務局別合格者調

	Λ.	願書提出者	論 文 式 受 験 者	合格 者	合 _ #	各 率	合 格 者 構 成 比
区	分	(A)	受	(C)	(C)/(A)	(C)/(B)	構成比
		人	人	人	%	%	%
北	海道	276	58	16	5.8	27. 6	1.2
東	北	398	115	41	10. 3	35. 7	3. 1
関	東	8, 120	2, 272	782	9.6	34. 4	58. 6
北	陸	133	37	9	6.8	24. 3	0.7
東	海	829	274	106	12.8	38. 7	7. 9
近	畿	2, 593	759	293	11.3	38. 6	21.9
中	国	243	56	21	8.6	37. 5	1.6
四	国	187	37	19	10. 2	51.4	1.4
九	州	146	42	10	6.8	23. 8	0.7
福	岡	537	132	37	6. 9	28. 0	2.8
狆	縄	60	10	1	1. 7	10.0	0. 1
合	= +	13, 231	3, 719	1, 335	10. 1	35. 9	100.0

⁽注) 「願書提出者(A)」及び「論文式受験者(B)」の合計数は、試験実施日の延期による事前辞退者を除いた人数であるため、内訳の合計とは一致しない。

令和2年度の講演会の開催状況

(1)大学生等を対象とする講演

開催日				‡	易所			講師
令和 2 年 6 月 11 日	_		橋	大		学	東京都 (オンライン)	櫻井会長
10月9日	大	阪	府	立	大	学	大阪府	櫻井会長
10月12日	専		修	大		学	東京都 (オンライン)	松井委員
10月13日	龍		谷	大		学	京都府	櫻井会長
10月14日	兵	庫	県	立	大	学	兵庫県 (オンライン)	櫻井会長
10月28日	昭	和	女	子	大	学	東京都 (オンライン)	櫻井会長・検査官
10月28日	大		阪	大		学	大阪府 (オンライン)	櫻井会長
11月4日	甲		南	大		学	兵庫県 (オンライン)	櫻井会長
11月10日	東	北	学	院	大	学	宮城県 (オンライン)	松井委員
11月10日	中		央	大		学	東京都 (オンライン)	松井委員
11月11日	関		西	大		学	大阪府	櫻井会長
11月20日	神	戸	薬	科	大	学	兵庫県 (オンライン)	櫻井会長
11月26日	大	阪	市	立	大	学	大阪府 (オンライン)	櫻井会長
12月15日	駒		澤	大		学	東京都 (オンライン)	松井委員
令和3年1月7日	京	都	産	業	大	学	京都府 (オンライン)	櫻井会長
1月12日	富		Щ	大		学	富山県(オンライン)	松井委員

(2) 高校生を対象とする講演

開催日	場所	講師	
令和 3 年 1 月 25 日	埼 玉 県 立 狭 山 経 済 高 等 学 校	埼玉県 (オンライン)	櫻井会長
3月24日	愛知県立豊橋商業高等学校	愛知県	櫻井会長

IFIAR 本会合開催実績

	期間	場所	参 加 当 局
第1回	平成 19 年 3 月 22 - 23 日	東京	22 か国・地域
第2回	平成 19 年 9 月 24 - 25 日	トロント	21 か国・地域
第3回	平成 20 年 4 月 9~11 日	オスロ	22 か国・地域
第4回	平成 20 年 9 月 22~24 日	ケープタウン	21 か国・地域
第5回	平成 21 年 4 月 27~29 日	バーゼル	30 か国・地域
第6回	平成 21 年 9 月 14~16 日	シンガポール	29 か国・地域
第7回	平成 22 年 3 月 22~24 日	アブダビ	30 か国・地域
第8回	平成 22 年 9 月 27~29 日	マドリッド	37 か国・地域
第9回	平成 23 年 4 月 11~13 日	ベルリン	34 か国・地域
第 10 回	平成 23 年 9 月 26~28 日	バンコク	29 か国・地域
第 11 回	平成 24 年 4 月 16~18 日	釜山	32 か国・地域
第 12 回	平成 24 年 10 月 1~3 日	ロンドン	39 か国・地域
第 13 回	平成 25 年 4 月 15~17 日	ノールドワイク	42 か国・地域
第 14 回	平成 26 年 4 月 7~9 日	ワシントン D. C.	44 か国・地域
第 15 回	平成 27 年 4 月 21~23 日	台北	38 か国・地域
第 16 回	平成 28 年 4 月 19~21 日	ロンドン	48 か国・地域
第 17 回	平成 29 年 4 月 4~6 日	東京	47 か国・地域
第 18 回	平成 30 年 4 月 17~19 日	オタワ	47 か国・地域
第 19 回	平成 31 年 4 月 30 日 ~令和元年 5 月 2 日	ギリシャ	50 か国・地域

(注)平成 25 年以降、本会合は年1回の開催とし、別途オフィサー、諮問委員会メンバー及びワーキング・グループ議長等による中間会合を開催。

令和3年3月22日 公認会計士・監査審査会/金融庁

監査監督機関国際フォーラムによる 「2020年検査指摘事項報告書」の公表について

監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)は、メンバー国の監査監督当局を対象に、2020年(令和2年)夏、9回目となる検査指摘事項調査を実施しました。この度、その結果を取りまとめた「2020年検査指摘事項報告書」(原題: Survey of Inspection Findings 2020)を公表しました。

なお、公認会計士・監査審査会事務局は、本報告書の取りまとめを行う作業チームに参画しており、引き続き 当該取組みに貢献してまいります。

詳細につきましては、以下をご覧ください。

- ▶ プレスリリース(原文) (PDF) 1 · (仮訳) (PDF) 1
- ▶ <u>「2020年検査指摘事項報告書」(原文)</u> (PDF) 📆

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験室

金融庁総合政策局IFIAR戦略企画本部IFIAR戦略企画室

Tel: 03-3506-6000(代表)(内線2415)

プレスリリース(仮訳)

監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)が第9回 検査指摘事項調査の報告書 を公表

2021年3月15日

本日、IFIAR は、6大グローバル監査法人ネットワークに加盟している監査法人に対して、IFIAR メンバー当局が個別に行った検査に基づく9回目の年次検査指摘事項調査の結果に係る報告書を公表した。IFIAR は、法人全体の品質管理態勢に対する検査、及び、個別監査業務に対する検査の2種類の活動に係る情報を収集した。50の IFIAR メンバー当局が2020年の調査に参加した。

2020年調査への IFIAR メンバー当局の報告によると、検査を行った個別監査業務のうち、1つ以上の指摘があったものは34%だった。それに対し、2019年調査では33%、指摘率を初めて計測した2014年調査では47%であった。今回の前年同期比でのわずかな増加は、過去7回の調査において一度だけである。

2020 年調査に含まれる検査結果は、COVID-19 のパンデミック発生前に終了した監査の検査であり、パンデミックによる検査活動への影響は、2021 年以降の調査に反映される可能性がある。

IFIAR は、メンバー当局の検査プログラムの集計結果の前年比の変化が、必ずしも監査品質の変化を示すものではないため、調査結果の一般的な傾向を長期的にモニターしている。しかしながら、集計上の指摘率は依然として高く、監査法人には高水準にとどまる指摘率に対処するための継続的な努力が求められる。さらに、品質管理態勢に関する検査結果の経年変化も引き続き懸念される。強力な品質管理態勢は、監査品質を向上、維持するための重要な要素であることから、IFIAR は、質の高い監査を実現するために、GPPC¹ネットワークとそのメンバーファームが継続して改善に取り組むことを強く求める。

本調査結果は、監査法人による監査品質改善の進捗を厳密に測定するものではなく、変化を検討する唯一の要因でもない。IFIAR メンバー当局の検査はリスクベースの手法を取っているため、年間を通じて、必ずしも全ての監査事務所や品質管理項目、全保証業務の代表的なサンプルを選んでいるわけではない。監査品質を総合的に評価するには、検査を通じて特定・報告された不備の数を超えた、様々な要素を検討する必要がある。

^{1 (}公認会計士・監査審査会事務局注)GPPC: BDO、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、Grant Thornton、KPMG 及び PricewaterhouseCoopers。

監査品質を向上させる責任は監査法人にあるが、IFIAR は、様々な活動を通じて、グローバルに一貫した高品質な監査に向けた進歩に影響を与えようとしている。IFIAR は、監査法人が継続的に改善のサイクルを回し続けることを促している。それは今までも、これからも、GPPC との対話や IFIAR メンバー間での知見の共有における、IFIAR の突出した特徴であり続ける。

検査指摘事項調査について

IFIAR の年次検査指摘事項調査は、監査法人の品質管理態勢及びシステム上重要な金融機関(SIFIs)を含む上場 PIEs(社会的影響度の高い事業体)の監査について、IFIAR メンバー当局の主な検査結果をまとめたものである。PIE 監査における検査指摘事項は、監査事務所が監査意見を裏付けるのに十分かつ適切な監査証拠を入手していなかったことを示す、監査手続上の不備である。しかし、必ずしも当該財務諸表に重要な虚偽表示があることを示唆するものではない。

IFIAR について

監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)は、2006年に設立され、アフリカ、北米、南米、アジア、オセアニア、ヨーロッパの54の国・地域の独立した監査監督当局で構成されている。その使命は、グローバルに監査品質を向上することにより、投資家を含む公益に資することである。IFIARは、世界中の監査品質や規制実施について、対話や知見の共有ができるプラットフォームを提供し、規制活動における協調を促している。IFIARの公式のオブザーバーは、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、欧州委員会(EC)、金融安定理事会(FSB)、保険監督者国際機構(IAIS)、証券監督者国際機構(IOSCO)、公益監視委員会(PIOB)及び世界銀行である。IFIARに関する更なる情報については、IFIARウェブサイト(www.ifiar.org)を参照されたい。



18F Otemachi Financial City Grand Cube, 1-9-2 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0004 Japan Tel: +81-3-4510-3495 Fax: +81-3-4510-3499

Email: secretariat@ifiar.org Web: www.ifiar.org

IFIAR Urges Continued Audit Quality Improvement Efforts

March 15, 2021

IFIAR released today a report on the results of its ninth annual survey of inspection findings arising from its member regulators' individual inspections of audit firms affiliated with the six largest global audit firm networks. IFIAR collected information about two categories of activities: inspections performed on firm-wide systems of quality control and inspections of individual audit engagements. Fifty IFIAR members contributed to the 2020 survey.

IFIAR members reported in the 2020 survey that 34% of audit engagements inspected had at least one finding, compared to 33% in the 2019 survey, and down from 47% in the first survey capturing this percentage in 2014. This slight year-over-year increase is the only time the finding rate has increased over the past seven surveys.

The inspection results included in the 2020 survey are for inspections of audits that concluded prior to the advent of the pandemic. The pandemic's effects on inspection activity may be reflected in the 2021 and subsequent surveys.

IFIAR monitors general trends in survey findings over time, as year-over-year changes in aggregate results across our members' inspections programs are not necessarily indicative of changes in audit quality. However, the rate of findings at the aggregate level remains high, and the need remains for audit firms to make continued efforts to address the high level of findings. Further, variability over time in findings from inspections of systems of quality control continues to be of concern. A strong system of quality control is a critical element in improved and sustained audit quality. IFIAR, therefore, urges the GPPC networks' and their member firms' continued improvement efforts in the interest of achieving consistently high quality audit performance.

The survey results do not measure precisely – and are not the sole factor when considering developments in – firms' progress in improving audit quality. Members' inspection processes follow a risk-based methodology and are not necessarily intended to select a representative sample of all firms, firms' quality control elements or all assurance work throughout the year. A comprehensive evaluation of audit quality involves consideration of various factors beyond numerical information about deficiencies identified and reported over the course of an inspection.

While responsibility for improving audit quality rests with audit firms, IFIAR seeks to influence progress towards consistent, high quality audits globally through various activities. IFIAR encourages audit firms to execute on an ongoing cycle of continuous improvement, a topic that has been – and will remain – a prominent aspect of IFIAR's dialogue with the GPPC networks and knowledge sharing among IFIAR members.



18F Otemachi Financial City Grand Cube, 1-9-2 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0004 Japan Tel: +81-3-4510-3495 Fax: +81-3-4510-3499

Email: secretariat@ifiar.org Web: www.ifiar.org

About the Survey

IFIAR's annual Inspection Findings Survey collects data on key results from IFIAR Members' inspections of audit firms' systems of quality control and audits of listed public interest entities (PIEs), including systemically important financial institutions (SIFIs). Inspection findings for PIE audits are deficiencies in audit procedures that indicate that the audit firm did not obtain sufficient appropriate audit evidence to support its opinion, but do not necessarily imply that those financial statements are also materially misstated.

About IFIAR

Established in 2006, the International Forum of Independent Audit Regulators (IFIAR) comprises independent audit regulators from 54 jurisdictions representing Africa, North America, South America, Asia, Oceania, and Europe. Our mission is to serve the public interest, including investors, by enhancing audit oversight globally. IFIAR provides a platform for dialogue and information-sharing regarding audit quality matters and regulatory practices around the world; and promotes collaboration in regulatory activity. IFIAR's official observer organizations are the Basel Committee on Banking Supervision, the European Commission, the Financial Stability Board, the International Association of Insurance Supervisors, the International Organization of Securities Commissions, the Public Interest Oversight Board and the World Bank. For more information about IFIAR, visit www.ifiar.org.

令和2年10月9日 公認会計士·監查審查会/金融庁

監査監督機関国際フォーラムによる 「Information Paper: グローバルネットワークに対する監督の推進」の公表について

監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)は、9月11日、「Information Paper: グローバルネットワークに対する監督の推進」(原題:IFIAR Information Paper: Facilitating Oversight of Global Audit Firm Networks)を公表しました。

詳細につきましては、以下をご覧ください。

- ▶ プレスリリース(原文)・ (仮訳)
- ▶ <mark>Information Paper(原文)</mark>

関連サイト: IFIARウェブサイト Information Paperの公表について

 $(\underline{https://www.ifiar.org/latest-news/ifiar-publishes-information-paper-on-facilitating-oversight-of-global-audit-firm-networks/})$

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験室

金融庁総合政策局IFIAR戦略企画本部IFIAR戦略企画室

Tel: 03-3506-6000(代表)(内線2432)

プレスリリース(仮訳)

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) が「Information Paper:グローバルネットワークに対する監督の促進」を公表

2020年9月10日

世界的な COVID-19 の渦中で、COVID-19 はビジネスに重大な支障をきたしかねないため、関係者はこれまで以上に財務報告の信頼性の確保に注意を払っている。この流れを受けて、本日 IFIAR は、高品質な監査及び監査監督と他の要素を併せた、財務報告エコシステムに対する重要性を強調し、資本市場の信頼の形成における財務報告エコシステムの役割の概要を記載したInformation Paper を公表した。

IFIAR は、加盟国に対し、情報交換や経験共有を行うためのプラットフォームを提供している。同様に、IFIAR はグローバルネットワークとの対話の場を設け、世界的な監査品質の向上を試みている。この Information Paper では、グローバルネットワーク特有の構造的な特徴を説明し、また、IFIAR が規制当局ではない中で、グローバルネットワークとメンバーファームへの関与により、いかにそれらに対する監督を促進しているかを概説している。

IFIAR について

監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)は、2006年に設立され、アフリカ、北米、南米、アジア、オセアニア、ヨーロッパの55の国・地域の独立した監査監督当局で構成されている。その使命は、グローバルに監査監督を向上させることにより、投資家を含む公益に資することである。IFIARは、世界中の監査品質や規制実施について、対話や知見の共有ができるプラットフォームを提供し、規制活動における協調を促している。IFIARの公式のオブザーバーは、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、欧州委員会(EC)、金融安定理事会(FSB)、保険監督者国際機構(IAIS)、証券監督者国際機構(IOSCO)、公益監視委員会(PIOB)及び世界銀行である。IFIARに関する更なる情報については、IFIARウェブサイト(www.ifiar.org)を参照されたい。



September 10, 2020 Tokyo, Japan

International Forum of Independent Audit Regulators publishes Information Paper on "Facilitating Oversight of Global Audit Firm Networks".

In the midst of the global covid-19 pandemic, which continues to cause significant disruption to business, stakeholders are paying ever closer attention to the reliability of financial reporting. It is in this context that IFIAR has published today an Information Paper which underscores the importance of both high-quality audits and audit oversight, together with other contributors, to the financial reporting ecosystem, and outlines the role of the financial reporting ecosystem in building trust in the capital markets.

IFIAR provides a platform for its Membership to exchange information and share experiences. IFIAR also coordinates dialogue with the largest global audit firm networks, prompting the networks to improve audit quality around the world. This Information Paper explains the unique structural characteristics of global audit firm networks and outlines how, whilst not a regulator itself, IFIAR's engagement with the networks and among members facilitates the oversight of global audit networks.

About IFIAR

Established in 2006, the International Forum of Independent Audit Regulators (IFIAR) comprises independent audit regulators from 55 jurisdictions representing Africa, North America, South America, Asia, Oceania, and Europe. Our mission is to serve the public interest, including investors, by enhancing audit oversight globally. IFIAR provides a platform for dialogue and information-sharing regarding audit quality matters and regulatory practices around the world; and promotes collaboration in regulatory activity. IFIAR's official observer organizations are the Basel Committee on Banking Supervision, the European Commission, the Financial Stability Board, the International Association of Insurance Supervisors, the International Organization of Securities Commissions, the Public Interest Oversight Board and the World Bank. For more information about IFIAR, visit www.ifiar.org.

令和2年5月11日 公認会計士·監査審査会/金融庁

監査監督機関国際フォーラムによる 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)関係の 議長レターの公表について

監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)は、5月1日、「IFIAR議長によるCOVID-19に関する利害関係者へのアップデート」(原題: IFIAR Chair's Update on COVID-19 to stakeholders)を公表しました。

詳細につきましては、以下をご覧ください。

▶ 議長レター(原文) (監査監督機関国際フォーラムウェブサイトリンク) (仮訳) (PDF)

関連サイト:監査監督機関国際フォーラムウェブサイト 新型コロナウイルス感染症関連ページ (https://www.ifiar.org/latest-news/ifiar-update-on-covid-19/)

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験室

金融庁総合政策局IFIAR戦略企画本部IFIAR戦略企画室

Tel: 03-3506-6000(代表) (内線2432)

議長レター(仮訳)

IFIAR 議長による COVID-19 に関する利害関係者へのアップデート

2020年5月1日

本レターは、COVID-19 パンデミックの危機を踏まえた IFIAR 及び IFIAR メンバー当局の活動について最新情報を提供するものである。

第一に、(組織としての) IFIAR は、今後予定されているすべての対面会議を中止し、IFIAR 職員を在宅勤務に移行させることで、メンバー、職員、一般市民の健康と安全に注力して対応してきた。このような状況にもかかわらず、(組織としての) IFIAR は、メンバーと同様に、状況に適応して業務運営を継続し、現在進行中の業務及び目の前の新たな課題に関して、メンバー及び監査コミュニティの利害関係者を支援することに積極的に注力してきた。

私は、IFIAR 代表理事会とともに、監査及び監査監督コミュニティにおける多くの監査人やその他の参加者が、COVID-19 パンデミックの結果、監査及び監査監督を実施する上で実務上の困難に直面しているであろうことを認識している。しかし、我々は監査監督当局として、この間、質の高い財務報告の維持に監査が貢献することの重要性についても認識している。投資家及びその他の利害関係者がかつてない程質の高い財務情報を必要としているであろう今、COVID-19 の重大な影響があっても、また、それを踏まえて、監査法人は、要求される基準を十分に遵守する必要があることを強調する。これらの新たな課題にもかかわらず、IFIAR は、COVID-19 の状況を踏まえた新たな活動を含め、「世界的に監査監督を強化することで、投資家を含む公共の利益に貢献する」という使命を引き続き果たしていく。そのような活動には以下が含まれる。

IFIARメンバーと一般への情報共有

多くの IFIAR メンバー及び関連当局は、この危機の間、監査コミュニティに対して重要な発表、声明及びガイドラインを公表してきた。COVID-19 パンデミックによる監査、会計及び開示への影響や想定される財務諸表監査への影響について、監査人、企業及びその他の者の注意を喚起するため、多くの情報が公表されてきた。同様に、提出期限の延長、立入検査の一時的な猶予、当局の期待に関する監査法人や利害関係者へのタイムリーな最新情報の提供など、多くの当局が講じてきた関連施策も公表されてきた。

IFIAR は、メンバーや一般市民に対し、メンバーの国・地域におけるそのような動向や現在進行中の COVID-19 の状況に関連するその他の有用な情報について最新情報を継続的に提供していくため、IFIAR のウェブサイト内に COVID-19 専用ページを公開している。(https://www.ifiar.org/about/covid-19-updates-public/)

また、別途メンバー専用ページには、当局にとって価値のある更なる情報 が掲載されている。

さらに、IFIAR 代表理事会は 4 月 16 日、代表理事会メンバーが、より多くの IFIAR メンバーと共有すべきテーマを知り、特定するため、専ら COVID-19 パンデミックに関する代表理事会メンバー当局の対応について議論するための電話会議を開催した。代表理事会は、継続して開催される会議において、状況の変化を注意深く監視し続ける。

グローバル監査品質ワーキング・グループ(GAQWG)とグローバル公共政策委員会(GPPC)ネットワークとの連携[1]

GAQWG は、COVID-19 に関連して発生し得る新たな問題に直ちに注力するのに加え、ワーキング・グループとして進行中の重点分野について、対話とモメンタムを維持するため、GPPC のカウンターパートとの交流を継続している。

オフィサー (議長、副議長)/事務局長(ED)と GPPC 幹部との連携

オフィサー及び ED は、現在の状況において監査を遂行する上で直面している課題や、それに対応するための取組を理解するため、GPPC 事務局及び GPPC の CEO グループの議長と定期的に電話・ビデオ会議を開催しているほか、個々の GPPC 監査法人の幹部とも随時電話会議を行っている。こうした交流の中で、GPPC は IFIAR がメンバーを支援するために行っている取組に関して情報を得ている。オフィサーと ED は、監査法人がすべての関連する基準を遵守し、質の高い監査を実施することが期待されていることを繰り返し伝えている。

基準設定主体や他の国際機関との調整

IFIAR は、引き続き、基準調整ワーキング・グループ(SCWG)を通じて、IAASB の作業をフォローし、コメントを行う。さらに、SCWG 議長は、IAASB 及び各国基準設定主体(監査基準設定の権限を有する IFIAR メンバーも含む)と連携し、実施し得る対応策の把握に努めている。

IFIAR のオフィサーと ED は、オープンなコミュニケーションと情報共有を維持するために、適宜他の国際機関とも連携している。

メンバーの活動

検査:メンバーは、各国政府が実施中の推奨される措置の下で活動を継続できるよう、監査人及び監査法人の検査について実務的な面で修正を行っている。多くの国・地域では、進行中の検査についてリモートワークが可能とされており、その他の国・地域でも、リモートでの活動を向上させるために引き続き働き方を見直している。場合によっては、監査業務チームが足元の

監査の遂行に集中できるように、検査のタイミングを調整したり、一時的に 中断したりしている。

執行:一部のメンバーは、執行業務、特に、必要となる対面でのインタビューやその他の会議の実施、(制度上該当する国・地域における)証言の聴取など典型的な対面での活動を継続するにあたり障害に直面しており、リモートでのインタビューや資料入手の手段について模索している。

各国内の監査法人とのコミュニケーション:メンバーの中には、現在の状況下で監査法人が直面している重要な問題及びそれに対応するために監査法人が実施している取組や手続きを特定し、理解するために、各国内の監査法人の代表と定期的に連絡を取り合っている当局もある。

IFIAR は、現在の状況により、全ての利害関係者が制約を受け、更なる圧力の下にあることを認識している。その結果、世界的に監査監督を強化するための IFIAR の努力及び手段は、状況に適応し、進化し続ける。IFIAR はこれらの活動についてウェブサイトを通じて利害関係者に継続的に情報提供していく。

フランク・シュナイダー IFIAR 議長

[1] 各 GPPC ネットワークは、世界中の国や地域で属地的に運営され、別々の 法人格を持つ監査法人(メンバーファーム)のグループで構成されている。 各 GPPC ネットワークは、以下の法人に代表される: BDO International Limited、Deloitte Touche Tohmatsu Limited、Ernst & Young Global Limited、 Grant Thornton International Limited、KPMG International Cooperative、及 び PricewaterhouseCoopers International Limited。





Home / Latest News / IFIAR Chair's Update on COVID-19 to... /

IFIAR Chair's Update on COVID-19 to stakeholders

May 1, 2020

IFIAR Chair's Update on COVID-19 to stakeholders

This letter is to provide an update on IFIAR activity, and that of IFIAR Member organizations, considering the COVID-19 pandemic crisis.

Firstly, IFIAR as an organization has responded with a focus on the health and safety of our Members, staff and the general public by canceling all upcoming in-person meetings and moving to a work-from-home basis for the IFIAR staff. Despite this, IFIAR as an organization has, like our Members, adapted and remains operational and actively focused on supporting our Membership and stakeholders in the audit community in our ongoing work as well as the new challenges at hand.

I, along with the IFIAR Board, recognize that many auditors and other participants in the audit and audit oversight community may be facing practical difficulties in carrying out audits and audit oversight as a result of the COVID-19 pandemic. But as audit regulators we also recognize the importance of audit's contribution to maintaining high quality financial reporting during this time and stress the need for audit firms to fully comply with required standards despite, and in light of, the

significant impacts of COVID-19 – when investors and other stakeholders may have greater need for high-quality financial information than ever. Despite these new challenges, IFIAR will continue to fulfill its mission which is to serve the public interest, including investors, by enhancing audit oversight globally – including new activity developed in light of the COVID-19 situation. Such activity includes:

Information sharing for IFIAR members and the public

Many IFIAR Members and related regulators have issued announcements, statements and guidelines of import to the audit community during this crisis. Many public communications have been issued to draw the attention of auditors, companies and others to the audit, accounting and disclosure implications of the COVID-19 pandemic and its likely impact to audits of financial statements; as well as the related steps many regulators have taken, such as the extension of filing deadlines, temporary relief from on-site inspections, and the provision of timely updates to firms and stakeholders as to regulator expectations.

IFIAR has published dedicated COVID-19 pages on the IFIAR website to keep Members and the general public updated on such developments from across our Member jurisdictions and other relevant information in relation to the ongoing COVID-19 situation. (https://www.ifiar.org/about/covid-19-updates-public/)

A separate dedicated page for Members hosts further information of value to regulators.

Further, IFIAR's Board held a conference call on April 16 dedicated to discussing the responses of Board Member organisations to the COVID-19 pandemic, to enable Board Members to learn and identify themes to share with the greater IFIAR Membership. The Board continues to closely monitor the evolution of the situation during its ongoing meetings.

Global Audit Quality Working Group (GAQWG) Liaison with the Global Public Policy Committee (GPPC) Networks[1]

Officer/ Executive Director (ED) Liaison with the GPPC Leadership

The Officers and ED are holding periodic tele/video-conference calls with the GPPC Secretariat and Chair of the GPPC CEO Group; in addition to ad hoc calls with individual GPPC firm leadership to understand the challenges they are facing in completing audits in the current circumstances and the initiatives they are undertaking in response. During these interactions, the GPPC has been kept informed of the actions IFIAR has been taking to support its Members. The Officers and ED have reiterated the expectation for firms to comply with all relevant standards and perform high-quality audits.

Coordination with Standard Setters and other International Organizations

IFIAR continues to follow and comment on the work of the IAASB through IFIAR's Standards Coordination Working Group (SCWG). In addition, the SCWG Chair is liaising with the IAASB and National Standard Setters (some of which are IFIAR Members with audit standard setting within their remit) to understand any responsive steps they may be taking.

IFIAR's Officers and ED are also liaising with other international organizations to maintain open communication and information sharing, as appropriate.

Member Activity

Inspections: Members are adapting the practical aspects of their inspections of statutory auditors and audit firms to allow for continued activity under the recommended measures implemented by their respective governments. Remote working arrangements are in place for ongoing inspections in many jurisdictions and others continue to adapt their working arrangements to improve remote activity. In some cases, the timing of inspection activity is being adjusted or temporarily suspended to allow audit teams to focus on completing current audits.

Communication with national audit firms: A number of our Members have established regular contact with audit firm representatives at a national level in their jurisdiction to identify and understand key issues encountered by the firms in the current context, and the initiatives and processes implemented by the firms in response.

IFIAR recognizes the constraints experienced by, and additional pressures placed upon, all our stakeholders by the current circumstances. IFIAR's efforts and methods to enhance audit oversight globally continues to adapt and evolve as a result and we will continue to update stakeholders through our website on these activities.

Yours Truly,

Frank Schneider,

IFIAR Chair

[1] Each of the Global Public Policy Committee (GPPC) networks is comprised of a group of legally separate firms operating locally in countries or regions around the world. The GPPC networks are represented by the following entities: BDO International Limited, Deloitte Touche Tohmatsu Limited, Ernst & Young Global Limited, Grant Thornton International Limited, KPMG International Cooperative, and PricewaterhouseCoopers International Limited.

Posted on April 30, 2020

IFIAR 検査ワークショップ開催実績

	期間	場所	参 加 当 局
第1回	平成 19 年 5 月 30 • 31 日	アムステルダム	22 か国・地域
第2回	平成 20 年 1 月 29 - 30 日	ベルリン	20 か国・地域
第3回	平成 21 年 2 月 11~13 日	ストックホルム	25 か国・地域
第4回	平成 22 年 2 月 9~12 日	パリ	31 か国・地域
第5回	平成 23 年 2 月 23~25 日	ワシントン D. C.	30 か国・地域
第6回	平成 24 年 3 月 5~7 日	アブダビ	32 か国・地域
第7回	平成 25 年 3 月 4~6 日	チューリッヒ	38 か国・地域
第8回	平成 26 年 3 月 10~12 日	クアラルンプール	36 か国・地域
第9回	平成 27 年 3 月 2~4 日	ロンドン	37 か国・地域
第 10 回	平成 28 年 2 月 22~24 日	アブダビ	34 か国・地域
第 11 回	平成 29 年 2 月 8~10 日	アテネ	41 か国・地域
第 12 回	平成 30 年 2 月 20~22 日	コロンボ	41 か国・地域
第 13 回	平成 31 年 3 月 6~8 日	パリ	47 か国・地域
第 14 回	令和 2 年 2 月 4~6 日	ワシントン D. C.	40 か国・地域
第 15 回	令和3年3月23~25日	オンライン形式で 開催	51 か国・地域

日本 IFIAR ネットワーク 会員

【会計監査税務】

- 〇日本監査研究学会
- 〇日本監査役協会
- 〇日本公認会計士協会 日本税理士会連合会
- 〇日本内部監査協会

【経済界】

経済同友会

〇日本経済団体連合会

【金融資本市場】

金融先物取引業協会 国際銀行協会(IBA) 信託協会

生命保険協会

- ○全国銀行協会第二種金融商品取引業協会投資信託協会日本証券アナリスト協会
- 〇日本証券業協会 日本損害保険協会 日本投資顧問業協会
- 〇日本取引所グループ
- 〇日本IR協議会

【その他】

日本弁護士連合会

【オブザーバー】

東京都

計 22 団体

- (注1)各分類内で50音順
- (注2) 〇印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会に所属 する会員。計9会員。



公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

https://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html